

令和2年度

包括外部監査の結果報告書

清掃事業に関する事務の執行について

令和3年3月

さいたま市包括外部監査人

公認会計士 松浦竜人

目 次

第 1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件	1
3	特定の事件を選定した理由	1
4	外部監査の対象期間	1
5	監査対象部局	1
6	主な監査手続について	2
7	外部監査の実施期間	2
8	包括外部監査人補助者の資格及び氏名	2
9	利害関係	2
第 2	監査対象の概要	3
1	さいたま市における清掃事業の概要	3
	（1）環境局の組織、人員の状況	3
	（2）環境局各課等の事務分掌及び歳入歳出予算決算の状況	5
2	さいたま市のごみ関係施設の概要	2 1
3	さいたま市の清掃事業の現状	3 5
	（1）経年推移	3 5
	（2）他団体との比較	3 9
4	第 4 次さいたま市一般廃棄物処理基本計画の概要	4 1
第 3	外部監査の結果及び意見の概要	4 6
1	監査の着眼点と監査手続	4 6
2	監査の結果及び意見の概要	4 7
第 4	外部監査の結果及び意見	5 0
1	個別検出事項	5 0
	（1）契約事務	5 0
	（2）物品等管理事務	6 3
	（3）毒劇物等薬品管理事務	6 9
	（4）その他事務	7 4
	（5）第 4 次さいたま市一般廃棄物処理基本計画について	7 9
	（6）組織体制の合理化・規模の適正化	9 0
	（7）持続可能性と市民への説明責任	1 1 2
	（8）まとめ	1 2 2
2	全庁に関連する事項	1 2 3
	（1）勤怠管理簿のシステム化・ペーパーレス化	1 2 3
	（2）特殊勤務手当について	1 2 3
	（3）社会福祉協議会を通じた行政財産の貸付・使用許可	1 2 6
	（4）建物と一体管理の備品の管理方法	1 2 7
	（5）路上喫煙及び空き缶等のポイ捨て対策について	1 3 0

包括外部監査の結果報告書

さいたま市包括外部監査人 公認会計士 松浦竜人

第 1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 27 第 2 項に定めるさいたま市との包括外部監査契約に基づく監査

2 選定した特定の事件

清掃事業に関する事務の執行について

3 特定の事件を選定した理由

さいたま市では、平成 29 年度に「第 4 次さいたま市一般廃棄物処理基本計画」を策定している。「第 4 次さいたま市一般廃棄物処理基本計画」では、「めぐるまち（循環型都市）“さいたま”の創造」を目指し、更なるごみの減量・資源化に向けた取り組みを推進している。世界的には、「持続可能な開発目標（SDGs）」において、2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たり食糧の廃棄を 2000 年度の半減とする目標が定められるなど「食品ロスの削減」が世界的な課題として注目されている。日本においても、官民をあげた「食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS プロジェクト）」を推進しており、さいたま市としても、廃棄物への対策は、市民・事業者・市が協働して取り組まなければならない喫緊の課題と認識されている。

一方、財政面では、さいたま市の清掃事業に係る令和元年度の一般会計予算は 190 億 80 百万円であり、一般会計予算に占める割合は 3.4%となっている。また、新地方公会計の行政コスト計算の考えを取り入れたごみ処理経費は、平成 30 年度において年間 170 億 89 百万円であり、純行政コストに占める割合は 4.0%となっている。さらに、同年度におけるさいたま市民一人当たりで見るときには、一人当たりのごみ処理経費は 13,146 円となっている。ごみ処理経費は、粗大ごみや事業系一般廃棄物処理など一定の受益者負担を求めるものを除き、大部分が市の財政負担となっている。

このような状況のもと、市の推進する清掃事業に関連する計画に基づく事務事業が効率性、有効性、経済性の観点で適切に遂行され、中長期的に清掃事業の持続可能性が確保されているかを監査人の視点で検討を行うことが有意義であると判断しテーマとして選定した。

4 外部監査の対象期間

令和元年度及び必要に応じ他の年度

5 監査対象部局

環境局及び必要に応じ関連する部局

6 主な監査手続について

実施した監査手続は以下のとおりである。

事業計画の遂行状況について、関連書類の閲覧と担当部署へのヒアリングを行う。

合規性の観点で事務書類の関連規則等との照合を行う。

事務事業の実施に際し、経済性・効率性をどのように担保しているかについて関連資料の閲覧と担当部署へのヒアリング及び調査・分析等を行う。

必要と認められた施設等の現場視察を行う。

その他監査の過程で必要と認められた手続きを実施する。

7 外部監査の実施期間

令和2年7月15日から令和3年3月31日まで

8 包括外部監査人補助者の資格及び氏名

公認会計士	長	村	彌	角
公認会計士	田	高	禎	治
公認会計士	外	山	亮	一
公認会計士	久	保	美	季
公認会計士	井	上	亮	介
公認会計士	菊	地	健	太
公認会計士	西	村	仁	志
会計士補	平	野	倫	永
公認会計士論文式試験合格者	高	橋	英	隆

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

報告書表中の金額は、単位未満を切り捨て表示しているため、総数と内訳の合計とが一致しない場合等があります。

人員表

単位：人

平成31年4月1日現在

		局長級	部長級	次長級	課長級	課長補佐級	係長級	主任級	主事級	技師 (主査等)	技師 (主任級)	技師	業務主査	業務主任	業務主事	再任用	計	
環境局付		1															1	
環境共生部付			1														1	
環境創造政策課	課付				2	1											1	4
	総務係					1			2									3
	環境政策係						3	1	1									5
	温暖化対策係							2	2	3								7
	計				2	2	5	3	6								1	19
環境対策課	課付				1													1
	環境審査係						1	1			1	3		1				7
	水質土壌係						1			1	2	2					1	7
	大気交通係						1	1	1	1	2	1						7
	計				1		3	2	1	2	5	6		1			1	22
資源循環推進部付			1														1	
資源循環政策課	課付			1														1
	環境推進係				1	1	2	1										5
	政策推進係					1		1	2									4
	計			1		2	1	3	3									10
廃棄物対策課	課付				1													1
	事業系ごみ係						2		1		1		1					5
	家庭系ごみ係						1	2	2					1	1			7
	計				1		3	2	3		1		2	1				13
産業廃棄物指導課	課付				2													2
	指導係					1				2	1	1						5
	審査係						1	1		1	1							4
	監視係					1				2		1					2	6
計				2	2	1	1		5	2	2					2	17	
西清掃事務所	所付				1													1
	管理係					1	1						3	1				6
	業務第1係						1						8	4	1	2		16
	業務第2係					1							7	6		2		16
	業務第3係					1							6	7		2		16
計				1	3	2						24	18	1	6		55	
東清掃事務所	所付				1													1
	管理係					1	3								1			5
	業務第1係						1						6	7	2	3		19
	業務第2係					1							9	5	2	3		20
	業務第3係						1						7	6	1	4		19
計				1	2	5						22	19	5	10		64	
大崎清掃事務所	所付			1	1													2
	管理係					1	1						5	5		3		15
	業務第1係					1							11	3	2	3		20
	業務第2係					1	1						10	5	3	2		22
	計			1	1	3	2						26	13	5	8		59

単位：人

		局長級	部長級	次長級	課長級	課長補佐級	係長級	主任級	主事級	技師 (主任級)	技師 (主任級)	技師	業務主査	業務主任	業務主事	再任用	計	
施設部付			1														1	
環境施設管理課	課付				1												1	2
	管理係					1	1	1										3
	施設係						1			1	2	1						5
	処分場係					1				1	1						1	4
計					1	2	2	1		2	3	1					2	14
環境施設整備課	課付				1													1
	計画整備係					1				1	2	4						8
計					1	1				1	2	4						9
西部環境センター	所付				1													1
	管理係					1			2				2	2		1		8
	施設係					1	1			1	2	1					1	7
	業務係					1							18	10		2		31
計					1	3	1		2		1	2	21	12		4		47
東部環境センター	所付				1	1												2
	管理・リサイクル係					1	3						3	1	1		6	15
	施設係						1				3	1	1				2	8
	業務係					1							19	11				31
計					1	3	4			3	1	23	12	1	8		56	
クリーンセンター大崎	所付				1													1
	管理係					1	2	1					2	2		1		9
	施設係					1				1	3						1	6
	業務係					1							8	2		2		13
計					1	3	2	1		1	3	10	4		4		4	29
大宮南部浄化センター	所付				1													1
	管理係					1	1					1	1			2		6
	施設係						2					1	6	1				10
計					1	1	3					2	7	1		2		17
クリーンセンター西堀	所付				1													1
	管理係					1		1				1	1				1	5
	施設係					1				1	1		6					9
	計					1	2		1		1	1	7				1	15
環境局 合計		1	3	2	16	29	34	13	16	11	19	22	142	81	12	49		450

(2) 環境局各課等の事務分掌及び歳入歳出予算決算の状況

清掃事業を担当している環境局の本庁各課、清掃事務所及び処理施設等（以下「各課等」という。）の事務分掌及び予算決算額の概況は以下のとおりである。

なお、事務分掌は、さいたま市が公表している「清掃事業概要（令和元年度版）」より抜粋した。

また、各課等の歳入歳出予算決算金額（単位：千円）は、市の作成情報を出所としている。

環境創造政策課

）事務分掌

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境に係る施策の企画及び総合調整に関すること。

- (3) 環境学習の推進に関すること。
- (4) 環境審議会に関すること。
- (5) 空き家等の適正管理の総括に関すること。
- (6) 区役所の空き家等の適正管理に係る事務の総合調整に関すること。
- (7) 地球温暖化対策に係る施策の企画及び推進に関すること。
- (8) 再生可能エネルギーの普及促進に関すること。
- (9) 省エネルギーの推進に関すること。

）歳入歳出決算の推移

歳入 / 環境創造政策課

款	項	目	節	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
環境総務課（組織改正により平成29年度から環境創造政策課に課名変更）								
県支出金	委託金	衛生費委託金	環境対策費委託金	574	932			
地球温暖化対策課（組織改正により平成29年度から環境創造政策に課名変更）								
財産収入	財産運用収入	財産貸付収入	土地建物貸付収入	2,272	10,603			
寄附金	寄附金	衛生費寄附金	環境対策費寄附金	120	8,740			
諸収入	雑入	雑入	衛生費雑入	302,059	0			
環境創造政策課（組織改正により平成29年度に環境総務課と地球温暖化対策課が統合）								
財産収入	財産運用収入	財産貸付収入	土地建物貸付収入			10,603	10,603	10,607

歳出 / 環境創造政策課

款	項	目	節	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
環境総務課（組織改正により平成29年度から環境創造政策課に課名変更）								
衛生費	環境対策費	環境対策総務費		16,677	16,890			
地球温暖化対策課（組織改正により平成29年度から環境創造政策に課名変更）								
衛生費	環境対策費	環境対策総務費		1,767,431	149,681			
環境創造政策課（組織改正により平成29年度に環境総務課と地球温暖化対策課が統合）								
衛生費	環境対策費	環境対策総務費				165,474	132,590	145,120

）令和元年度歳入歳出予算決算

歳入 / 環境創造政策課

款	項	目	節	予算現額	収入済額 決算額
財産収入	財産運用収入	財産貸付収入	土地建物貸付収入	10,607	10,607

歳出 / 環境創造政策課

款	項	目	節	予算現額	支出済額 決算額
衛生費	環境対策費	環境対策総務費		150,427	145,120

環境対策課

) 事務分掌

- (1) 環境保全に係る企画及び推進に関すること。
- (2) 公害防止計画の企画及び推進に関すること。
- (3) 環境影響評価に関すること。
- (4) 環境影響評価技術審議会に関すること。
- (5) 公害関係の苦情処理に関すること。
- (6) 公害の未然防止指導に関すること。
- (7) 大気汚染、騒音、振動及び悪臭に係る測定及び調査に関すること。
- (8) 大気汚染、騒音、振動及び悪臭による公害防止のための届出、調査、指導、立入検査及び規制に関すること。
- (9) 水質汚濁、土壌汚染及び地盤沈下に係る測定及び調査に関すること。
- (10) 水質汚濁、土壌汚染及び地盤沈下による公害防止のための届出、調査、指導、立入検査及び規制に関すること。
- (11) ダイオキシン類による公害防止のための届出、調査、指導、立入検査及び規制に関すること。
- (12) 化学物質管理に係る企画及び啓発並びに届出及び指導に関すること。
- (13) 合併処理浄化槽の普及、啓発及び助成に関すること。
- (14) 浄化槽設置届等の届出に関すること。
- (15) 浄化槽清掃業の許可及び指導に関すること。
- (16) 浄化槽保守点検業者の登録及び指導に関すること。
- (17) 浄化槽の維持管理指導に関すること。
- (18) 地盤沈下防止に係る地下水採取の許可及び届出に関すること。
- (19) 公害防止組織に係る届出及び指導に関すること。
- (20) 自動車から排出される大気汚染物質及び温室効果ガスの削減に関すること。
- (21) 交通環境対策に係る計画の策定及び推進に関すること。
- (22) 自然保護に関すること。
- (23) 野生鳥獣の保護及び有害鳥獣の捕獲に関すること。
- (24) 区役所の野生鳥獣に係る事務の総合調整に関すること。
- (25) 空き地の適正管理の総括に関すること。
- (26) 区役所の空き地の適正管理に係る事務の総合調整に関すること。

）歳入歳出決算の推移

歳入

款	項	目	節	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
使用料及び手数料	手数料	衛生手数料	清掃手数料	490	825	560	3,835	840
国庫支出金	国庫補助金	衛生費国庫補助金	清掃費補助金	2,642	3,591	4,108	3,326	7,494
県支出金	委託金	衛生費委託金	環境対策費委託金	0	0	815	844	1,074
諸収入	雑入	雑入	衛生費雑入	50	134	50	0	0

歳出

款	項	目	節	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
衛生費	清掃費	清掃総務費		16,656	18,752	18,074	18,376	21,474
	環境対策費	環境対策総務費		0	0	2,697	3,011	3,390
		環境対策費		93,035	95,838	85,191	93,880	116,163

）令和元年度歳入歳出予算決算

歳入

款	項	目	節	予算現額	収入済額 決算額
使用料及び手数料	手数料	衛生手数料	清掃手数料	1,123	840
国庫支出金	国庫補助金	衛生費国庫補助金	清掃費補助金	4,232	7,494
県支出金	委託金	衛生費委託金	環境対策費委託金	984	1,074

歳出

款	項	目	節	予算現額	支出済額 決算額
衛生費	清掃費	清掃総務費		22,726	21,474
	環境対策費	環境対策総務費		4,573	3,390
		環境対策費		121,053	116,163

資源循環政策課

）事務分掌

- (1) 一般廃棄物の処理に係る総合計画の企画及び推進に関すること。
- (2) 分別収集に係る企画、推進、及び啓発に関すること。
- (3) 一般廃棄物の減量化及びリサイクル施策に係る総合計画の企画及び推進に関すること。
- (4) 環境美化に関すること。
- (5) 廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- (6) 区役所の一般廃棄物及びリサイクルの企画、推進及び啓発に係る事務の総合調整に関すること。

）歳入歳出決算の推移

歳入

款	項	目	節	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
諸収入	延滞金、加算金及び過料	過料	過料	0	0	0	0	0
	雑入	過年度収入	その他過年度収入	0	0	27	0	0
		雑入	衛生費雑入		1,045	980	955	1,255

歳出

款	項	目	節	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
衛生費	清掃費	清掃総務費		149,845	158,196	166,820	160,722	198,844

）令和元年度歳入歳出予算決算

歳入

款	項	目	節	予算現額	収入済額 決算額
諸収入	延滞金、加算金及び過料	過料	過料	1	0
	雑入	雑入	衛生費雑入	1,049	791

歳出

款	項	目	節	予算現額	支出済額 決算額
衛生費	清掃費	清掃総務費		204,328	198,844

廃棄物対策課

）事務分掌

- (1) 一般廃棄物排出事業者及び一般廃棄物処理業者の指導及び監督に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理業の許可及び届出に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理施設の許可及び届出に関すること。
- (4) 一般廃棄物の処理に係る委託（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (5) 分別収集に係る啓発及び指導に関すること。
- (6) 一般廃棄物の減量化及びリサイクル施策に係る啓発及び指導に関すること。
- (7) 大規模排出事業者に対する排出抑制指導に関すること。
- (8) 事業系資源物のリサイクルの推進に関すること。
- (9) 一般廃棄物処理手数料の徴収及び還付（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (10) 区役所の一般廃棄物及びリサイクルの指導及び啓発に係る事務の総合調整に関すること。
- (11) 鈴谷清掃工場に関すること。
- (12) 西清掃事務所、東清掃事務所及び大崎清掃事務所との連絡に関すること。

）歳入歳出決算の推移

歳入

款	項	目	節	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
使用料及び手数料	使用料	衛生使用料	清掃使用料	6	3	3	3	2,203
	手数料	衛生手数料	清掃手数料	99,672	102,642	99,210	101,637	100,064
国庫支出金	国庫補助金	衛生費国庫補助金	清掃費補助金	0	0	0	0	1,851
財産収入	財産運用収入	財産貸付収入	物品貸付収入	0	0	3,576	3,576	3,576
		利子及び配当金	利子及び配当金	135	10	28	11	20
寄附金	寄附金	衛生費寄附金	清掃費寄附金	0	0	500	0	180
繰入金	基金繰入金	リサイクル基金繰入金	リサイクル基金繰入金	36,170	35,791	33,904	33,376	33,854
諸収入	雑入	過年度収入	その他過年度収入	0	51	47	0	0
		雑入	衛生費雑入	675,729	567,612	704,839	656,270	618,991

歳出

款	項	目	節	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
衛生費	清掃費	清掃総務費		27,058	35,588	34,818	36,225	38,533
		塵芥処理費		2,839,090	2,931,414	3,013,914	3,062,117	3,082,377
		し尿処理費		402,540	390,090	381,925	377,678	376,525
		リサイクル推進費		2,097,738	2,104,778	2,114,529	2,135,365	2,180,398

）令和元年度歳入歳出予算決算

歳入

款	項	目	節	予算現額	収入済額 決算額
使用料及び手数料	使用料	衛生使用料	清掃使用料	2,203	2,203
	手数料	衛生手数料	清掃手数料	104,771	100,064
国庫支出金	国庫補助金	衛生費国庫補助金	清掃費補助金	0	1,851
財産収入	財産運用収入	財産貸付収入	物品貸付収入	3,576	3,576
		利子及び配当金	利子及び配当金	82	20
寄附金	寄附金	衛生費寄附金	清掃費寄附金	0	180
繰入金	基金繰入金	リサイクル基金繰入金	リサイクル基金繰入金	34,685	33,854
諸収入	雑入	雑入	衛生費雑入	644,707	618,991

歳出

款	項	目	節	予算現額	支出済額 決算額
衛生費	清掃費	清掃総務費		40,409	38,533
		塵芥処理費		3,094,408	3,082,377
		し尿処理費		384,688	376,525
		リサイクル推進費		2,218,162	2,180,398

産業廃棄物指導課

) 事務分掌

- (1) 産業廃棄物の処理計画に関すること。
- (2) 産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者の指導及び監督に関すること。
- (3) 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可及び届出に関すること。
- (4) 産業廃棄物処理施設の許可及び届出に関すること。
- (5) 廃棄物が地下にある土地の形質の変更に関すること。
- (6) 産業廃棄物の不法処理対策に関すること。
- (7) 産業廃棄物の不法投棄に関すること。
- (8) 使用済自動車解体業者及び使用済自動車破砕業者の指導及び監督に関すること。
- (9) 使用済自動車解体業及び使用済自動車破砕業の許可及び届出に関すること。
- (10) 使用済自動車引取業者及びフロン類回収業者の指導及び監督に関すること。
- (11) 使用済自動車引取業及びフロン類回収業の登録及び届出に関すること。
- (12) ポリ塩化ビフェニルの保管場所に係る届出及び管理指導に関すること。
- (13) 建設リサイクルに係る再資源化に関すること。
- (14) 土砂のたい積の許可並びに指導及び監視に関すること。

) 歳入歳出決算の推移

歳入

款	項	目	節	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
分担金及び負担金	負担金	衛生費負担金	環境対策費負担金	1,189	0	0	0	28,800
使用料及び手数料	手数料	衛生手数料	環境対策手数料	2,003	2,614	2,220	1,936	3,461
諸収入	雑入	雑入	衛生費雑入	8,476	7,107	7,011	8,005	7,749

歳出

款	項	目	節	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
衛生費	環境対策費	環境対策費		63,150	44,553	50,969	205,622	126,555

) 令和元年度歳入歳出予算決算

歳入

款	項	目	節	予算現額	収入済額 決算額
分担金及び負担金	負担金	衛生費負担金	環境対策費負担金	28,800	28,800
使用料及び手数料	手数料	衛生手数料	環境対策手数料	3,732	3,461
諸収入	雑入	雑入	衛生費雑入	9,751	7,749

歳出

款	項	目	節	予算現額	支出済額 決算額
衛生費	環境対策費	環境対策費		130,275	126,555

西清掃事務所 / 東清掃事務所 / 大崎清掃事務所

) 事務分掌

- (1) 一般家庭のごみの収集計画及び収集体制に関すること。
- (2) 収集車両の配置計画に関すること。
- (3) 廃棄物の収集運搬に関すること。
- (4) 分別収集に関すること。
- (5) 廃棄物の不法投棄に係る指導及び処理に関すること。
- (6) 業務上の事故防止に関すること。
- (7) 各種記録の作成及び報告に関すること。
- (8) 施設、業務用備品及び器材の維持管理に関すること。
- (9) 粗大ごみ収集の受付に関すること(大崎清掃事務所に限る。)。

) 歳入歳出決算の推移

歳入 / 西清掃事務所

款	項	目	節	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
財産収入	財産運用収入	財産貸付収入	土地建物貸付収入	4	4	2	3	3
諸収入	雑入	雑入	衛生費雑入	61	50	59	71	91

/ 東清掃事務所

款	項	目	節	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
使用料及び手数料	使用料	衛生使用料	清掃使用料	6	6	7	7	7
財産収入	財産運用収入	財産貸付収入	土地建物貸付収入	2,407	2,407	2,407	2,410	1,686
諸収入	雑入	雑入	衛生費雑入	107	85	98	84	107

/ 大崎清掃事務所

款	項	目	節	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
国庫支出金	国庫補助金	衛生費国庫補助金	清掃費補助金	0	0	0	0	6

歳出 / 西清掃事務所

款	項	目	節	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
衛生費	清掃費	清掃総務費		620	638	624	747	733
		塵芥処理費		62,580	67,333	76,141	81,421	53,331

/ 東清掃事務所

款	項	目	節	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
衛生費	清掃費	清掃総務費		741	691	695	785	795
		塵芥処理費		58,330	47,559	72,696	75,525	53,785

/ 大崎清掃事務所

款	項	目	節	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
衛生費	清掃費	清掃総務費		0	0	0	0	743
		塵芥処理費		32,962	31,378	29,773	33,201	77,365

）令和元年度歳入歳出予算決算

歳入 / 西清掃事務所

款	項	目	節	予算現額	収入済額 決算額
財産収入	財産運用収入	財産貸付収入	土地建物貸付収入	3	3
諸収入	雑入	雑入	衛生費雑入	60	91

/ 東清掃事務所

款	項	目	節	予算現額	収入済額 決算額
使用料及び び手数料	使用料	衛生使用料	清掃使用料	7	7
財産収入	財産運用収入	財産貸付収入	土地建物貸付収入	2,454	1,686
諸収入	雑入	雑入	衛生費雑入	100	107

/ 大崎清掃事務所

款	項	目	節	予算現額	収入済額 決算額
国庫支出 金	国庫補助金	衛生費国庫補助金	清掃費補助金	0	6

歳出 / 西清掃事務所

款	項	目	節	予算現額	支出済額 決算額
衛生費	清掃費	清掃総務費		759	733
		塵芥処理費		59,396	53,331

/ 東清掃事務所

款	項	目	節	予算現額	支出済額 決算額
衛生費	清掃費	清掃総務費		825	795
		塵芥処理費		55,357	53,785

/ 大崎清掃事務所

款	項	目	節	予算現額	支出済額 決算額
衛生費	清掃費	清掃総務費		823	743
		塵芥処理費		79,885	77,365

環境施設管理課

）事務分掌

- (1) 一般廃棄物処理施設(他の所管に属するものを除く。)の管理の総括に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理施設における廃棄物処理の全体計画及び調整に関すること。
- (3) 一般廃棄物の処理及び処分の技術開発に係る調査及び研究に関すること。
- (4) 最終処分場の管理に関すること。
- (5) 埋立処分に関すること。
- (6) 最終処分場に係る協力団体の調整に関すること。
- (7) 桜環境センターの管理に関すること。
- (8) 桜環境センターの廃棄物処理手数料の収入事務に関すること。
- (9) 桜環境センター余熱体験施設の使用料の収入事務に関すること。
- (10) 一般廃棄物処理施設に関する交付金、補助金等に関すること。

）歳入歳出決算の推移

歳入 / 環境施設管理課（環境施設課）

款	項	目	節	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
使用料及び手数料	使用料	衛生使用料	清掃使用料	43,758	41,072	40,363	41,160	37,784
	手数料	衛生手数料	清掃手数料	512,698	544,996	564,294	560,855	606,019
国庫支出金	国庫補助金	衛生費国庫補助金	清掃費補助金	9,189	535	590	602	5,467
財産収入	財産運用収入	財産貸付収入	土地建物貸付収入	1,822	1,822	1,796	1,741	1,757
		利子及び配当金	利子及び配当金	23	10	2	2	3
諸収入	雑入	雑入	衛生費雑入	19,642	13,895	19,557	22,137	14,534

歳入（用地先行取得事業特別会計） / 環境施設管理課（環境施設課）

款	項	目	節	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
繰入金	一般会計繰入金	一般会計繰入金		16,072	26,270	15,834	15,775	15,716

歳出 / 環境施設管理課（環境施設課）

款	項	目	節	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
衛生費	清掃費	塵芥処理費		308,325	1,871,776	1,915,303	2,393,673	3,938,441
		施設整備費		1,578,139	14,453	808	884	9,334

歳出（用地先行取得事業特別会計） / 環境施設管理課（環境施設課）

款	項	目	節	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
事業費	事業費	事業費		40,160	0	0	0	0
公債費	公債費	元金		15,554	25,698	15,554	15,554	15,554
		利子		518	572	280	221	162

）令和元年度歳入歳出予算決算

歳入

款	項	目	節	予算現額	収入済額 決算額
使用料及び手数料	使用料	衛生使用料	清掃使用料	48,248	37,784
	手数料	衛生手数料	清掃手数料	596,357	606,019
国庫支出金	国庫補助金	衛生費国庫補助金	清掃費補助金	3,881	5,467
財産収入	財産運用収入	財産貸付収入	土地建物貸付収入	1,750	1,757
		利子及び配当金	利子及び配当金	13	3
諸収入	雑入	雑入	衛生費雑入	14,312	14,534

歳入（用地先行取得事業特別会計）

款	項	目	節	予算現額	収入済額 決算額
繰入金	一般会計繰入金	一般会計繰入金		15,717	15,716

歳出

款	項	目	節	予算現額	支出済額 決算額
衛生費	清掃費	塵芥処理費		4,020,469	3,938,441
		施設整備費		9,870	9,334

歳出（用地先行取得事業特別会計）

款	項	目	節	予算現額	支出済額 決算額
公債費	公債費	元金		15,554	15,554
		利子		163	162

環境施設整備課

）事務分掌

- (1) 一般廃棄物処理施設(他の所管に属するものを除く。)の計画及び整備に関すること。
- (2) サーマルエネルギーセンター整備事業に関すること。

）歳入歳出決算の推移

歳入

款	項	目	節	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
使用料及び手数料	使用料	衛生使用料	清掃使用料			0	0	4
国庫支出金	国庫補助金	衛生費国庫補助金	清掃費補助金			6,163	5,576	10,953
繰入金	特別会計繰入金	用地先行取得事業特別会計繰入金	用地先行取得事業特別会計繰入金			0	0	54,960

歳入（用地先行取得事業特別会計）

款	項	目	節	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
財産収入	財産売払収入	不動産売払収入				0	0	132,422
繰入金	一般会計繰入金	一般会計繰入金				14,825	14,797	14,769

歳出

款	項	目	節	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
衛生費	清掃費	塵芥処理費				14,825	14,797	147,192
		施設整備費				33,554	36,051	129,061

歳出（用地先行取得事業特別会計）

款	項	目	節	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
事業費	事業費	事業費				0	0	54,960
公債費	公債費	元金				14,598	14,598	92,060
		利子				227	199	171

）令和元年度歳入歳出予算決算

歳入

款	項	目	節	予算現額	収入済額 決算額
使用料及び手数料	使用料	衛生使用料	清掃使用料	0	4
国庫支出金	国庫補助金	衛生費国庫補助金	清掃費補助金	10,953	10,953
繰入金	特別会計繰入金	用地先行取得事業特別会計繰入金	用地先行取得事業特別会計繰入金	54,961	54,960

歳入（用地先行取得事業特別会計）

款	項	目	節	予算現額	収入済額 決算額
財産収入	財産売払収入	不動産売払収入		132,423	132,422
繰入金	一般会計繰入金	一般会計繰入金		14,770	14,769

歳出

款	項	目	節	予算現額	支出済額 決算額
衛生費	清掃費	塵芥処理費		147,193	147,192
		施設整備費		136,878	129,061

歳出（用地先行取得事業特別会計）

款	項	目	節	予算現額	支出済額 決算額
事業費	事業費	事業費		54,961	54,960
公債費	公債費	元金		92,060	92,060
		利子		172	171

西部環境センター／東部環境センター／クリーンセンター大崎

）事務分掌

- (1) 廃棄物の焼却及び破砕に関すること。
- (2) 資源物の選別及び処分に関すること(東部環境センターに限る。)。
- (3) 施設の運転計画に関すること。
- (4) 施設の管理に関すること。
- (5) リサイクルの普及事業に関すること(東部環境センターに限る。)。
- (6) 再利用品の展示及び販売に関すること(東部環境センターに限る。)。
- (7) 再利用品の搬入に関すること(東部環境センターに限る。)。
- (8) 施設、業務用備品及び器材の維持管理に関すること。
- (9) 業務上の事故防止に関すること。
- (10) 廃棄物処理手数料の収納に関すること。

）歳入歳出決算の推移

歳入 / 西部環境センター

款	項	目	節	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
使用料及び手数料	使用料	衛生使用料	清掃使用料	3	1	2	2	2
	手数料	衛生手数料	清掃手数料	492,256	442,070	438,349	430,753	526,345
国庫支出金	国庫補助金	衛生費国庫補助金	清掃費補助金	0	0	0	0	10
財産収入	財産運用収入	財産貸付収入	土地建物貸付収入	2,640	3,655	2,640	2,640	3,147
諸収入	雑入	雑入	衛生費雑入	167,148	44,500	141,362	125,914	110,761
		違約金及び延納利息	違約金及び延納利息	0	0	0	116	0

/ 東部環境センター

款	項	目	節	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
使用料及び手数料	使用料	衛生使用料	清掃使用料	17	10	20	10	11
	手数料	衛生手数料	清掃手数料	414,872	404,942	423,749	417,580	428,950
国庫支出金	国庫補助金	衛生費国庫補助金	清掃費補助金	0	0	0	0	2
財産収入	財産運用収入	財産貸付収入	土地建物貸付収入	1,305	1,305	1,305	1,305	2,051
諸収入	雑入	雑入	衛生費雑入	186,986	143,372	182,496	196,241	170,022
		違約金及び延納利息	違約金及び延納利息	1	0	0	0	0

/ クリーンセンター大崎

款	項	目	節	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
使用料及び手数料	使用料	衛生使用料	清掃使用料	145	72	77	27	27
	手数料	衛生手数料	清掃手数料	628,992	608,836	590,834	595,245	567,495
国庫支出金	国庫補助金	衛生費国庫補助金	清掃費補助金	0	0	0	0	4
諸収入	雑入	雑入	衛生費雑入	437,461	361,539	324,112	142,776	260,881

歳出 / 西部環境センター

款	項	目	節	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
衛生費	清掃費	清掃総務費		1,272	1,571	26,663	1,790	1,388
		塵芥処理費		1,641,072	1,818,101	1,732,871	1,734,968	1,494,639
		施設整備費		3,865	5,874	27,993	64	316

/ 東部環境センター

款	項	目	節	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
衛生費	清掃費	清掃総務費		1,496	1,431	1,271	1,249	1,936
		塵芥処理費		942,750	1,498,439	1,394,578	1,151,532	1,178,978
		リサイクル推進費		156,675	151,169	161,912	161,455	158,331

/ クリーンセンター大崎

款	項	目	節	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
衛生費	清掃費	清掃総務費		1,750	1,543	1,514	1,215	384
		塵芥処理費		1,576,730	1,623,185	1,562,046	1,522,946	1,529,765

）令和元年度歳入歳出予算決算

歳入 / 西部環境センター

款	項	目	節	予算現額	収入済額 決算額
使用料及び手数料	使用料	衛生使用料	清掃使用料	2	2
	手数料	衛生手数料	清掃手数料	511,379	526,345
国庫支出金	国庫補助金	衛生費国庫補助金	清掃費補助金	0	10
財産収入	財産運用収入	財産貸付収入	土地建物貸付収入	2,665	3,147
諸収入	雑入	雑入	衛生費雑入	105,390	110,761

/ 東部環境センター

款	項	目	節	予算現額	収入済額 決算額
使用料及び手数料	使用料	衛生使用料	清掃使用料	10	11
	手数料	衛生手数料	清掃手数料	425,753	428,950
国庫支出金	国庫補助金	衛生費国庫補助金	清掃費補助金	0	2
財産収入	財産運用収入	財産貸付収入	土地建物貸付収入	1,154	2,051
諸収入	雑入	雑入	衛生費雑入	155,879	170,022

/ クリーンセンター大崎

款	項	目	節	予算現額	収入済額 決算額
使用料及び手数料	使用料	衛生使用料	清掃使用料	27	27
	手数料	衛生手数料	清掃手数料	595,341	567,495
国庫支出金	国庫補助金	衛生費国庫補助金	清掃費補助金	0	4
諸収入	雑入	雑入	衛生費雑入	286,222	260,881

歳出 / 西部環境センター

款	項	目	節	予算現額	支出済額 決算額
衛生費	清掃費	清掃総務費		1,597	1,388
		塵芥処理費		1,562,162	1,494,639
		施設整備費		857	316

/ 東部環境センター

款	項	目	節	予算現額	支出済額 決算額
衛生費	清掃費	清掃総務費		2,045	1,936
		塵芥処理費		1,202,748	1,178,978
		リサイクル推進費		161,704	158,331

/ クリーンセンター大崎

款	項	目	節	予算現額	支出済額 決算額
衛生費	清掃費	清掃総務費		760	384
		塵芥処理費		1,596,420	1,529,765

大宮南部浄化センター / クリーンセンター西堀

）事務分掌

- (1) 家庭吸込下水の管理及び指導に関すること。
- (2) し尿処理施設の管理及び運営に関すること。

- (3) 学習施設の管理及び運営に関すること(大宮南部浄化センターに限る。)
 (4) 各種記録の作成及び報告に関すること。
 (5) 業務上の事故防止に関すること。

）歳入歳出決算の推移

歳入 / 大宮南部浄化センター

款	項	目	節	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
使用料及び手数料	使用料	衛生使用料	清掃使用料	12	12	15	15	15
国庫支出金	国庫補助金	衛生費国庫補助金	清掃費補助金	0	0	0	0	2
財産収入	財産運用収入	財産貸付収入	土地建物貸付収入	204	204	204	204	322
諸収入	雑入	雑入	衛生費雑入	964	735	973	933	851

/ クリーンセンター西堀

款	項	目	節	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
使用料及び手数料	手数料	衛生手数料	清掃手数料	0	0	0	0	3,986
国庫支出金	国庫補助金	衛生費国庫補助金	清掃費補助金	0	0	0	0	2
諸収入	雑入	雑入	衛生費雑入	38	31	35	36	20

歳出 / 大宮南部浄化センター

款	項	目	節	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
衛生費	清掃費	清掃総務費		214	202	182	381	208
		し尿処理費		238,250	205,689	212,519	252,841	255,917

/ クリーンセンター西堀

款	項	目	節	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
衛生費	清掃費	清掃総務費		348	391	315	759	267
		し尿処理費		136,163	114,493	106,147	95,512	99,250

）令和元年度歳入歳出予算決算

歳入 / 大宮南部浄化センター

款	項	目	節	予算現額	収入済額 決算額
使用料及び手数料	使用料	衛生使用料	清掃使用料	15	15
国庫支出金	国庫補助金	衛生費国庫補助金	清掃費補助金	0	2
財産収入	財産運用収入	財産貸付収入	土地建物貸付収入	206	322
諸収入	雑入	雑入	衛生費雑入	746	851

/ クリーンセンター西堀

款	項	目	節	予算現額	収入済額 決算額
使用料及び手数料	手数料	衛生手数料	清掃手数料	3,986	3,986
国庫支出金	国庫補助金	衛生費国庫補助金	清掃費補助金	0	2

款	項	目	節	予算現額	収入済額 決算額
諸収入	雑入	雑入	衛生費雑入	36	20

歳出 / 大宮南部浄化センター

款	項	目	節	予算現額	支出済額 決算額
衛生費	清掃費	清掃総務費		323	208
		し尿処理費		262,046	255,917

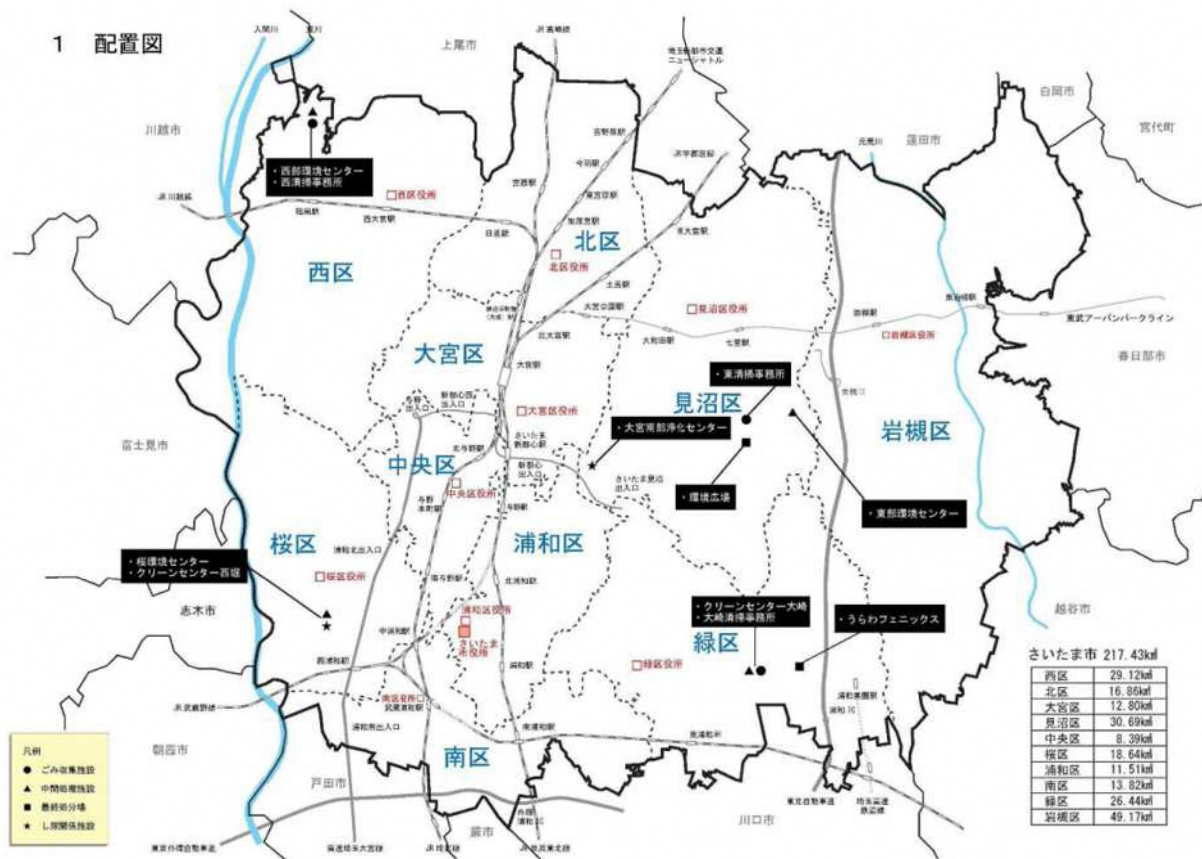
/ クリーンセンター西堀

款	項	目	節	予算現額	支出済額 決算額
衛生費	清掃費	清掃総務費		325	267
		し尿処理費		107,374	99,250

2 さいたま市のごみ関係施設の概要

清掃事業を担当している環境局の清掃事務所及び処理施設等（以下「施設等」という。）の概要は以下のとおりである。

なお、以下に記載の施設等の概要は、さいたま市が公表している「清掃事業概要（令和元年度版）」又は市の作成情報を出所としている。



(1) 清掃事務所

各清掃事務所では、もえるごみの収集や収集所の設置の協議を行っている。また、ふれあい収集や小型家電の拠点回収、不法投棄パトロールのほか、自治会等の地域清掃ごみの回収など臨時収集も行っている。

西清掃事務所

) 施設の概要

所在地	西区宝来 52 番地 1		
担当地区	西区・北区の一部・大宮区の一部・中央区	人口	362,135
		世帯数	165,370
収集品目	もえるごみ		

) 車両の配置状況

単位：台

車種	用途	積載量				合計
		1t 未満	1t 以上	2t 以上	3t 以上	
パッカー車	塵芥収集			25		25
深ダンプ車	粗大ごみ・不法投棄	1		6		7
トラック	車両事故対策等	1				1
ライトバン	事務連絡・塵芥指導				3	3
計		2		31	3	36

) 業務状況

単位：箇所

ごみ収集所数 (平成 31 年 4 月 1 日現在)	総数	もえるごみ	もえないごみ 有害危機ごみ	資源物
	10,003	10,003	10,003	10,003
戸別収集実績 (平成 30 年度実績)	収集世帯数	収集数	収集数内訳	
			粗大ごみ	特定適正 処理困難物
	13,180	21,258	17,970	3,288

東清掃事務所

) 施設の概要

所在地	見沼区新堤 272 番地 1		
担当地区	北区の一部・大宮区の一部・見沼区・ 岩槻区	人口	369,462
		世帯数	169,348
収集品目	もえるごみ		

) 車両の配置状況

単位：台

車種	用途	積載量				合計
		1t 未満	1t 以上	2t 以上	3t 以上	
パッカー車	塵芥収集			25		25
深ダンプ車	臨時収集・不法投棄等	3		5		8
トラック	整備用	1				1
ライトバン	事務連絡・塵芥指導	1			1	2
計		5		30	1	36

) 業務状況

単位：箇所

ごみ収集所数 (平成31年4月1日現在)	総数	もえるごみ	もえないごみ 有害危機ごみ	資源物
	10,688	10,612	10,498	10,603
戸別収集実績 (平成30年度実績)	収集世帯数	収集数	収集数内訳	
			粗大ごみ	特定適正 処理困難物
	10,760	17,241	14,435	2,806

大崎清掃事務所

) 施設の概要

所在地	緑区大崎 317 番地		
担当地区	桜区・浦和区・南区・緑区	人口	574,482
		世帯数	260,157
収集品目	もえるごみ		

) 車両の配置状況

単位：台

車種	用途	積載量				合計
		1t未満	1t以上	2t以上	3t以上	
パッカー車	塵芥収集			21		21
ダンプトラック	臨時収集・不法投棄	5		4		9
軽トラック・軽バン・ワゴン	事務連絡・塵芥指導	3			1	4
計		8		25	1	34

) 業務状況

単位：箇所

ごみ収集所数 (平成31年4月1日現在)	総数	もえるごみ	もえないごみ 有害危機ごみ	資源物
	15,472	14,718	12,841	12,841
戸別収集実績 (平成30年度実績)	収集世帯数	収集数	収集数内訳	
			粗大ごみ	特定適正 処理困難物
	22,285	36,193	30,980	5,213

(2) 中間処理施設

収集されたごみは、焼却・破砕等による中間処理を経て、資源として再利用できるものを回収した後に、埋立てを行っている。

もえるごみ・もえないごみは西部環境センター、東部環境センター（令和2年度現在は、東部環境センターはもえるごみのみの処理）、クリーンセンター大崎及び桜環境センターの4施設で処理を行っている。もえるごみは、焼却施設に搬入し、直接焼却による処理をしている。もえないごみは、破砕施設に搬入し破砕・選別した後、可燃残渣は焼却施設で焼却し、鉄分・アルミ分は資源として回収している。資源物（古紙類・繊維を除く）は、東部環境センター及び桜環境センターへ搬入、もしくは民間処理業者に委託し、選別した後、資源として回収している。

各施設で埋立処分量の削減を図るため資源化を行っている。西部環境センターでは自施設で生じた焼却灰等を、桜環境センターでは自施設で発生した破砕残渣等に加え他施設で生じた焼却灰の一部と破砕不燃残渣等を溶融スラグ化し、アスファルトやコンクリート骨材等として資源化している。また、溶融スラグ化しなかった焼却灰等の一部を民間事業者へ委託し、セメント原料等の資源化処理を行っている。

西部環境センター

) 施設の概要



所在地	西区大字宝来 52 番地 1
敷地面積	55,109 m ²
竣工	平成 5 年 2 月
建設費	173 億円
焼却施設	300t / 24h (100t / 24h × 3 基) 全連続燃焼式 余熱利用 1,800kW × 2 基 (蒸気タービン発電機)
灰溶融炉	75t / 24h (3 相アーク式円形炉)
破砕施設	75t / 5h

) 車両の配置状況

単位：台

車種	用途	積載量				合計	
		1t 未満	1t 以上	2t 以上	3t 以上		
ショベルローダー	塵芥整理					2	2
フォークリフト						1	1

車種	用途	積載量				合計
		1t 未満	1t 以上	2t 以上	3t 以上	
ダンプ車	スラグ等運搬				1	1
ステーションワゴン・バン	事務連絡					2
計					1	5

) 業務状況

(1) 可燃物搬入量

単位：トン

	搬入量総計	家庭系			事業系	
		直営収集	委託収集	自己搬入	許可業者	自己搬入
平成 30 年度	72,783.56	17,822.15	29,998.92	1,685.05	21,031.11	2,246.33

(2) 不燃物搬入量

単位：トン

	搬入量総計	家庭系			事業系	
		直営収集	委託収集	自己搬入	許可業者	自己搬入
平成 30 年度	4,540.94	1.72	4,172.64	348.91	13.29	4.38

(3) 中間処理量

単位：トン

	焼却施設搬入量		焼却量	破碎施設搬入量		破碎量
	収集量	残渣搬入量		収集量	残渣搬入量	
平成 30 年度	72,783.56	5,308.85	77,930.01	4,540.94	0.00	5,443.37

単位：トン

	溶解施設搬入量			民間委託搬出量	
	焼却灰	飛灰	カレット残渣	適正処理困難物等 処理委託量	有害危険ごみ処理委 託量
平成 30 年度	5,748.49	1,267.22	0.00	81.84	85.17

東部環境センター

) 施設の概要



所在地	見沼区大字膝子 626 番地 1
敷地面積	41,185 m ² (リサイクル施設を含む)
竣工	焼却施設：昭和 59 年 7 月 破砕施設：昭和 59 年 11 月
建設費	91 億円
焼却施設	300t / 24h (100t / 24h × 3 基) 全連続燃焼式 余熱利用 1,700kW × 2 基 (蒸気タービン発電機)
破砕施設	75t / 5h

) 車両の配置状況

単位：台

車種	用途	積載量				合計
		1t 未満	1t 以上	2t 以上	3t 以上	
ショベルローダー	破砕				1	1
ダンプトラック	破砕運搬			1		1
小型貨物車	場内運搬	1				1
軽自動車	リサイクル品収集	1				1
小型乗用	事務連絡				2	2
計		2		1	3	6

) 業務状況

(1) 可燃物搬入量

単位：トン

	搬入量総計	家庭系			事業系	
		直営収集	委託収集	自己搬入	許可業者	自己搬入
平成 30 年度	55,929.18	12,081.06	17,612.57	4,086.66	18,602.48	3,546.41

(2) 不燃物搬入量

単位：トン

	搬入量総計	家庭系			事業系	
		直営収集	委託収集	自己搬入	許可業者	自己搬入
平成 30 年度	5,655.24	4.20	5,092.72	500.32	0.00	58.00

(3) 中間処理量

単位：トン

	焼却施設搬入量		焼却量	破碎施設搬入量		破碎量
	収集量	残渣搬入量		収集量	残渣搬入量	
平成 30 年度	55,929.18	5,035.66	63,511.81	5,655.24	853.92	7,335.23

単位：トン

	溶解施設搬入量			民間委託搬出量	
	焼却灰	飛灰	カレット残渣	適正処理困難物等 処理委託量	有害危険ごみ処理委 託量
平成 30 年度	-	-	-	39.11	109.64

クリーンセンター大崎

) 施設の概要



所在地	緑区大字大崎 317 番地
敷地面積	79,243 m ²
竣工	平成 8 年 3 月
建設費	283 億円
焼却施設	450t / 24h (150t / 24h × 3 基) 全連続燃焼式 余熱利用 7,300kW (蒸気タービン発電機)
破碎施設	50t / 5h

）車両の配置状況

単位：台

車種	用途	積載量					合計
		1t 未満	1t 以上	2t 以上	3t 以上		
パッカー車	管理・清掃				2		2
ショベルローダー	破碎不燃物運搬					2	2
フォークリフト	破碎					2	2
ダンプトラック				1			1
軽自動車	事務連絡					1	1
ライトバン						1	1
計				1	2	6	9

）業務状況

(1) 可燃物搬入量

単位：トン

	搬入量総計	家庭系			事業系	
		直営収集	委託収集	自己搬入	許可業者	自己搬入
平成 30 年度	110,264.55	15,853.24	59,115.32	3,075.52	30,699.74	1,520.73

(2) 不燃物搬入量

単位：トン

	搬入量総計	家庭系			事業系	
		直営収集	委託収集	自己搬入	許可業者	自己搬入
平成 30 年度	5,873.82	17.38	5,326.35	494.97	0.00	35.13

(3) 中間処理量

単位：トン

	焼却施設搬入量		焼却量	破碎施設搬入量		破碎量
	収集量	残渣搬入量		収集量	残渣搬入量	
平成 30 年度	110,264.55	3,090.02	116,097.66	5,873.82	13.90	5,618.09

単位：トン

	溶解施設搬入量			民間委託搬出量	
	焼却灰	飛灰	カレット残渣	適正処理困難物等 処理委託量	有害危険ごみ処理委 託量
平成 30 年度	-	-	-	196.77	96.48

桜環境センター

) 施設の概要



所在地	桜区新開 4 丁目 2 番 1 号
敷地面積	51,900 m ²
竣工	平成 27 年 3 月
建設費	291 億円
焼却施設	380t / 24h (190t / 24h × 2 基) 全連続燃焼式 余熱利用 8,500kW (蒸気タービン発電機)
リサイクル施設	破砕選別施設 28t / 5h 資源選別施設 ペットボトル・食品包装プラスチック : 26.8t / 5h びん : 23.7 t / 5h、かん : 12.5t / 5h

) 車両の配置状況

単位 : 台

車種	用途	積載量				合計
		1t 未満	1t 以上	2t 以上	3t 以上	
ショベルローダー	粗大ごみ・破砕		1	2		3
ホイールローダ	スラグ等運搬			2		2
フォークリフト	塵芥等整理		3	3		6
計			4	7		11

) 業務状況

(1) 可燃物搬入量

単位 : トン

	搬入量総計	家庭系			事業系	
		直営収集	委託収集	自己搬入	許可業者	自己搬入
平成 30 年度	91,529.18	273.08	60,102.46	872.02	29,367.33	914.29

(2) 不燃物搬入量

単位：トン

	搬入量総計	家庭系			事業系	
		直営収集	委託収集	自己搬入	許可業者	自己搬入
平成 30 年度	4,441.35	0.00	3,411.33	966.65	60.36	3.01

(3) 中間処理量

単位：トン

	焼却施設搬入量		焼却量	破碎施設搬入量		破碎量
	収集量	残渣搬入量		収集量	残渣搬入量	
平成 30 年度	91,529.18	17,619.96	110,467.41	4,441.35	0.00	3,566.55

単位：トン

	溶解施設搬入量				民間委託搬出量	
	焼却灰	破碎不燃物等	リサイクル残渣	し尿汚泥	適正処理困難物等処理委託量	有害危険ごみ処理委託量
平成 30 年度	6,231.95	6,262.58	4,183.87	864.16	88.82	70.22

(3) 最終処分場

中間処理によって生じた焼却灰等は、うらわフェニックス及び環境広場に埋立処分をしているほか市外処分場に埋立処分を委託し市内最終処分場の延命化に努めている。

環境広場

) 施設の概要



所在地	見沼区大字大谷 483 番地 1
供用開始	平成 8 年 4 月
建設費	51 億円 (用地取得費を除く)
埋立面積	30,157 m ²
埋立容量	208,100 m ³
埋立方法	準好気性埋立サンドイッチ方式
浸出水処理	回転円板法 + 高度処理 + 汚泥処理 100 m ³ / 日
埋立率	95.80% (平成 31 年 3 月現在)
埋立量	199,360 m ³ (平成 31 年 3 月現在)
残余容量	8,740 m ³ (平成 31 年 3 月現在)

) 埋立状況

単位：トン

	埋立量 総計	飛灰固化物					溶融スラグ			その 他
		合計	西部 環境セ ンター	東部 環境セ ンター	ク リーン セ ン ター 大 崎	桜 環 境 セ ン ター	合計	西部環 境セ ンター	桜環 境セ ン ター	
平成 30 年度	5,329.39	4,757.17	0.00	0.00	999.67	3,757.50	560.54	560.54	0.00	11.68

うらわフェニックス

）施設の概要



所在地	緑区大字間宮 741 番地 1
供用開始	昭和 63 年 5 月
建設費	20 億円（用地取得費を除く）
埋立面積	42,360 m ²
埋立容量	372,700 m ³
埋立方法	準好気性埋立サンドイッチ方式
浸出水処理	回転円板法 + 高度処理 + 汚泥処理 165 m ³ / 日
埋立率	78.70%（平成 31 年 3 月現在）
埋立量	293,305 m ³ （平成 31 年 3 月現在）
残余容量	79,395 m ³ （平成 31 年 3 月現在）

）埋立状況

単位：トン

	埋立量 総計	合計	焼却灰		飛灰固化物	その他
			東部環境センター	クリーンセンター大崎	クリーンセンター大崎	
平成 30 年度	1,435.35	1,435.35	0.00	1,435.35	0.00	0.00

（４）し尿関係施設

本来、し尿処理は水洗による下水道処理が理想であり、その実現を目指し、公共下水道整備事業を積極的に推進しているところであるが、下水道整備には膨大な経費と長い歳月が必要となるため、現状では、し尿のくみ取りと浄化槽処理も併せて行っている。

し尿の収集は民間業者に委託し、概ね 20 日に 1 回の頻度で行い、浄化槽汚泥の収集については許可制で行っている。

また、収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、大宮南部浄化センター及びクリーンセンター西堀において衛生的な処理が行われている。

大宮南部浄化センター

) 施設の概要



所在地	見沼区大字上山口新田 508 番地 1
敷地面積	15,014 m ²
竣工	平成 13 年 3 月
建設費	32 億円
処理能力	179kl / 日 (し尿 25kl / 日、浄化槽汚泥 154kl / 日)

) 車両の配置状況

単位：台

車種	用途	積載量					合計
		1.8kl	2.6kl	1t 未満	1t 以上	2t 以上	
バキューム車	吸込下水処理	1					1
フォークリフト	構内荷物運搬			1			1
軽自動車	調査・事務連絡			1			1
計		1		2			3

) し尿・浄化槽汚泥等収集量

単位：KL

年度	合計	し尿	浄化槽汚泥	家庭吸込下水
平成 27 年度	37,777.69	5,775.50	29,763.86	2,238.33
平成 28 年度	36,489.41	5,440.60	28,954.13	2,094.68
平成 29 年度	35,857.11	5,117.22	28,699.59	2,040.30
平成 30 年度	34,762.47	4,840.61	27,930.52	1,991.34

クリーンセンター西堀

) 施設の概要



所在地	桜区新開 4 丁目 1 番 1 号
敷地面積	9,913 m ²
竣工	平成 12 年 3 月
建設費	38 億円
処理能力	147kl / 日 (し尿 34kl / 日、浄化槽汚泥 113kl / 日)

) 車両の配置状況

単位：台

車種	用途	積載量					合計
		1.8kl	2.6kl	1t 未満	1t 以上	2t 以上	
バキューム車	吸込下水処理		1				1
ショベルローダー	構内荷物運搬				1		1
フォークリフト						1	1
軽自動車	調査・事務連絡			1			1
計			1	1	1	1	4

) し尿・浄化槽汚泥等収集量

単位：KL

年度	合計	し尿	浄化槽汚泥	家庭吸込下水
平成 27 年度	26,678.99	4,519.92	16,567.55	5,591.52
平成 28 年度	25,291.82	4,108.52	15,840.29	5,343.01
平成 29 年度	23,902.35	3,752.38	14,960.40	5,189.57
平成 30 年度	22,976.43	3,251.18	14,985.69	4,739.56

3 さいたま市の清掃事業の現状

(1) 経年推移

さいたま市のごみ排出量、ごみ処理量及び最終処分量の推移は以下のとおりである。

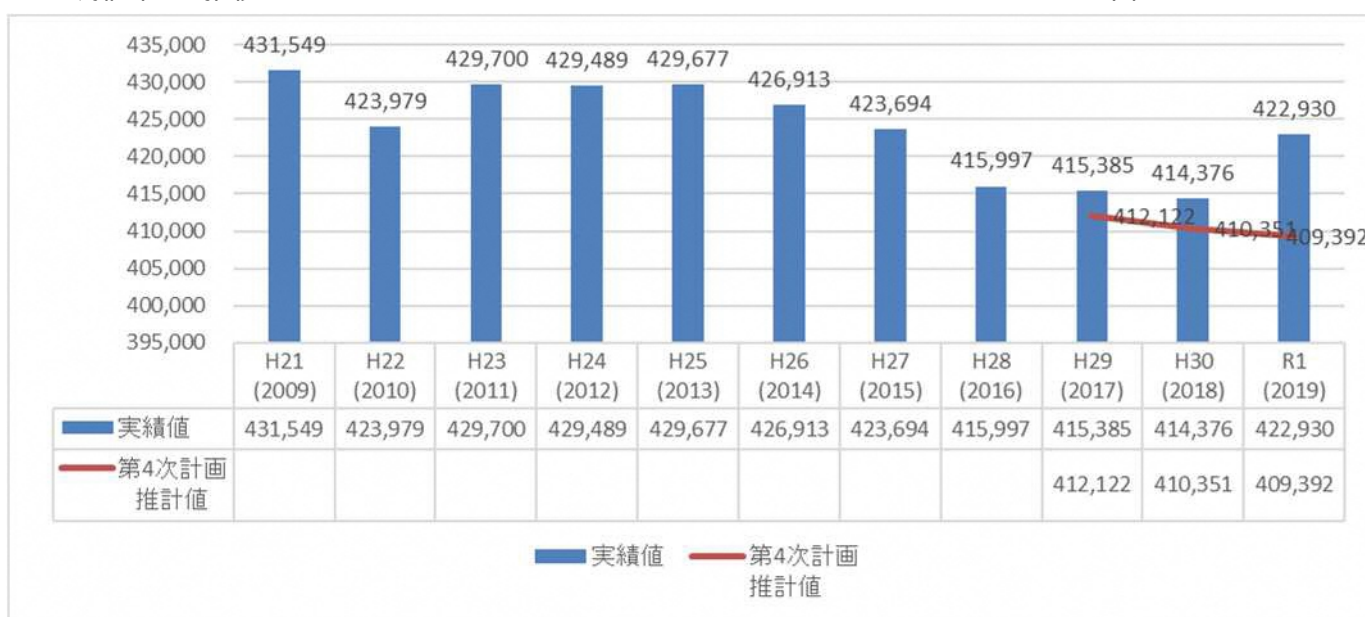
なお、以下に記載の経年推移等の情報や他団体との比較情報は、さいたま市が公表している「第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画の実施状況報告書」を出所としている。

ごみ排出量等の推移

ごみ総排出量は減少傾向にあるが、人口や事業所の増加により、また、令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響も推測され、ごみ排出量の実績値は第4次計画時点の推計値を約14,000トン上回っている。

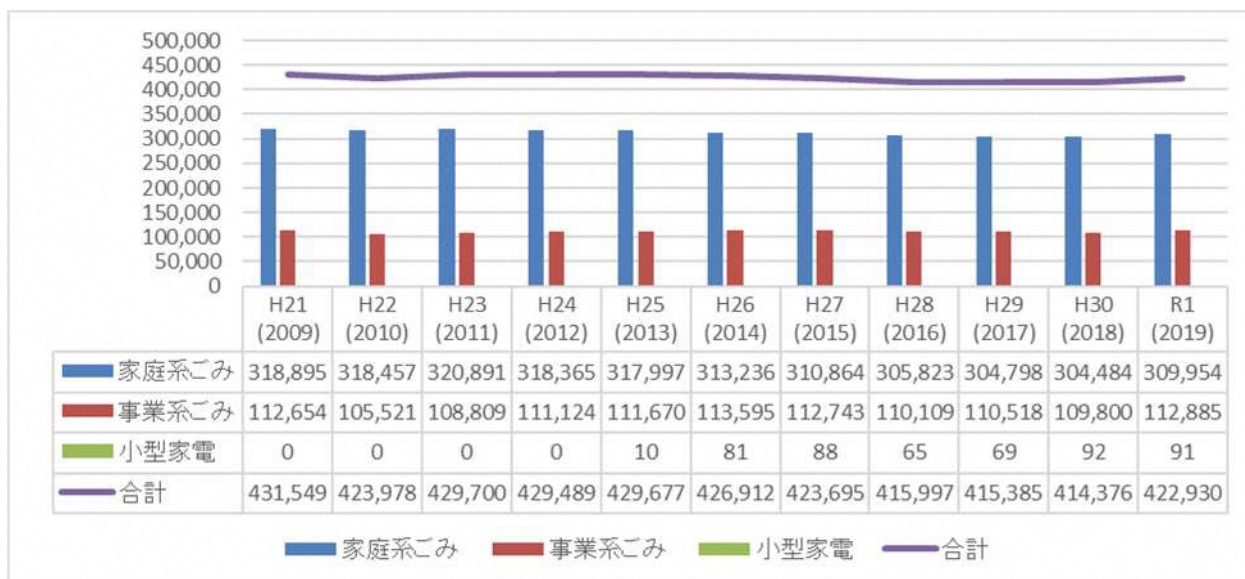
ごみ排出量の推移

単位：トン



ごみ排出量の推移（種別）

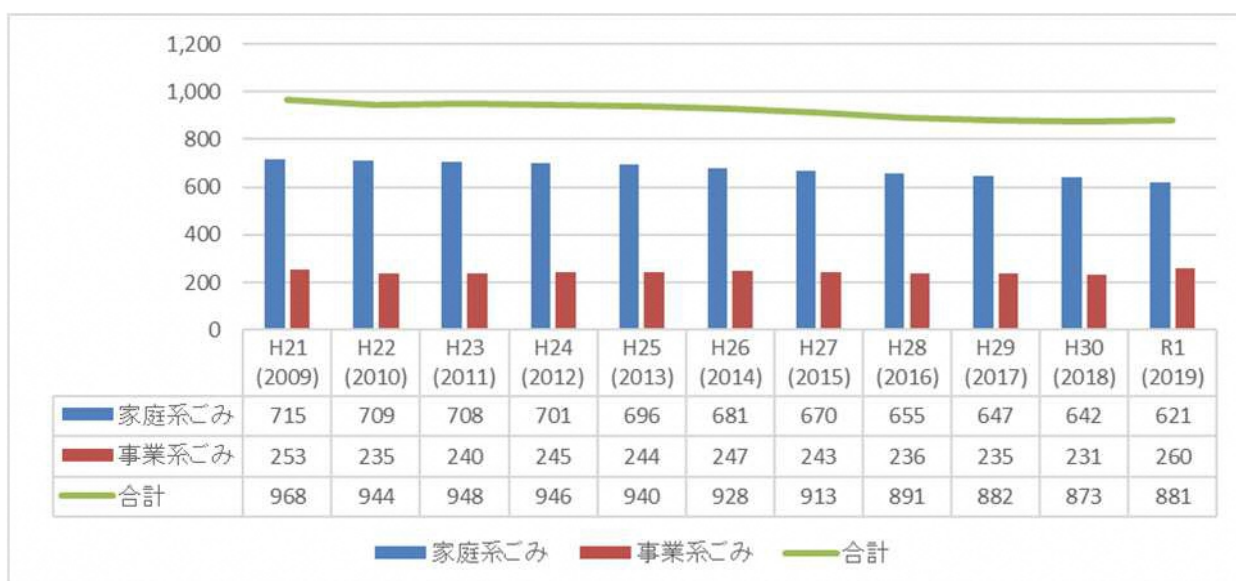
単位：トン



市民1人1日当たりの排出量（＝総排出量／人口／365日又は366日）は、全体としては緩やかに減少しているが、家庭ごみの減少が寄与しているものであり、事業系ごみはほぼ横ばいで推移している。

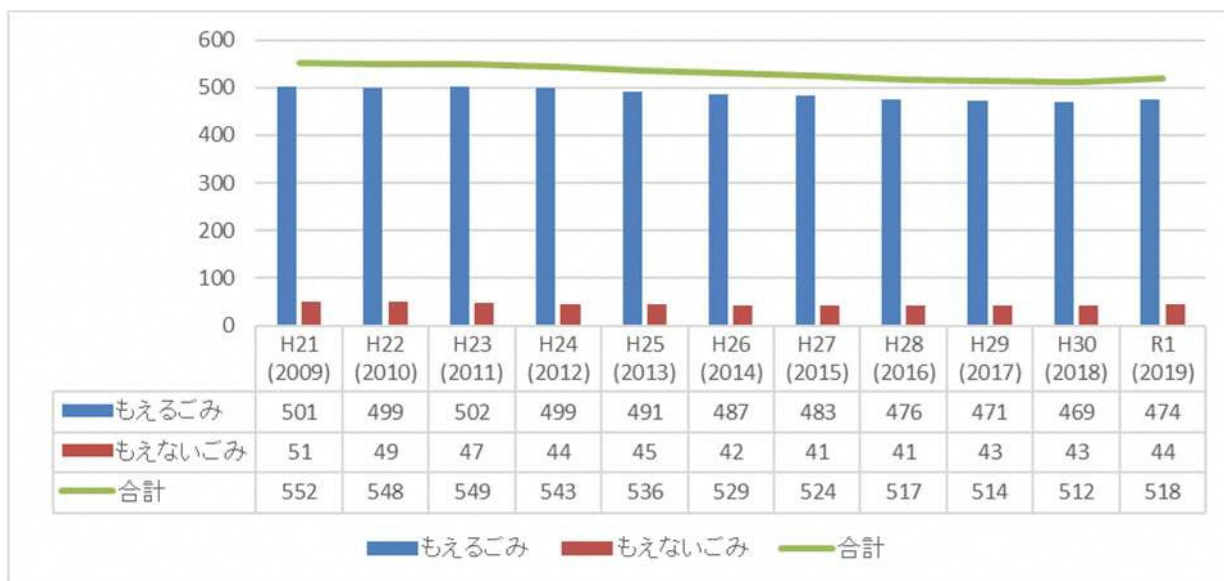
市民1人1日あたりの総排出量の推移

単位：グラム



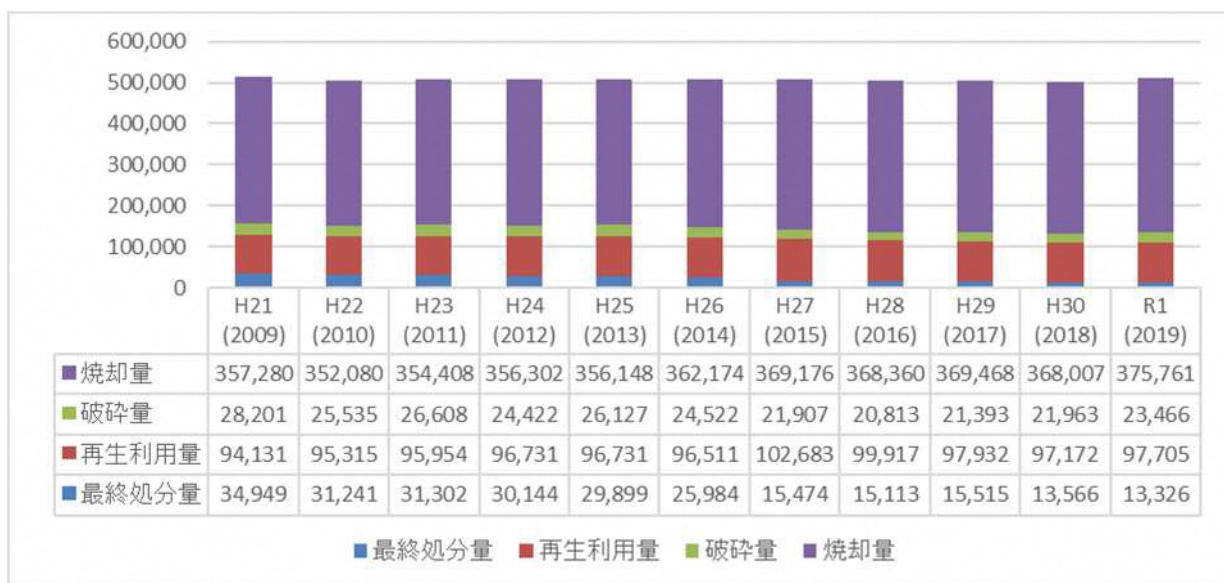
市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）の推移

単位：グラム



ごみ処理・処分量の推移

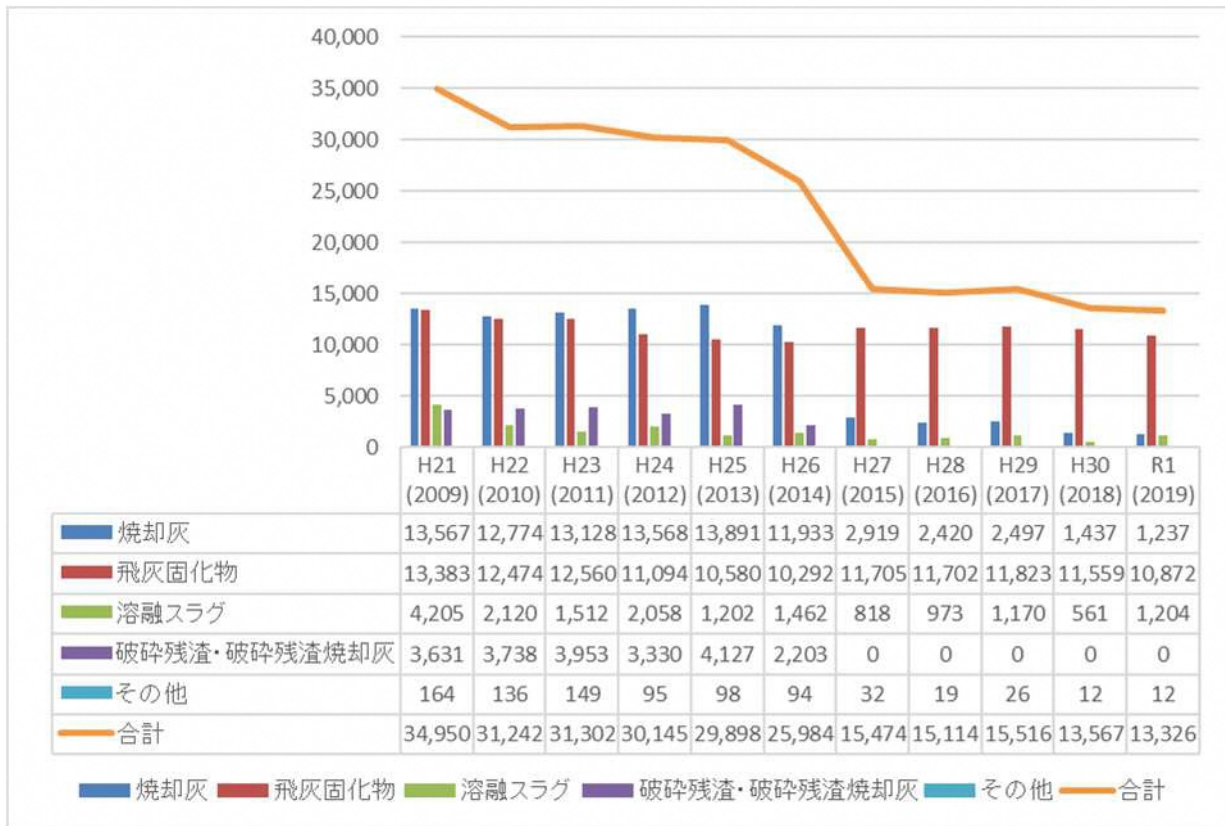
単位：トン



最終処分量は、平成 27 年 4 月 1 日より桜環境センターが供用開始され、焼却灰や破碎残渣を溶融し資源化することが可能となったため、平成 27 年度に大きく減少している。

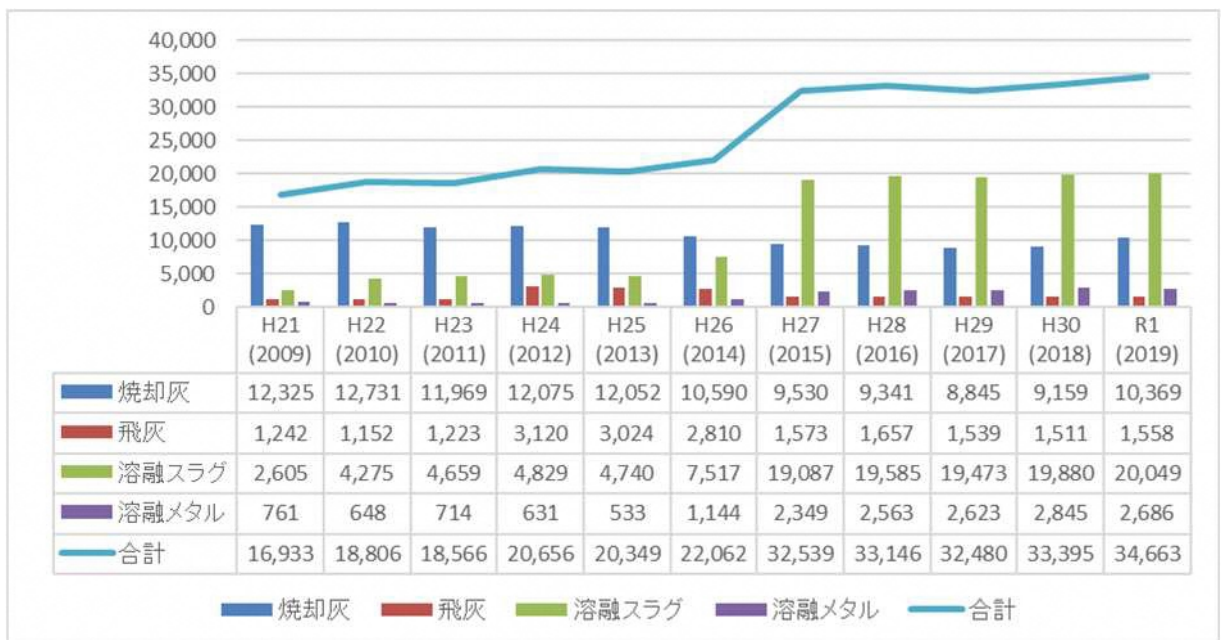
最終処分量の推移（種別）

単位：トン



有効利用量の推移

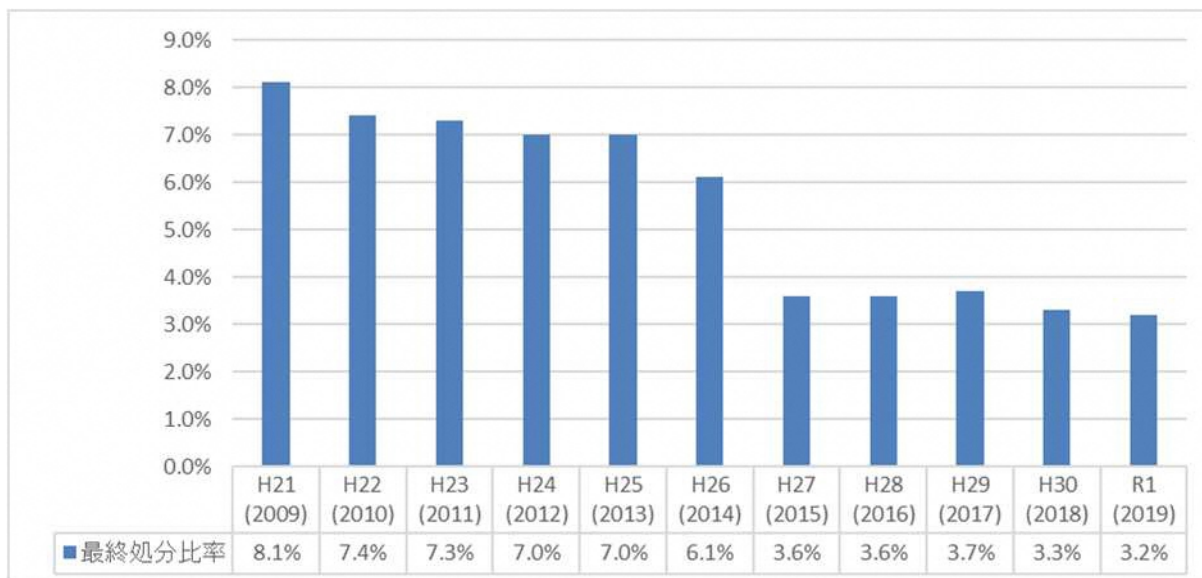
単位：トン



最終処分比率の推移

最終処分比率

= 最終処分量 / 総排出量



(2) 他団体との比較

平成 27 年度時点における他の政令指定都市との市民一人当たりごみ排出量、市民一人当たりごみ処理量及び最終処分比率の比較結果は以下のとおりである。

市民 1 人 1 日あたりの総排出量

単位：g / 人・日



市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源物除く）

単位：g / 人・日



最終処分比率

単位：%



4 第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画の概要

平成24年3月に策定した「第3次さいたま市一般廃棄物処理基本計画」（以下「第3次計画」という。）の中間目標の達成と第3次計画時点での推計人口よりも実績の人口の方が増加していることを受けて、さいたま市の総合計画である「2020 さいたま希望のまちプラン」の方向性を踏まえ、平成30年3月に「第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画」（以下「第4次計画」という。）を策定した。

第4次計画は、第3次計画時に設定した目標値に対し、中間目標を達成していることを踏まえ、第3次計画時点の個々の施策を維持継続、あるいは発展拡大する方向性で策定されている。計画策定の背景は次のとおりである。

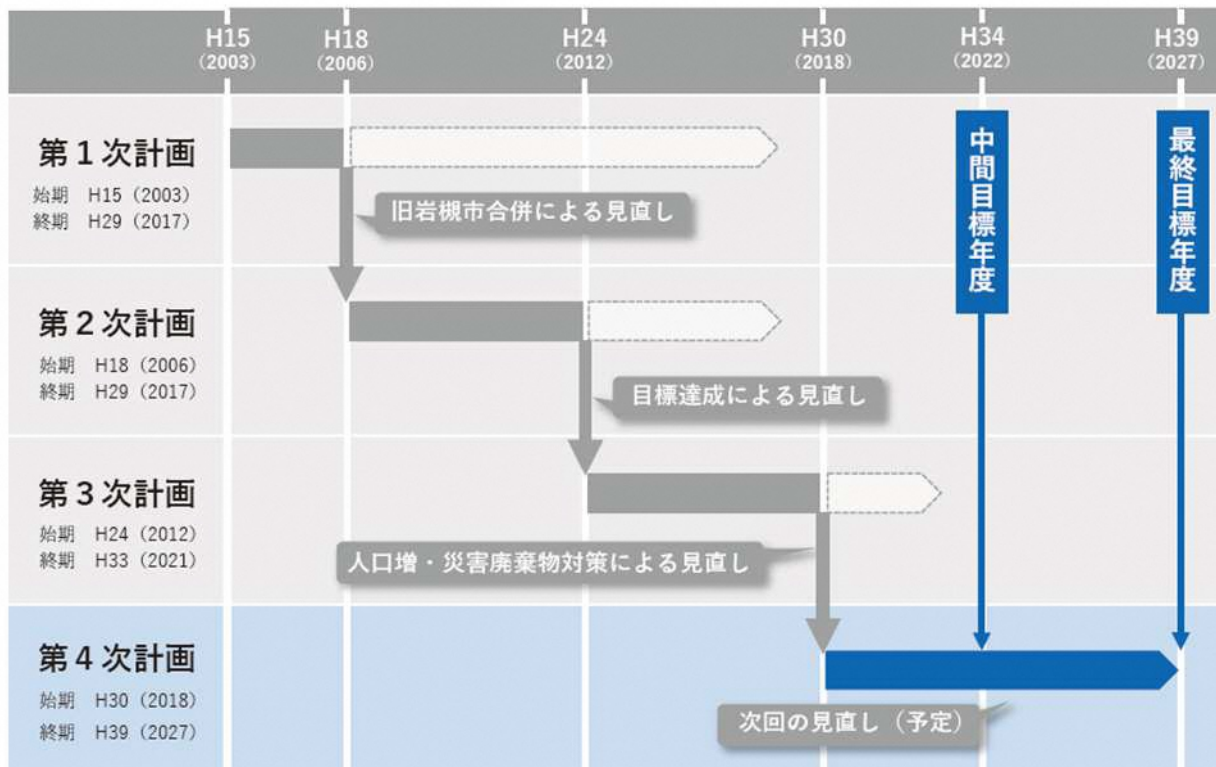
計画改定の背景



新たな行政課題の発生



計画期間と目標年度



第4次計画の体系は次のとおりである。



また、第4次計画の目標達成のための施策体系は次のとおりである。



資源循環型【廃棄物処理システム】の確立

収集運搬計画

■ 基本施策 7. 効率的なごみ回収

- 7-1 家庭系ごみの収集
 - 1 高齢者等を対象とする「ふれあい収集」の実施
- 7-2 事業系ごみの収集
 - 1 搬入物検査の実施
- 7-3 ごみ散乱防止対策の推進
 - 1 衛生協力助成金の交付（ごみ収集所の衛生保持）
 - 2 不法投棄防止昼間・夜間パトロールの実施
 - 3 環境美化推進事業
- 7-4 ごみ排出ルールの確立
 - 1 水銀大気排出抑制策の検討
- 7-5 効率的で環境負荷の少ない収集運搬体制の構築
 - 1 収集車両への低公害車の導入
- 7-6 効率的な資源回収の推進
 - 1 効率的な小型家電回収の推進

施設整備計画

■ 基本施策 9. 施設整備の検討

- 9-1 新規焼却施設の整備及び既存施設の更新計画
 - 1 サーマルエネルギーセンターの整備計画
 - 2 クリーンセンター大崎の更新計画
- 9-2 資源化施設の整備計画
 - 1 サーマルエネルギーセンターの整備計画
- 9-3 民間を活用したバイオマス系廃棄物処理システムの普及促進
 - 1 草木類のリサイクルの推進
- 9-4 最終処分場の整備計画
 - 1 最終処分場の整備計画
- 9-5 効率的な施設整備・運営体制の検討
 - 1 効率的な施設整備の検討
 - 2 効率的な運営体制の検討

中間処理・最終処分計画

■ 基本施策 8. 安全・適正なごみ処理

- 8-1 安全・適正なごみ処理の確保
 - 1 災害廃棄物処理計画の策定
 - 2 熱回収機能を有する焼却施設による適正処理
 - 3 熔融施設による焼却灰の減容・安定化
- 8-2 循環型ごみ処理の推進
 - 1 熔融スラグの有効利用
 - 2 焼却灰の有効利用

第3 外部監査の結果及び意見の概要

1 監査の着眼点と監査手続

監査の着眼点は以下のとおりである。

事業計画の遂行状況について、関連書類の閲覧と担当部署へのヒアリングを行う。

合規性の観点で事務書類の関連規則等との照合を行う。

事務事業の実施に際し、経済性・効率性をどのように担保しているかについて関連資料の閲覧と担当部署へのヒアリング及び調査・分析等を行う。

必要と認められた施設等の現場視察を行う。

その他監査の過程で必要と認められた手続を実施する。

上記の着眼点のもと、本庁課、清掃事務所、中間処理施設及び最終処分場（以下、「各課等」という。）に出向き、関連資料の閲覧を行うとともに、担当者への質問、分析等を行った。各課等と監査対象とした事務との関係は以下のとおりである（○を付しているところが監査対象とした事務である。）。

事務	各課等	本庁課						清掃事務所（ごみ収集事務所）			中間処理施設						最終処分場		
		環境創造政策課	環境対策課	資源循環政策課	廃棄物対策課	産業廃棄物指導課	環境施設管理課	環境施設整備課	西清掃事務所	東清掃事務所	大崎清掃事務所	西部環境センター	東部環境センター	クリーンセンター大崎	大宮南部浄化センター	クリーンセンター西堀	桜環境センター	うらわフェニックス	環境広場
収入	手数料等収入				○			○					○	○	○				
	現預金管理												○	○	○				
契約					○		○						○	○	○				
物品管理	現物管理												○	○	○	○	○	○	○
	貸付・使用許可	○			○		○		○	○	○	○	○		○				
薬品管理												○	○	○	○	○	○	○	○
労務管理								○	○	○		○	○	○	○	○			
運転管理												○	○	○	○	○			
補助金					○	○													
搬入物、搬入業者管理													○	○	○				

監査手続を実施した過程で発見された検出事項は、「結果」と「意見」に分けられる。「結果」と「意見」の判断基準は以下のとおりである。

区分	根拠規定	監査上の判断基準
結果	監査の結果（地方自治法第 252 条の 37 第 5 項）	違法（法令、条例、規則等の違反） 不当（違法ではないが行政上実質的に妥当性を欠くこと、または適当でないこと）
意見	監査の結果に添えて提出する意見（地方自治法第 252 条の 38 第 2 項）	違法または不当なもの以外で、包括外部監査人が個別検出事項として記載することが適当と判断したもの

2 監査の結果及び意見の概要

監査の結果又は意見の概要は以下のとおりである。

なお、ページ番号は、結果又は意見が記載されたページ番号を付している。

個別検出事項

事務等	表題名	結果又は意見	ページ番号
契約事務	廃棄物収集運搬業務の入札について	意見 1 意見 2	P52 P53
	委託業者間の比較検討の必要性	意見 3	P55
	ライフサイクルコストを考慮した委託先の選定	意見 4	P56
	計量データと委託先の実績報告の整合性の確認不足	意見 5	P57
	桜環境センターの委託契約内容について	意見 6	P59
	文書管理について	意見 7 意見 8	P61 P61
	委託先選定時の考慮事項について	意見 9	P62
物品等管理事務	西部環境センターの灰溶融メタルの保管方法について	意見 10	P63
	クリーンセンター大崎の備品保管状況について	結果 1	P64
	東部環境センターの市所有の物品とその他の物品との明確な区分管理について	結果 2	P65
	桜環境センターの物品管理について	結果 3	P66
	東部環境センターの金庫管理について	意見 11 意見 12	P66 P66
	クリーンセンター大崎の金庫管理について	意見 13	P67
	クリーンセンター大崎におけるマスターキー管理について	結果 4	P67
	大崎清掃事務所における予備タイヤの管理の概要	意見 14 意見 15	P67 P68
毒劇物等薬品管理事務	西部環境センターの毒物・劇物保管庫の鍵の管理について	結果 5 結果 6	P70 P70
	大宮南部浄化センターの毒物・劇物保管庫の鍵の管理について	結果 7 結果 8	P71 P71
	クリーンセンター西堀の薬品管理について	結果 9 結果 10	P72 P72
	東部環境センターの薬品保管について	結果 11 結果 12	P73 P73
その他事務	環境センターの不適物廃棄・不適切事業者に対する水際対策について	意見 16	P74
	大崎清掃事務所における給油発注事務について	意見 17	P74

事務等	表題名	結果又は意見	ページ番号
	固定資産台帳の記載内容について	結果 13	P77
第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画について	第4次計画の継続の見直しの必要性	意見 18	P79
	各施策のKPIの設定不足	意見 19	P85
	団体資源回収運動補助事業について	意見 20 意見 21	P87 P87
	衛生協力助成金の交付（ごみ収集所の衛生保持）について	意見 22 意見 23	P88 P89
組織体制の合理化・規模の適正化（ごみ処理事業）	焼却炉の運転管理業務（西部環境センター、東部環境センター）	意見 24	P94
	破碎処理施設運転管理業務（クリーンセンター大崎）	意見 25	P95
	一般可燃ごみ収集業務（西清掃事務所、東清掃事務所、大崎清掃事務所）	意見 26	P97
	粗大ごみ受付センター業務（大崎清掃事務所、資源循環政策課）	意見 27	P98
	計量業務の人員数について	意見 28	P99
	計量業務の運営方法について	意見 29	P99
	クリーンセンター大崎の分析室の利用状況について	意見 30 意見 31	P100 P100
	リサイクル家具展示販売事業の必要性	意見 32	P102
	清掃車両購入計画の策定の必要性	意見 33 意見 34	P103 P104
	不適物廃棄の検査体制について	意見 35	P105
組織体制の合理化・規模の適正化（し尿処理事業）	直営で実施しているし尿処理施設の運転管理業務	意見 36	P109
	し尿等の下水道処理施設への投入	意見 37	P110
持続可能性と市民への説明責任	ごみ処理料の見直し	意見 38	P120
		意見 39	P121
まとめ		意見 40	P122
		意見 41	P122

全庁に関連する事項

項目名	結果又は意見	ページ番号
勤怠管理簿のシステム化・ペーパーレス化	意見 42	P123
特殊勤務手当について	意見 43	P125
社会福祉協議会を通じた行政財産の貸付・使用許可	結果 14	P127

項目名	結果又は 意見	ページ 番号
建物と一体管理の備品の管理方法	意見 44 意見 45	P129 P129
路上喫煙及び空き缶等のポイ捨て対策について	意見 46	P130

第4 外部監査の結果及び意見

1 個別検出事項

(1) 契約事務

令和元年度における清掃事業に係る事業ごとの委託契約額は下表のとおりである。

下表のとおり、年間95億円を超える委託契約を締結しており、清掃事業に係る歳出の実に約51%を占めている。

内訳の大所としては、ごみの中間処理施設の運転管理・維持管理等に係る委託料が、桜環境センター18億64百万円、西部環境センター4億27百万円、東部環境センター6億31百万円、クリーンセンター大崎5億96百万円であるほか、廃棄物の収集運搬処分又は処理に係る委託料が、一般廃棄物30億82百万円、資源物20億48百万円となっている。

単位：千円

所管課	事業名	件数			契約額
		一般競争入札	指名競争入札	随意契約	
環境共生部 環境対策課		0	0	4	3,186
	浄化槽管理運営事業	0	0	4	3,186
資源循環推進部 資源循環政策課		1	10	4	79,380
	環境美化推進事業	0	10	2	74,602
	廃棄物処理対策事業（資源循環政策課）	1	0	2	4,777
資源循環推進部 廃棄物対策課		0	10	83	5,551,026
	一般廃棄物収集運搬処理事業	0	6	35	3,082,377
	し尿処理事業	0	0	15	370,357
	リサイクル推進事業	0	1	0	1,683
	廃棄物処理対策事業（廃棄物対策課）	0	2	4	16,493
	資源分別収集運搬処理事業	0	0	27	2,048,289
	リサイクル基金活用事業	0	1	2	31,825
資源循環推進部 西清掃事務所		0	5	7	9,752
	西清掃事務所収集・管理事業	0	5	7	9,752
資源循環推進部 東清掃事務所		0	3	5	5,659
	東清掃事務所収集・管理事業	0	3	5	5,659
資源循環推進部 大崎清掃事務所		1	2	5	51,540
	（仮称）新清掃事務所整備事業	1	1	0	48,376
	大崎清掃事務所収集・管理事業	0	1	5	3,164

所管課	事業名	件数			契約額
		一般競争入札	指名競争入札	随意契約	
施設部	環境施設管理課	1	23	20	2,047,184
	一般廃棄物処理施設整備事業（環境施設管理課）	0	1	0	8,820
	桜環境センター運営管理事業	1	0	6	1,864,899
	最終処分場維持管理事業	0	17	12	147,654
	旧環境センター管理事業	0	5	2	25,810
施設部	環境施設整備課	0	2	2	35,615
	一般廃棄物処理施設整備事業（環境施設整備課）	0	2	2	35,615
施設部	西部環境センター	2	18	15	427,367
	西部環境センター維持管理事業	2	16	7	309,083
	西部環境センター残渣処分事業	0	2	7	118,218
	西部環境センター周辺環境整備事業	0	0	1	64
施設部	東部環境センター	3	23	10	631,701
	東部環境センター維持管理事業	2	16	3	186,281
	東部環境センター残渣処分事業	0	3	7	295,349
	東部リサイクルセンター維持管理事業	1	4	0	150,070
施設部	クリーンセンター大崎	3	21	24	596,435
	クリーンセンター大崎維持管理事業	3	16	9	346,111
	クリーンセンター大崎残渣処分事業	0	5	15	250,324
施設部	大宮南部浄化センター	0	13	11	39,428
	大宮南部浄化センター維持管理事業	0	13	11	39,428
施設部	クリーンセンター西堀	0	8	11	23,197
	クリーンセンター西堀維持管理事業	0	8	11	23,197
	総計	11	138	201	9,501,476

出典：市より提供を受けた令和元年度委託契約一覧より監査人が集計

これらの350件（一般競争入札11件、指名競争入札138件、随意契約201件の合計）の委託契約の中から、監査人がサンプルを抽出し監査対象とした。

サンプル抽出にあたっては以下の点を考慮した。

- 令和元年度契約額が 10 百万円以上の契約
- 過去 5 年間（平成 27 年度～令和元年度）の決算額に大きな変動がない契約

上記の結果 99 件を抽出し監査対象とすることとした。

監査の結果検出した事項は以下のとおりである。

廃棄物収集運搬業務の入札について

廃棄物収集運搬業務に関する競争入札の資料を閲覧したところ、入札が不調となり地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に基づき随意契約となっているケースが散見された。当該状況は主に、入札業者の提出した見積額が、市の設定した予定価格を超過したことによる不調によるものであった。

地方自治法施行令

（随意契約）

第六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

市の廃棄物収集運搬業務の競争入札に関する予定価格の積算は、人件費、車両維持にかかる費用、燃料費等の様々な要素を考慮し算出しているとのことであるが、積算の具体的な算出過程が確認できる資料が整理されていない状況である。また、契約時に入手する業者の契約金額内訳(契約実績額)と入札基準となる予定価格の比較分析による事後的な検証や、契約実績額と落札業者の実際に要したコストや実績報告書との比較による契約額の妥当性の検証も十分に実施されておらず、入札不調となった要因や契約額自体の妥当性は不明瞭な状況となっている。

【現状の問題点（意見 1）】

平成 30 年度（令和元年度の業務委託分）よりさいたま市では業務委託の公平公正性の観点から契約方法の見直しを進めており、順次競争入札を導入して適正化を図っているところである。しかし現状、廃棄物収集運搬業務に関する契約においては、競争入札の形式をとっているながら最終的には一者応札となっていることが多く、競争入札制度導入による契約業者の変更事例も少ないことから、当該制度導入による業務委託契約適正化促進の実効性があるとはいえない状況である。

廃棄物収集運搬業務は、市民の生活環境の保全に密接に関連し欠かすことのできない業務であり、収集場所や道路事情、地域性を熟知していること、また、広範なエリアの収集運搬業務を行うための車両及び人員等を有し、安定的な業務の供給、確実な業務の遂行が可能であることが契約上必要であることから、参入障壁が比較的高く対象業者も限られ競争入札による契約が容易でないことは理解できる。一方で、限りある市の財源を用いる契約であることから、業者間での競争原理がはたらき契約がより公平公正で適正なものになるよう工夫を行うこと

を検討することが望まれる。

【現状の問題点（意見2）】

さいたま市では業務委託の公平公正性の観点から契約方法の見直しを進めており、順次競争入札を導入して適正化を図っているところであるが、上記の状況では、入札業者の提出した見積額と市の設定した予定価格との乖離要因が把握できず、次回競争入札実施時の予定価格設定の精緻化や改善ができず、またあるべき契約額の把握も難しい状況である。

競争入札時に設定される予定価格が適正でなければ公平公正な競争入札にはならず、また諸般の理由により入札不調となり随意契約となる場合であっても、あるべき契約額の把握が出来ていなければ、上記の競争入札を導入した趣旨である、契約の適正化を達成することができないこととなる。

契約の適正化のため、あるべき予定価格の積算や予算の精緻化、契約金額の妥当性検討は必要である。そのため、契約金額内訳書の項目を業者間で統一するとともに、予定価格積算時の資料とも整合するようにし、予定価格や契約額の適正性の検証が可能となるような仕組みを構築することが望まれる。

委託業者間の比較検討の必要性

市では、ごみ収集業務は、安定的に実施されることが最優先に求められる住民サービスであり、業者の切り替えにより安定性が阻害されるリスクを軽減するために一定期間は同じ業者に委託する必要があること、また、車両の使用耐用年数が概ね8年程度であることを勘案し、契約期間を8年間として一般競争入札により契約しているものと、それ以外に特命随意契約によるものがある。

特命随意契約とする根拠は、廃棄物処理法施行令第4条第5号において、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」と明記されており、必ずしも経済性の発揮を求める趣旨の記述とはなっていないことがあるが、一方で、地方自治法第2条第14項の、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とする趣旨に照らし、競争原理を排除することはできないため、上記運用とすることと決めたものである。

一般廃棄物収集運搬業務の令和元年度の委託契約額と収集世帯数の関係は下表のとおりである。

可燃物

No.	委託地区	委託業者名	令和元年度 契約額 (円)	世帯数	契約額/ 世帯数 (円)
1	(南・浦和・緑区)	M	58,860,000	18,748	3,140
2	(南・緑・浦和区)	F	74,828,500	19,138	3,910
3	(緑・浦和区)	A	68,234,000	16,304	4,185
4	(浦和・緑区)	F	32,438,400	6,398	5,070

No.	委託地区	委託業者名	令和元年度 契約額 (円)	世帯数	契約額/ 世帯数 (円)
5	(西・北・大宮・見沼区)	O	165,291,960	39,806	4,152
6	(見沼・北・大宮区)	O	67,427,400	14,231	4,738
7	(西・北・大宮区)	N	67,165,800	13,643	4,923
8	(見沼・大宮区外)	O	49,442,400	9,879	5,005
9	(中央区新都心外)	K	68,434,560	14,538	4,707
10	(中央区本町東外)	B	43,491,000	7,974	5,454
11	(中央区上峰外)	H	55,775,300	13,137	4,246
12	(中央区円阿弥外)	M	39,610,600	9,369	4,228
13	(岩槻区南・西地域内)	D	98,045,500	22,211	4,414
14	(大宮・北区)	G	44,439,300	9,973	4,456
15	(南・桜区)	L	176,610,791	36,996	4,774
16	(西・大宮・北区) ｺﾝﾈ	N	137,326,920	26,112	5,259
17	(岩槻区東地域内)	C	60,290,625	12,228	4,931
18	(南・浦和・桜・緑・大宮区)	J	334,793,500	70,075	4,778
19	(見沼・大宮・北区) ｺﾝﾈ	O	136,856,040	28,889	4,737
20	(中央区鈴谷外)	B	12,513,200	2,455	5,097
21	(桜・浦和・南・緑区)	I	334,352,268	70,221	4,761
22	(岩槻区北・西地域内)	E	74,065,500	20,045	3,695

出典：市の作成資料

不燃物

No.	委託地区	委託業者名	令和元年度 契約額 (円)	世帯数	契約額/ 世帯数 (円)
1	(岩槻区東地域)	C	29,975,000	21,133	1,418
2	(緑・桜・浦和・南区)	I	142,695,762	135,024	1,057
3	(緑・南・浦和・桜・大宮区)	J	132,925,500	125,133	1,062
4	(中央区)	B	64,124,700	47,473	1,351
5	(岩槻区西地域)	E	39,567,000	29,096	1,360
6	(見沼・西・北・大宮区)	O	239,272,440	237,016	1,010

出典：市の作成資料

資源物

No.	委託地区	委託業者名	令和元年度 契約額 (円)	世帯数	契約額/ 世帯数 (円)
1	(桜・浦和・南・緑・大宮区)	M	224,049,500	260,584	860
2	(西・北・大宮・見沼区)	O	135,639,600	236,589	573
3	(岩槻区西地域)	E	108,694,800	29,419	3,695
4	(桜・浦和・南・緑・大宮区)	L	134,157,145	260,584	515
5	(桜・浦和・南・緑・大宮区)	L	123,497,000	260,584	474
6	(桜・浦和・南・緑・大宮区)	P	179,305,000	260,584	688
7	(西・北・大宮・見沼区)	O	84,758,400	236,589	358
8	(見沼・大宮・北区)	O	108,433,200	118,037	919
9	(西・北・大宮区)	N	108,989,100	118,552	919
10	(西・北・大宮・見沼区)	N	191,066,100	236,589	808
11	(中央区)	B	99,517,000	47,473	2,096
12	(中央区)	Q	58,947,200	47,473	1,242
13	(岩槻区東地域)	C	83,232,400	20,810	4,000
14	(岩槻区)	E	45,837,102	50,229	913

出典：市の作成資料

【現状の問題点（意見3）】

上表のとおり、可燃物、不燃物及び資源物共に、各委託先により世帯数当たりの委託契約額に相当程度のばらつきが認められ、特に資源物については委託先により大きく隔たりがある状況である。この点、市の説明によれば、委託先が担当する地域の実情（ごみの集積所数、エリアの面積に応じた走行距離、道路交通状況や幅員等の道路事情等）に応じて、収集業務の困難性が異なるため、世帯当たりの単価が異なることは当然であり、一律に比較することは困難であるとの回答を得た。

市の回答にも一定の理解を示すことはできるものの、上述したとおり8年に一度の入札としている実態に照らし、「廃棄物収集運搬業務の入札について」の現状の問題点に記載した実質的な競争原理の導入が困難である場合には、適正な予定価格の積算と随意契約額の妥当性をより精緻に検証する必要がある。委託者間の比較分析を実施するに際しては、予定価格の積算根拠の比較に加えて、各種指標当たりの契約額を比較することも有効であると考えられる。

なお、上表では世帯当たりを指標として分析を行ったが、以下の指標なども分析対象とすることを検討されたい。

- 保有車両台数当たりの委託契約額
- 走行距離当たりの委託契約額
- 集積所数当たりの委託契約額
- 保有車両台数あたりの集積所数（又は収集量）
- 人員数あたりの集積所数（又は収集量）

➤ 契約額に占める人件費、車両費、経費等の費用項目別の割合

ライフサイクルコストを考慮した委託先の選定

ごみの中間処理施設建設工事は一般競争入札により選定したが、その後の運転管理業務は建設工事の落札業者またはその関連企業等への随意契約又は一般競争入札による1者応札により決定している。

単位：千円

施設名	委託業務名	契約方法	委託先名	契約額
西部環境センター	さいたま市西部環境センター灰溶融施設運転管理業務	随意	大同環境エンジニアリング(株)	145,842
	さいたま市西部環境センター粗大ごみ処理施設運転管理業務	一般	川重環境エンジニアリング(株)	65,400
東部環境センター	さいたま市東部環境センター粗大ごみ処理施設運転管理業務	一般	川重環境エンジニアリング(株)	65,400
クリーンセンター大崎	さいたま市クリーンセンター大崎焼却施設運転管理業務	随意	川重環境エンジニアリング(株)	189,790

出典：市の作成資料

【現状の問題点（意見4）】

担当課の説明によれば、各施設は各メーカーの仕様により設計施工されているため、その後の運転管理も施工業者又は施工業者の関連会社しか十分なノウハウを持っていないため、安定的に運転管理業務を委託し、また、不良等が発生した場合に迅速な対応ができる先を委託先としている。とはいえ、競争性を排除することは地方自治法の趣旨に反することから、3年毎に一般競争入札を行っているが、結果的に1者応札となり、引き続き同じ会社が委託先となっている。との説明を受けた。

しかしながら、特定業者しかノウハウを持っていない施設の採用はその後その業者への依存を余儀なくされることを意味し、特定業者への依存により運転管理業務や保守修繕業務における価格競争が実質的に期待できないために、後々コストの増大をもたらす可能性がある。

従って、これらの施設の導入に際しては、企画段階において、設計、施工、設置に係るインシヤルコストのみならず、後続の業務（運転管理業務や保守修繕業務）におけるランニングコストを含むライフサイクルコストを考慮した業者選定を行うべきであった。

なお、この点、桜環境センターはDBO（Design Build and Operate）方式により委託先を選定していること。令和7年度に運転開始予定のサーマルエネルギーセンターにおいても、DBO方式による委託先の選定を既に行っており、ライフサイクルコストを考慮した業者選定が行われており、実質的な改善が図られている状況である。

計量データと委託先の実績報告の整合性の確認不足

各ごみ処理施設では持ち込まれたごみの量を計量し、実績データとして蓄積している。具体的には、ごみ処理施設の入り口付近に設置された計量所において、積載車量の重量を計り、ごみを降ろした後に施設の出口付近に設置した計量所において空の車両の重量を計り、入りと出の車両重量の差額をごみの持ち込み重量としてカウントし市の統計データとしている。

また、受託者側では、以下、さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則第 24 条第 1 項に基づき、ごみ収集委託業務の実績報告として毎月ごみの収集実績を市に報告している。

(報告の徴収)

第 24 条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その業務に係る一般廃棄物の保管、収集又は処分等に関し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める報告書等を、当該月の分について翌月 10 日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業者で取り扱う一般廃棄物の種類がごみである場合 次に掲げる報告書
 - ア 一般廃棄物(可燃物・不燃物)収集運搬状況報告書(様式第 25 号)
 - イ 一般廃棄物(資源物)収集運搬状況報告書(様式第 25 号の 2)
 - ウ 一般廃棄物計量集計表(様式第 25 号の 3)
- (2) 一般廃棄物収集運搬業者で取り扱う一般廃棄物の種類がし尿である場合 し尿収集運搬状況報告書(様式第 26 号)
- (3) 一般廃棄物処分業者である場合 次に掲げる報告書
 - ア 一般廃棄物処分状況報告書(様式第 27 号)
 - イ 一般廃棄物中間処分後搬出状況報告書(様式第 28 号)(中間処分を行う者に限る。)

【現状の問題点(意見 5)】

担当課に、市の蓄積した実績データと委託先の実績報告の照合を行っているかを質問したところ、現状照合を行っていないとのことであった。

本来、市のデータと委託先からの報告は当然に一致するはずである。なぜなら、委託先は、計量所で市より受領する実績データを基に実績報告書を作成すると考えられるからである。

仮に両者の数値に差異があったとしても、委託料は収集量によってではなく、委託先がごみの収集に係る人件費や車両費等のコストを基に積算されていることから、委託金額に影響を及ぼすことはない。しかしながら、市として当該データを統計データとして活用し、一般にも公表していることを踏まえれば、データの正確性には万全を期す必要がある。

監査人がサンプルで 2 つの業者について不燃物の収集量につき市のデータと委託先の実績報告を照合したところ、下表のとおり委託先は一致していない月もあったが、委託先は全月一致していた。本監査の中で当該差異の原因まで特定するには至らなかったものの、違算が生じるケースもあることが実証された。

委託先 単位：kg

月	市のデータ	委託先の実績報告	差異
4	189,820	192,540	(2,720)
5	233,150	234,850	(1,700)
6	160,130	160,130	0
7	175,410	177,010	(1,600)
8	174,270	175,330	(1,060)
9	179,370	179,370	0
10	208,870	208,870	0
11	187,350	187,350	0
12	214,320	214,320	0
1	87,860	87,860	0
2	178,680	178,680	0
3	223,630	223,630	0

委託先 単位：kg

月	市のデータ	委託先の実績報告	差異
4	61,470	61,470	0
5	75,780	75,780	0
6	50,690	50,690	0
7	56,970	56,970	0
8	56,280	56,280	0
9	64,900	64,900	0
10	58,320	58,320	0
11	70,370	70,370	0
12	79,910	79,910	0
1	61,240	61,240	0
2	49,420	49,420	0
3	64,030	64,030	0

(注1) 市のデータは「業者別搬入月報」の記録である。

(注2) 委託先 はクリーンセンター大崎への搬入量である。委託先 は東部環境センターとクリーンセンター大崎の搬入量の合計量である。

市のデータは計量システムのデータに手を加えることなく集計された結果であるため、委託先の集計ミス等が原因と推定できるが、今後、市のデータと委託先の実績報告を定期的に照合し、委託先のデータの正確性を担保するとともに、違算がある場合は当該違算の原因を追究し、必要に応じ委託先を指導するなどの措置が必要であると考えます。

加えて、上記「委託業者間の比較検討の必要性」に記述の委託先ごとの指標分析を行うに際し、入手した実績報告の情報を十分に活用することが望まれる。

桜環境センターの委託契約内容について

桜環境センターの運營業務は、DBO方式により民間企業へ委託しており、「さいたま市新クリーンセンター整備事業基本契約書」、「さいたま市新クリーンセンター整備事業維持管理・運營業務委託契約書」及び「さいたま市新クリーンセンター整備事業維持管理・運營業務物価変動による維持管理・運營業務の対価に係る合意書」に基づき委託料を支払っている。基本的に15年間の施設の維持管理・運営費に係る委託料は固定額であるが、一定期間ごとに物価スライドによる委託料の改訂要否を検討し、当該検討結果に基づき委託料を決定している。

委託者が実施する業務の概要は上記契約書において以下のとおり取り決められている。

委託者が実施する業務	サービスの概要
ア 熱回収施設運營業務	市内のもえるごみ等を溶融処理すると共に、発生する熱によって電気や温水を作り、余熱体験施設等に供給する。

委託者が実施する業務	サービスの概要
イ リサイクルセンター運營業務	市内で回収されたもえないごみ、粗大ごみ、びん、缶、ペットボトル、食品包装プラスチックを選別して資源を回収する。
ウ 管理・余熱体験施設運營業務	ごみ処理の熱エネルギーを利用して健康の維持および増進を目的に温浴設備を設置している。
エ 旧埋立処分場の運營業務	旧埋立処分場の汚水処理等を行う。

「ウ 管理・余熱体験施設運營業務」に対する委託料として市が支出する項目に「インセンティブフィー」が含まれており対価の算定方法は下表のとおりである。

支払いの対象となる費用	対価の算定方法
インセンティブフィー 想定した余熱体験施設に係る年間の利用者数を 超える施設利用者数に 対応する対価	余熱体験施設利用者増加分の対価 $= (\text{年間施設利用料収入総額} \div \text{年間施設利用者数}) \times (\text{年間施設利用者数} - \text{基準利用者数}) \times 75\%$ 基準利用者数は年間 17 万人とする。 年間施設利用者数が基準利用者数未満の場合、施設利用者増加分の対価は 0 円とする。 年間施設利用者数に、市民モニター数を含めないこと。

【現状の問題点（意見 6）】

対価の算定方法に記載のとおり、基準利用者数 17 万人を超える利用者数であった場合に、その超える利用者数に一人当たりの利用料収入を乗じた額をインセンティブとして支払う契約となっている。桜環境センターが稼働開始した平成 27 年度以降の利用者の推移は下表のとおりであり毎年 30 万人を超える利用実績となっている。

単位：人

年度	利用者数
平成 27 年	314,827
平成 28 年	334,042
平成 29 年	340,904
平成 30 年	351,402
令和元年	318,336

出典：市の作成資料

当初の需要予測に基づき基準利用者数を 17 万人と設定しているが、倍近くの利用者数が毎年継続している実態からは、インセンティブというよりは当然に得られる対価の色合いが濃くなっているのではないかと思料する。当初の需要予測の精度を高める必要があったことに加えて、15 年長期にわたり固定した基準利用者数とするのではなく、利用者の実績に応じて弾力的に基準利用者数を改訂できるようにするなどの条件とすべきであったと考える。

この基準利用者数を含むインセンティブフィーの算定方法は15年の契約期間の間で改定の検討を要する項目に含まれていないため、契約期間内に改定することはできないとのことであるが、次回の契約更新時や利用者数の実態に応じて、受託者のモチベーションの一つとなる目標値であるとともに、市の負担であることを考慮した算定方法とすることが望まれる。

文書管理について

さいたま市では、文書の保管、稟申、審査について、文書管理規程を制定し、運用を行っている。さいたま市文書管理規則には以下の記載がある。

(起案の要領)

第16条 起案文書には、起案の理由又は説明を簡明に記述するものとする。

2 起案文書には、意思決定に至る経緯及び過程について、事後検証を行うことができるよう、関係法令その他参考となる事項を付記するとともに、関係書類を添付するものとする。ただし、事案が定例的なもの又は軽易なものにあっては、この限りでない。

(文書取扱責任者等の文書審査)

第19条 起案文書は、係長の回議を受けた後、文書取扱責任者(第15条第2項の規定による起案文書にあっては、文書取扱責任者又は文書取扱主任)の審査を受けなければならない。

2 文書取扱責任者又は文書取扱主任は、次に掲げる事項を審査し、起案者に対して必要な指示を与え、当該起案文書を修正させることができる。

- (1) 電子文書管理システムに記録された事項又は起案用紙の記入事項
- (2) 関係書類の添付
- (3) 用字及び用語の使い方
- (4) 書式及び文体

また、さいたま市では以下の規則に基づき、廃棄物等の収集運搬業務について部分払を行っている。

さいたま市契約規則

(部分払)

第38条 契約により、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払うことができる。

2 前項の場合における支払金額は、工事又は製造その他についての請負契約にあってはその既済部分に対する代価の10分の9(補助事業で市長が特に必要と認めるものにあつては、10分の10)、物件の買入契約にあっては既納部分に対する代価を超えないものとし、履行期間が3月を超えるものにあつては、3月ごとに1回の支払いをすることができる。ただし、

市長が必要と認めるときは、履行期間が3月以下のものにあっても、3月以下の月ごとに毎月1回の支払をすることができる。

環境局にて毎月作成される契約履行確認検査評定伺（業務委託契約・部分検査用）において表紙と添付資料の内容が整合せず、正しく綴じられていない状況で保管されている文書が発見された。また、添付されている業務委託部分検査調書の検査員欄において押印が漏れている文書が発見された。

【現状の問題点（意見7）】

添付資料が正しく綴じこまれなかった書類については、契約履行確認検査評定伺に添付している業務委託部分検査調書等の取り違いにより発生している。上記規則で定められている関係資料の添付については事後検証を行うことができるよう適切に綴じたうえで回付を行う必要がある。

【現状の問題点（意見8）】

検査員欄への押印漏れについては、証拠が残っていない状況にあるが、手作業による漏れとのものであり、実質的には内容の確認は行っているとの回答があった。しかしながら押印すべき箇所に押印がされていないことは、事後的には適切に業務が行われたと把握できない。そのため、押印について徹底する必要がある。

なお、この点については、昨今の潮流である押印の省力化を検討するに際しては、押印自体の要否や押印不要とする場合の確認方法についても併せて検討することが望まれる。

委託先選定時の考慮事項について

一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2及び同施行令第4条に以下の記載があり、委託先選定にあたって会社の財政的基礎について確認する必要がある。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条の二

二 市町村が行うべき一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第四条

法第六条の二第二項の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。

一 受託者が受託業務（非常災害時において当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。）を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。

【現状の問題点（意見 9）】

委託先の選定にあたり作成する、支出負担行為伺書（工事委託等・執行伺）に添付される見積提出者選定案の選考理由及び特記すべき事項の欄において、「上記業者は、当該業務に必要な人材、機材を有し、また、委託実績があり、収集地区を熟知するなど、当該業務に精通しており、作業効率がよく、業務の安全面に十分な信頼がおける」ことを理由としている。前述のとおり、選考理由のなかで財政的基礎についてのコメントが行われていない。なお、別の伺書の提出のなかで、財務諸表を添付しているとの回答はあったものの、本支出負担行為伺書において記載されていないことから、今後は財政的基礎についても選考理由において記載する必要がある。

また、財政的基礎についての検証にあたり、担当者において、貸借対照表の資本金の額や純資産がマイナスとなっていないか等の確認のみにとどまっているとの回答があり、財務諸表を俯瞰したうえでの判断ができていないように見受けられる。このように、属人的な検証となってしまうことから、評価項目を明確にし、過年度からの推移分析や比率分析等を含めたより適切な検証ができるよう工夫する必要がある。

(2) 物品等管理事務

西部環境センターの灰溶融メタルの保管方法について

西部環境センターでは、ごみ焼却で出た灰を灰溶融炉に送って高温で溶かし、無害化・減容化している。これによりできた溶融スラグは土木資材に、溶融メタルは金属材料として資源化し、買取り業者へ売却しており、灰溶融メタルの一袋あたり買取り価格は約4万円である。

西部環境センター場内において、上記の買取り業者への受渡待ちの灰溶融メタル保存袋37袋が、屋外のセンター出入り口付近のごみ搬入経路脇に積み上げ保管されている状況であった。

【現状の問題点（意見10）】

灰溶融メタルの一袋あたり買取り価格が約4万円であることから、上記時点で保管されていた袋数より単純計算すると約150万円相当の財産が積み上げ保管されている状況であった。

灰溶融メタル保存袋は一つ一つが大きく容易に持ち運べるものではないことや西部環境センターが24時間稼働していることから、通常に比して盗難は容易ではないと考えられること、また、業者による買取り作業の便宜上や、灰溶融メタルは屋外保管による品質劣化もないことから、搬入経路に近くかつ広い場所での保管自体はやむを得ない状況と考えられる。

しかしごみ搬入のため大きな荷台のある車が往来する場所であることや出入り口に近いため、センターの出入り口付近のごみ搬入経路脇に積み上げ保管されている状況は、150万円相当の財産に盗難のリスクが一定程度ある状況である。

灰溶融メタルの買取り依頼は、保管量が一定程度になる都度、契約業者に連絡をし回収依頼をする方針としており、1度に8~10袋ずつが回収されるとのことであるため、盗難のリスクにさらされない屋内等の場所での保管が困難である場合には、滞積量が常に少なくなるよう回収依頼を計画的に行うことが望まれる。

クリーンセンター大崎の備品保管状況について

さいたま市では、物品の保管についてさいたま市物品会計規則にて以下のとおり定めがある。

さいたま市物品会計規則

(物品の保管)

第15条 物品出納員等及び物品取扱員等は、その保管に係る物品を良好な状態で保管し、その状況を常に明らかにしておかなければならない。

(物品の受領及び記録管理)

第16条 物品取扱員等は、備品を受領したときは備品台帳に登録し、その写しを所属の会計管理者等に送付しなければならない。

2 前項の備品には備品票を張り付け、これを管理するものとする。ただし、備品票を張り付けることができないものについては、この限りではない。

(備品の調査等)

第31条 物品取扱員等は、毎年3月末日現在において、所管に係る備品についてその現状を調査し、備品現在高報告書を所属の物品出納員等に送付しなければならない。

2 物品出納員等は、前項の備品現在高報告書の送付を受けたときは、集計表を作成し、所属

の会計管理者等に送付しなければならない。

3 区会計管理者は、前項の集計表の送付を受けたときは、当該集計表を会計管理者に送付しなければならない。

クリーンセンター大崎にて重要物品を含めた備品台帳と現物の突合を無作為で 12 件抽出し実施した。実施した結果、台帳と実物に張り付けされている備品票が整合しなかったものが 2 件発見された。

備品番号	所管取得年月日	品名	規格	設置・保管場所	コメント (監査人加筆)
05-0021	H30.3.29	ショベルローダー	SD25-3	ストックヤード	サンプルチェック時には 05-0020 の備品番号の備品票が張り付けされていた。
05-0069	H27.8.19	塵芥収集車	3t (大宮 800 せ 5575)	車庫	サンプルチェック時には所管取得年月日が H21.11.30 と記載されていた備品票が張り付けされていた。

出典：備品台帳

【現状の問題点（結果 1）】

上記表のコメントに記載したとおり、最新の備品情報を示す備品票への張り付け漏れや誤りが 2 件発生している。05-0021 については別の備品番号の備品票が誤って貼付されている。また、05-0069 については備品票の更新については変更がなければ新たに張り付けしない方針であり、前回 3 月末日に実施の備品調査の際に変更がないものと誤って判断したことから備品票の更新が漏れていた。

備品は 1 年限りで費消される費用とは異なり、除売却されるまで長期に利用されるものであるために備品管理台帳にて管理を行う必要があり、台帳と実物に張り付けされている備品票を整合させる必要がある。

なお、外部監査での現場往査後、直ちに備品票の更新などの対応がされていることを確認している。

東部環境センターの市所有の物品とその他の物品との明確な区分管理について

東部環境センターの備品管理の状況を把握するため、備品台帳から無作為でサンプリングを行い以下備品について往査時に実査を行った。

管理番号	備品番号	所管取得年月日	品名	設置・保管場所	取得価格等 (円)
0041135	05-0004	H15.7.29	ショベルローダー	破碎棟粗大プラットホーム	3,097,500
0041136	05-0005	H22.4.1	普通貨物自動車	破碎棟北側駐車場	3,391,500
0041137	05-0009	H24.4.1	小型貨物自動車	ブラザ棟東側駐車場	1,680,000

管理番号	備品番号	所管取得年月日	品名	設置・保管場所	取得価格等 (円)
0041143	15-0033	H24.4.1	非常放送設備	ブラザ棟休憩室	3,449,250
0041144	15-0034	H24.4.1	工場監視装置	RC工場棟機械操作室	2,300,000
0043171	10-0003	H2.5.31	電子天秤	ブラザ棟分析室	250,290
0043172	10-0004	H2.5.31	電子天秤	ブラザ棟分析室	148,320
0043173	10-0005	H3.7.8	分析用上皿電子天秤	ブラザ棟分析室	278,100
0043191	13-0007	H12.8.2	蒸留水製造装置	ブラザ棟分析室	651,000
0043182	11-0006	H19.9.10	65型プラズマテレビ	ブラザ棟研修室	880,000

また、上記に加え、備品現物からサンプリングを行い備品台帳の登録状況を確認した。

その結果、ブラザ棟分析室にある冷蔵庫において、薬品の一部を保存しているものの、当該冷蔵庫は備品台帳に計上されておらず、市の備品として管理されていなかった。また、当該冷蔵庫以外にも卓球台など市所有の物品でないものが散見された。

これらは明確に市所有の物品と区別されているわけではなく、職員に状況を確認しないと市の所有物か否か判断できない状況であった。

【現状の問題点（結果2）】

冷蔵庫については、元々は親睦会などで購入し、その一部を薬品保管場所として利用しているとのことであり、そのため、薬品だけでなく、別の扉内には職員の飲食物も保管されていた。

本来業務に必要な備品は市において調達するべきであり、公有財産以外の財産を業務へ利用した場合、薬品の液漏れなどの問題が発生した時や処分時の費用負担などの取扱いが不明確になってしまうおそれがある。そのため、職員で取得したものの不要になった備品を市の財産として使用することとする場合には適切な手続きを踏んだうえで市へ所管を移し、公用での使用のみとすることで、責任の所在を明確にし、公用と私用が併用されることは避けることが望まれる。

また親睦会などで備品を購入し施設内に設置した場合、後日に所有権の所在が不明瞭となり、処分時の費用負担などの取扱いが問題となってしまうおそれがある。そのため、私用の物品については設置時に市所有の物品とは異なる資産シールを貼るなどすることで、市の管理外物品であることを明確にした上で管理することが望まれる。

桜環境センターの物品管理について

備品管理の状況を把握するため、備品台帳からサンプリングを行い以下の備品について往査時に実査を行った。

管理番号	備品番号	所管取得年月日	品名	設置・保管場所	取得価格等 (円)
0041826	03-03067	H27.4.1	収納戸棚	桜環境センター家具修理ヤード	120,000
0041827	03-03068	H27.4.1	物品棚	桜環境センター修理ヤード	50,000
0041828	03-03069	H27.4.1	物品棚	桜環境センター修理ヤード	50,000

管理番号	備品番号	所管取得年月日	品名	設置・保管場所	取得価格等 (円)
0041831	03-03072	H27.4.1	物品庫	桜環境センター修理ヤード	50,000
0041832	03-03073	H27.4.1	物品庫	桜環境センター修理ヤード	50,000
0041836	15-03025	H27.4.1	横万力	桜環境センター修理ヤード	80,000
0041820	01-03081	H27.4.1	作業台(大)	桜環境センター修理ヤード	90,000
0041821	01-03082	H27.4.1	作業台	桜環境センター修理ヤード	45,000

【現状の問題点（結果3）】

現物確認の結果、1件の備品票の貼付漏れが発見された。

さいたま市物品会計規則第16条2項より、備品に備品票を貼付する管理が規定されているが、この管理が十分に実施されていない状況にあり、今後の備品管理の徹底が求められる。

東部環境センターの金庫管理について

東部環境センターでは、手元現金や劇物薬品の保管庫の鍵等、重要物品を同センター内の金庫にて保管している。当該金庫は鍵及び暗証番号が必要であり、開錠できる者は制限されている。

【現状の問題点（意見11）】

上述の金庫は開錠にあたり、鍵及び暗証番号が必要となるが、5年間暗証番号の変更は行われていない。

金庫内の重要物品を管理するとの趣旨を踏まえると、定期的に暗証番号を変更し、その開錠制限について、より実効性の高いものとする必要がある。

【現状の問題点（意見12）】

同センターでは市民が持ち込む廃棄物について、その重量に応じて現金を徴収している。その徴収にあたり、釣銭として日額15万円（令和2年度現在）保管するとともに、週に2回から3回にわたり、職員2名が近隣金融機関に両替に行っている。

当該釣銭残高は、令和2年度より、サーマルエネルギーセンター整備事業に伴う受入ごみ縮小のため、従来の20万円から15万円に減額されている等、定期的に釣銭としての残高水準の見直しが行われている。また、釣銭事務を主管する出納課によれば、令和元年度に一定の釣銭残高を保有する部署に対し、その必要額の妥当性を精査したとの回答を得る等、全庁的に適正残高の見直しも行われているところである。

今後も市民から収受する金銭の水準に合わせ、必要十分な釣銭残高水準を定期的に見直していくことが望まれる。なお、出納事務には現金滅失等のリスクと、それに対応したより慎重な管理が求められている点を踏まえれば、今後の業務デジタル化の進捗を見据え、電子マネー等のキャッシュレス化へ対応していくことも望まれる。

クリーンセンター大崎の金庫管理について

クリーンセンター大崎では、手元現金等の重要物品を同センター内の金庫にて保管している。当該金庫は鍵及び暗証番号が必要であり、開錠できる者は制限されている。

【現状の問題点（意見 13）】

クリーンセンター大崎内保管の金庫の保管状況を視察したところ、ダイヤル式の暗証番号が設定できる金庫ではあるものの、ダイヤル部分がガムテープで固定されており、実質的に鍵のみの管理となっていた。

金庫内の重要物品を管理するとの趣旨を踏まえると、鍵のみではなくダイヤルも利用した複数の開錠制限を設ける必要性は高いと考えられる。そのような中、金庫が備えている機能をガムテープで固定化せず、開錠の都度ダイヤルも利用するなど、より実効性の高いものとする必要がある。

なお、東部環境センター同様、一度設定したダイヤルも定期的に見直すことが必要である点に留意されたい。

クリーンセンター大崎におけるマスターキー管理について

クリーンセンター大崎では、施設管理を川重エンジニアリング株式会社に委託をしている。川重エンジニアリング株式会社は施設を運営する都合上、同センターからセンター（管理棟を除く）のマスターキーの貸与を受けている。

【現状の問題点（結果 4）】

上述のとおり、施設を運営する都合上、センターのマスターキーを平成 8 年の開所以来、川重エンジニアリング株式会社に貸与している。しかし、預かり証等、貸与にかかわる証憑を入手しておらず、また定期的に現物確認を行っていない。

施設運営の都合上、貸与すること自体を否定するものではないが、貸与にあたり借用書等の証憑を整備し、貸与の事実及び管理の責任関係、キーの複製等の取扱いを予め明らかにすることは当然に必要である。また当該書面の入手のみならず、貸与する者の責任として、適切な保管・管理がなされているか定期的に確認することも必要である。

大崎清掃事務所における予備タイヤの管理の概要

大崎清掃事務所では、21 台の塵芥車を含む多くの車両を有しており、それら車両のメンテナンスとして予備タイヤを多数保管している。この予備タイヤは同清掃事務所の車庫に隣接する建物内に、その他の物品・消耗品等とともに保管され、施錠管理されている。

【現状の問題点（意見 14）】

上記予備タイヤの管理方法について質問をしたところ、現物を保管するが、消耗品費として購入したため管理簿等は整備していないとの回答を得た。

タイヤが消耗品である点については、違和感はないところであるが、1 セットあたり数万円～10 万円程度と相応に高価なものである点や長期間保有すると劣化等も生じる点からは、たとえ消耗品費で購入したとしても管理簿を整理し、より詳細な管理を行うべきと考える。

【現状の問題点（意見 15）】

上記予備タイヤの保管は大崎清掃事務所特有であり、東清掃事務所や西清掃事務所では行っていない。これは、予備タイヤはすべてオールシーズンタイヤであり、大崎清掃事務所では、夏冬の通常タイヤとスタッドレスタイヤの履き替えに要する労力と、オールシーズンタイヤをまとめて安価に購入し通年履くことによるコストを比較考量し、後者を選択し現在に至っているとのことであった。

この判断自体を否定するものではないが、東清掃事務所や西清掃事務所での運用とは異なることから、上述したメリットとデメリットに加えて、【現状の問題点（意見 14）】に記載した詳細管理の視点を踏まえても、なお現状の運用方法とすべきか否かを検討することが望まれる。また、大崎清掃事務所の運用方法の東清掃事務所や西清掃事務所への横展開の可否についても併せて検討することが望まれる。

(3) 毒劇物等薬品管理事務

西部環境センターの毒物・劇物保管庫の鍵の管理について

毒物及び劇物(以下「毒劇物」という。)の保管管理については、国より以下の通知がある。

毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について(薬生薬審発 0724 第1号)

第1 保管場所における盗難、紛失防止

毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は業務上取扱者(以下「毒物劇物営業者等」という。)のうち毒物又は劇物を直接取り扱う者においては、以下のそれぞれの項目に記載した盗難、紛失防止措置を実施されたい。

1 保管場所の管理について

毒物及び劇物を取り扱う必要のない従業員や部外者が、不用意に毒物又は劇物に触れることのないようにするため、以下の措置を講じること。

- (1) 毒物又は劇物の保管場所をその他の物から明確に区分された毒物劇物専用とすること。
- (2) かぎをかける設備等のある堅固な施設に保管すること。また、構造上かぎをかけられないタンク等の場合は、人が近づくことができないよう、その周囲に柵を設けること。
- (3) 保管場所は、事業場等の敷地境界線から十分離すか又は部外者が容易に近づくことができない措置を講じること。

2 かぎの管理について

かぎの管理が不十分である場合、毒物及び劇物の保管管理が意味をなさないため、毒物及び劇物の保管場所の管理と併せて、以下の措置を講じ、かぎの管理にも十分留意すること。

- (1) かぎの管理者を選任すること。
- (2) かぎの管理者の不在時に備え、あらかじめ代理者を選任しておくこと。
- (3) かぎの管理簿を備えること。
- (4) 毒物及び劇物を取り扱う必要のない従業員や部外者がかぎを入手及び使用できないようにすること。また、かぎの管理者又は代理者が不在時においても、同様の管理を実施すること。

3 在庫管理について

毒物及び劇物の在庫量の定期点検等を行うことで、不要な在庫の早期把握ができ、より適切な在庫管理の実施につながる。また、毒物及び劇物の盗難、紛失があった場合の早期発見等にもつながるため、以下の措置を講じること。

- (1) 管理簿又は帳簿を備え、入出庫や在庫量の定期点検の際の記録をつける等、適切に毒物又は劇物の在庫管理を行うこと。この際、管理簿等に記載された数量と実際の毒物又は劇物の数量が一致していることを確認すること。
- (2) 毒物又は劇物の種類等に応じて、使用量の把握を行うこと。
- (3) 在庫量の定期点検を適切な頻度で行うこと。
- (4) 不要となった毒物又は劇物については、廃棄等を検討し適切に実施すること。

(5) 業の廃止又は研究廃止時には事前に毒物又は劇物の処理について、十分に検討を行うこと。処理の方法としては、例えば、他の毒物劇物営業者等に譲渡する、適切に廃棄処分するなどがある。

西部環境センターでは、業務において利用するため毒劇物を保管しているが、当該毒劇物を取り扱うにあたり、毒物劇物管理責任者を置くとともに、施錠できる毒劇物専用の管理用保管棚に明確に区分して保管している。また、当該保管棚の鍵については事務所内にあるキーボックスに保管している。

また毒劇物を含む薬品については、毒物劇物管理責任者が管理簿を整備し、使用の都度、使用量及び残量を記録するとともに、3 か月ごとに実際量を計量し管理簿記録と照合し在庫管理を行っている。

【現状の問題点（結果5）】

上記のとおり、毒劇物の保管棚の鍵は事務所内のキーボックスに保管しているが、当該キーボックス自体は金庫などへ保管することはされておらず、事務所室内に開放して設置されている状況であった。毒劇物の保管棚を開けることのできる鍵が上記の運用で保管されている状況では、事務所内に入室のできる者であれば誰でも開錠ができる機会があるとも考えられ、毒劇物の盗難リスクを高めることにつながる。

『毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について』においても、毒物及び劇物を取り扱う必要のない従業員や部外者が鍵を入手及び使用できないようにすることが求められており、鍵の管理にも十分留意が必要とされている。

毒劇物の適正管理という観点からは保管棚の鍵も施錠できる金庫などで保管し、必要な時に限り、毒物劇物管理責任者の監視の元で鍵を持ち出すことにする等、より厳重な鍵の管理が望まれる。

【現状の問題点（結果6）】

毒劇物を含む薬品について、3 か月ごとの実際量の計量と管理簿記録との照合による実地確認を実施しているが、当該実地確認は毒物劇物管理担当者が1人で実施しており、別の担当者による確認は、実施結果資料の閲覧のみという方法がとられている。

このような方法においては、実地確認者による計量や照合において誤りが出た場合や、実地確認者が毒劇物を含む薬品を盗難し管理簿を改ざんした場合に、当該誤りや改ざんを発見することが困難となる。

毒劇物の適正管理や盗難・紛失の早期発見等の観点より、実地確認は2名1組で実施することが望まれる。

② 大宮南部浄化センターの毒物・劇物保管庫の鍵の管理について

大宮南部浄化センターでは、業務において利用するため、毒物・劇物を保管している。当該毒物・劇物を取り扱うにあたっては、毒物劇物管理責任者を置くとともに、施錠できる保管棚

に保管している。また、当該保管棚の鍵については執務室にあるキーボックスに保管している。しかしながらキーボックス自体は金庫などへ保管することはせず、室内に常時おかれている。

また、これら薬品については管理簿を整備し、使用の都度、使用量及び残量を記録するとともに、3 か月ごとに実際量を計量し管理簿記録と照合を行っている。

【現状の問題点（結果7）】

上記のとおり、毒劇物の保管棚の鍵は執務室のキーボックスに保管しているが、当該キーボックス自体は金庫などへ保管することはされておらず、事務所室内に開放して設置されている状況であった。毒劇物の保管棚を開けることのできる鍵が上記の運用で保管されている状況では、事務所内に入室のことができる者であれば誰でも開錠ができる機会があるとも考えられ、毒劇物の盗難リスクを高めることにつながる。

『毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について』においても、毒物及び劇物を取り扱う必要のない従業員や部外者が鍵を入手及び使用できないようにすることが求められており、鍵の管理にも十分留意が必要とされている。

毒劇物の適正管理という観点からは保管棚の鍵も施錠できる金庫などで保管し、必要な時に限り、毒物劇物管理責任者の監視の元で鍵を持ち出すことにする等、より厳重な鍵の管理が望まれる。

【現状の問題点（結果8）】

毒劇物を含む薬品について、3 か月ごとの実際量の計量と管理簿記録との照合による実地確認を実施しているが、当該実地確認は毒物劇物管理担当者が1人で実施しており、別の担当者による確認は、実施結果資料の閲覧のみという方法がとられている。

このような方法においては、実地確認者による計量や照合において誤りが出た場合や、実地確認者が毒劇物を含む薬品を盗難し管理簿を改ざんした場合に、当該誤りや改ざんを発見することが困難となる。

毒劇物の適正管理や盗難・紛失の早期発見等の観点より、実地確認は2名1組で実施することが望まれる。

クリーンセンター西堀の薬品管理について
 クリーンセンター西堀の水質試験のため用いる薬品の保管方法についてヒアリングを行い、サンプリングにより水質試験室保管薬品報告書に記載される薬品の実在性と管理状況を確認した。

薬品名	種別	数量 前回	数量 今回	増減	容量	単位	保管場所	備考
塩酸	劇物	27	17	10	500	mL	薬品庫	
硫酸	劇物	2	2	0	500	mL	薬品庫	不使用
全窒素濃度測定 試薬	劇物	7	5	2	8.5	mL	薬品庫	

薬品名	種別	数量 前回	数量 今回	増減	容量	単位	保管場所	備考
でんぷん		2	2	0	500	g	薬品庫	不使用
亜硝酸イオン標準液		2	2	0	50	mL	棚 A-1	不使用
シリカゲル		3	3	0	500	g	棚 A-2	
ほう酸塩 PH 標準液用粉末試薬		6(4)	6(1)	0(3)	袋	個	引き出し	

【現状の問題点（結果 9）】

現物確認の結果、既に使用していない薬品についての廃棄が行われず、なかには 10 年以上保管されている薬品があった。

不使用となった薬品は、有料で産業廃棄物として廃棄処理が必要となるが、予算の関係上、廃棄されないまま保管されている状況にある。

不使用薬品の中には劇物薬品もあり、紛失や誤使用等のリスク、保管コストを鑑みて、早急な廃棄処分を実施すべきである。

【現状の問題点（結果 10）】

毒劇物の保管棚の鍵は執務室のキーボックスに保管しているが、当該キーボックス自体は金庫などへ保管することはされておらず、事務所室内に開放して設置されている状況であった。毒劇物の保管棚を開けることのできる鍵が上記の運用で保管されている状況では、事務所内に入室することのできる者であれば誰でも開錠ができる機会があるとも考えられ、毒劇物の盗難リスクを高めることにつながる。

『毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について』においても、毒物及び劇物を取り扱う必要のない従業員や部外者が鍵を入手及び使用できないようにすることが求められており、鍵の管理にも十分留意が必要とされている。

毒劇物の適正管理という観点からは保管棚の鍵も施錠できる金庫などで保管し、必要な時に限り、毒物劇物管理責任者の監視の元で鍵を持ち出すことにする等、より厳重な鍵の管理が望まれる。

東部環境センターの薬品保管について

東部環境センターでは、業務において利用するため、以下劇物を 4 種類保管している。

薬品名	開封	
	未	済
ジエチルヒドロキシルアミン	0	1 (164.8)
モリブドバナジン酸試薬	1	1 (120.4)
Belzona1111	2	0

薬品名	開封	
	未	済
Belzona1311	2	2 (1717.6) (1660.4)

出典：毒物劇物備品台帳（R2.6.12付）

注）括弧書きは開封済み薬品の管理ナンバー

これら薬品を取り扱う為、毒物劇物管理責任者を置くとともに、これら薬品を施錠できる保管棚に保管している。

また、それぞれの薬品については管理簿を整備し、使用の都度、使用量及び残量を記録するとともに、3か月ごとに実際量を計量し管理簿記録と照合を行っている。

【現状の問題点（結果 11）】

上記管理簿を査閲したところ、管理簿が鉛筆書きであった。また、すでに廃棄済みの劇物についても残量が記録されていた。

正確な残量を把握・記録するとの趣旨からは、容易に修正できない方法によることが必要であり、鉛筆による記録は文書管理方法として不適切である。ボールペン等を利用した記録が必要である。

また、廃棄済みの劇物については、現物の移動に合わせ管理簿上の残量を修正するとともに、締め切り線を引く等 タイムリー且つ明瞭に記載することが必要である。

【現状の問題点（結果 12）】

Belzona1311 について開封済み薬品の残量がある中、他瓶が開封されている状況にあった。東部環境センターでは薬品ごとに使用記録簿を作成しているが、当該薬品について使用記録を確認したところ、1660.4の使用記録はあるものの、もう一方の1717.6については使用記録が残っていなかった。

毒物・劇物の管理との点からは、その使用状況及び定期的な計量の結果は網羅的に記録・保管することが必要である。

(4) その他事務

環境センターの不適物廃棄・不適切事業者に対する水際対策について

事業系ごみは事業者の負担により事業系ごみとして処理する事が求められている。一方で、事業系ごみの処理費用は家庭ごみに比べ高額であることから、市民になりすまし家庭ごみとして処理施設へ持ち込む事業者が存在している。なりすましが疑われる事業者や常習者については、各センター間で連絡票を用いて当該情報を共有し、不適切な持ち込みを水際で防止している。

【現状の問題点（意見 16）】

不適切な持ち込みの情報については、各センターで個別に作成されるに留まっており、市全体で作成・共有される状態とはなっていない。新たな情報は連絡票にて共有がなされているものの、当該情報が適切に反映されていない場合には、各センターの対応内容に齟齬が生じる可能性がある。各センターで個々に情報を作成・管理するのではなく、市全体をカバーする統一のリストを作成する事が作業効率も良く、またリストの網羅性も高まることから、統一のリストを作成することが望まれる。

大崎清掃事務所における給油発注事務について

大崎清掃事務所では、複数台のごみ収集車を利用しており、ガソリン等の給油が日常的に行われている。

ガソリンの給油に当たっては、各車両の運転手が予め指定された民間の給油所に赴き給油を行っている。運転手は給油後に発券されるレシートを事務部門に提出し、事務部門では、別途給油所から郵送される請求書と照合している。

一般的に、購買発注は不正が発生しやすく、価格の妥当性の事前確認がなされているかを確認することは重要であるため、発注書・納品書（この場合レシートに相当）・請求書と3つの証憑を照合する管理体制を構築することが必要である。また発注段階からの管理部門の深い関与は、不正防止の観点にとどまらず、請求遅延や誤請求の有無等のより効果的な確認、予算執行状況の適時なモニタリングも期待できるところである。

【現状の問題点（意見 17）】

大崎清掃事務所では、レシートと請求書の照合という事後的な関与にとどまっている状況であるが、他清掃事務所では給油発注システムを利用し、運転手が給油を希望する場合は、事前に管理部門に依頼を行い、管理部門では給油発注システムで発注情報を入力し、当該システムから出力された半券を持って給油所に行っている。管理部門ではシステムに登録したデータ、レシート、請求書の3つを照合する事務を行っていた。

大崎清掃事務所において給油発注システムを利用しない理由を質問したところ、運転手から緊急で給油したいとの要望が出る可能性を踏まえた従前からの管理手法であり、給油発注システムの利用に至らなかったとの回答を得た。

上述のような効果も期待できるところ、従前の慣習を理由に、利用可能なシステムを用いないとの点に合理性を見出すことは難しい状況とも言える。大崎清掃事務所においても給油発注システムを利用し発注段階における管理部門の関与を行うことが必要である。

固定資産台帳の記載内容について

市は新地方公会計に基づく固定資産台帳を作成し公表している（下表に抜粋を記載）。実地監査の時点で公表されている平成30年度の固定資産台帳に記載のある清掃事務所所管の塵芥収集車は下表のとおりである。西清掃事務所では25台、東清掃事務所では27台、大崎清掃事務所では21台の塵芥車が登録されている。このうち、東清掃事務所の2台は令和元年度において廃車しており、令和元年度時点では25台の登録となっている。

監査人が、各清掃事務所の監査において確認した車両の情報や現物と整合していることを確認することができた。

	所属	資産名称	車両番号	取得年月日	取得価額等 (円)	廃車・抹消 等年月日	現在簿価 (増減異動 後簿価)
1	西清掃事務所	大宮 800 せ 3484		2007/12/19	9,996,000		1
2	西清掃事務所	大宮 800 せ 3485		2007/12/19	9,996,000		1
3	西清掃事務所	大宮 800 せ 3486		2007/12/19	9,996,000		1
4	西清掃事務所	大宮 800 せ 4370		2008/10/01	10,626,000		1
5	西清掃事務所	大宮 800 せ 4371		2008/10/01	10,626,000		1
6	西清掃事務所	大宮 800 せ 5603		2009/12/10	11,581,500		1
7	西清掃事務所	大宮 800 せ 5822		2010/03/02	11,193,000		1
8	西清掃事務所	大宮 800 せ 5823		2010/03/02	11,193,000		1
9	西清掃事務所	大宮 800 せ 5824		2010/03/02	11,193,000		1
10	西清掃事務所	大宮 800 せ 6466		2010/11/16	11,928,000		1
11	西清掃事務所	大宮 800 せ 6467		2010/11/16	11,928,000		1
12	西清掃事務所	大宮 800 せ 6468		2010/11/16	11,928,000		1
13	西清掃事務所	大宮 800 せ 6626		2011/01/27	12,085,500		1
14	西清掃事務所	大宮 800 せ 6627		2011/01/27	12,085,500		1
15	西清掃事務所	大宮 800 せ 6732		2011/03/08	14,962,500		1
16	西清掃事務所	大宮 800 せ 6733		2011/03/08	14,962,500		1
17	西清掃事務所	大宮 800 せ 7320		2011/12/20	12,631,500		1
18	西清掃事務所	大宮 800 せ 7321		2011/12/20	12,631,500		1
19	西清掃事務所	大宮 800 せ 8113		2012/11/15	12,411,000		1
20	西清掃事務所	大宮 800 せ 8114		2012/11/15	12,411,000		1
21	西清掃事務所	大宮 800 そ 1294		2017/01/27	12,312,000		4,087,584
22	西清掃事務所	大宮 800 そ 1905		2017/12/26	12,096,000		8,055,936

	所属	資産名称	車両番号	取得年月日	取得価額等 (円)	廃車・抹消 等年月日	現在簿価 (増減異動 後簿価)
23	西清掃事務所	大宮 800 ㇿ 1906		2017/12/26	12,096,000		8,055,936
24	西清掃事務所	大宮 800 ㇿ 2639		2019/01/23	12,204,000		12,204,000
25	西清掃事務所	大宮 800 ㇿ 2638		2019/01/23	12,204,000		12,204,000
1	東清掃事務所	大宮 800 ㇿ 3483		2007/12/19	9,996,000	2019/06/27	1
2	東清掃事務所	大宮 800 ㇿ 3613		2008/02/04	10,794,000	2019/06/27	1
3	東清掃事務所	大宮 800 ㇿ 3614		2008/02/04	10,794,000		1
4	東清掃事務所	大宮 800 ㇿ 5604		2009/12/10	11,581,500		1
5	東清掃事務所	大宮 800 ㇿ 5605		2009/12/10	11,581,500		1
6	東清掃事務所	大宮 800 ㇿ 5606		2009/12/10	11,581,500		1
7	東清掃事務所	大宮 800 ㇿ 5607		2009/12/10	11,581,500		1
8	東清掃事務所	大宮 800 ㇿ 5818		2010/03/02	11,193,000		1
9	東清掃事務所	大宮 800 ㇿ 5819		2010/03/02	11,193,000		1
10	東清掃事務所	大宮 800 ㇿ 5820		2010/03/02	11,193,000		1
11	東清掃事務所	大宮 800 ㇿ 5821		2010/03/02	11,193,000		1
12	東清掃事務所	大宮 800 ㇿ 6463		2010/11/16	11,928,000		1
13	東清掃事務所	大宮 800 ㇿ 6464		2010/11/16	11,928,000		1
14	東清掃事務所	大宮 800 ㇿ 6465		2010/11/16	11,928,000		1
15	東清掃事務所	大宮 800 ㇿ 6574		2010/12/21	12,085,550		1
16	東清掃事務所	大宮 800 ㇿ 6575		2010/12/21	12,085,550		1
17	東清掃事務所	大宮 800 ㇿ 6734		2011/03/08	14,962,500		1
18	東清掃事務所	大宮 800 ㇿ 6735		2011/03/08	14,962,500		1
19	東清掃事務所	大宮 800 ㇿ 7317		2011/12/20	12,631,500		1
20	東清掃事務所	大宮 800 ㇿ 7318		2011/12/20	12,631,500		1
21	東清掃事務所	大宮 800 ㇿ 7319		2011/12/20	12,631,500		1
22	東清掃事務所	大宮 800 ㇿ 8111		2012/11/15	12,411,000		1
23	東清掃事務所	大宮 800 ㇿ 8112		2012/11/15	12,411,000		1
24	東清掃事務所	大宮 800 ㇿ 1903		2017/12/26	12,096,000		8,055,936
25	東清掃事務所	大宮 800 ㇿ 1904		2017/12/26	12,096,000		8,055,936
26	東清掃事務所	大宮 800 ㇿ 2640		2019/01/23	12,204,000		12,204,000

	所属	資産名称	車両番号	取得年月日	取得価額等 (円)	廃車・抹消 等年月日	現在簿価 (増減異動 後簿価)
27	東清掃事務所	大宮 800 ㇿ 2641		2019/01/23	12,204,000		12,204,000
1	大崎清掃事務所	塵芥収集車 (CNG車)	大宮 800 ㇿ 3632	2008/02/06	10,594,500		1
2	大崎清掃事務所	塵芥収集車	大宮 800 ㇿ 4431	2008/10/28	10,500,000		1
3	大崎清掃事務所	塵芥収集車	大宮 800 ㇿ 4432	2008/10/28	10,500,000		1
4	大崎清掃事務所	塵芥収集車	大宮 800 ㇿ 4433	2008/10/28	10,500,000		1
5	大崎清掃事務所	塵芥収集車	大宮 800 ㇿ 4812	2009/03/06	10,500,000		1
6	大崎清掃事務所	塵芥収集車 (電動)	大宮 800 ㇿ 6513	2010/12/01	14,857,500		1
7	大崎清掃事務所	塵芥収集車 (電動)	大宮 800 ㇿ 6514	2010/12/01	14,857,500		1
8	大崎清掃事務所	塵芥収集車 (ハイブリット)	大宮 800 ㇿ 6519	2010/12/01	12,411,000		1
9	大崎清掃事務所	塵芥収集車 (ハイブリット)	大宮 800 ㇿ 6520	2010/12/01	12,411,000		1
10	大崎清掃事務所	塵芥収集車 (CNG車)	大宮 800 ㇿ 6637	2011/01/31	11,277,000		1
11	大崎清掃事務所	塵芥収集車 (CNG車)	大宮 800 ㇿ 6641	2011/01/31	11,277,000		1
12	大崎清掃事務所	塵芥収集車 (CNG車)	大宮 800 ㇿ 7362	2011/12/27	11,938,500		1
13	大崎清掃事務所	塵芥収集車 (ハイブリット)	大宮 800 ㇿ 7466	2012/02/28	12,600,000		1
14	大崎清掃事務所	塵芥収集車 (ハイブリット)	大宮 800 ㇿ 7467	2012/02/28	12,600,000		1
15	大崎清掃事務所	塵芥収集車 (ハイブリット)	大宮 800 ㇿ 7468	2012/02/28	12,600,000		1
16	大崎清掃事務所	塵芥収集車 (CNG車)	大宮 800 ㇿ 6643	2011/01/31	11,277,000		1
17	大崎清掃事務所	塵芥収集車 (CNG車)	大宮 800 ㇿ 8068	2012/10/29	11,928,000		1
18	大崎清掃事務所	塵芥収集車 (CNG車)	大宮 800 ㇿ 8069	2012/10/29	11,928,000		1
19	大崎清掃事務所	塵芥収集車 (CNG車)	大宮 800 ㇿ 8070	2012/10/29	11,928,000		1
20	大崎清掃事務所	塵芥収集車 (ハイブリット)	大宮 800 ㇿ 8101	2012/11/01	12,201,000		1
21	大崎清掃事務所	塵芥収集車 (ハイブリット)	大宮 800 ㇿ 8102	2012/11/01	12,201,000		1

出典：市の作成資料

【現状の問題点 (結果13)】

資産名称が、塵芥車等と資産の内容が明記されているものもあれば、車両のナンバーを資産名称として登録しているものもあった。

塵芥車の購入価格は概ね 10 百万円前後であり、取得価額を見れば概ね塵芥車であることが判別できるものの、塵芥車の名称を付さずナンバーだけの登録であればこういった種類の車両かを一目で把握することができない。一方車両ナンバーは当該車両固有の識別番号であり、当該情報が記載されていることは有用である。

また、さいたま市では、固定資産の資産名称は、備品台帳の品名を用いることになっており、備品台帳マニュアルでは、品名は、どのような物品かわかるようにできるだけ具体的な名称とするように記載されている。特に、塵芥車については、「塵芥車(大宮 さ 1234)」と例示もされている。

以上を踏まえ、塵芥車及びその他の車両を固定資産台帳に登録するに際しては、車両の種類と車両ナンバーの両方を資産名称に記載することが望まれる。

(5) 第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画について

第4次計画の継続的見直しの必要性

P41「第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画の概要」に記載のとおり、第3次計画の中間目標値を達成している状況であり、当該実績を踏まえ、今後の課題と市の将来人口推計や従業者数の推計に基づき将来のごみの処理・処分量を推計した結果を基に第4次計画を策定している。

数値目標に関しては、第3次計画で設定した目標とする項目に変更はなく、各数値目標を改めて設定している状況である。第3次計画時点の達成状況と第4次計画での数値目標との関係は下表のとおりである。

		第3次中間目標(平成28年時点)	第3次実績(平成28年時点)	第4次中間目標(令和4年時点)	第4次最終目標(令和9年時点)
目標1	市民1人当たりの総排出量	897g/人・日	891g/人・日	856g/人・日	827g/人・日
目標2	市民1人当たりの家庭系ごみ排出量	522g/人・日	516g/人・日	484g/人・日	456g/人・日
目標3	最終処分比率	6%	3.6%	3.5%以下	3.1%以下

【現状の問題点(意見18)】

上表のとおり、各種施策の推進により第3次計画の中間目標値を達成している状況である。今後も着実に各施策をより一層推進し、第4次目標も達成することが望まれるところである。一方、計画は策定した当時の現況や将来推計に基づき作成するものであり、広く社会的背景の変化に応じて随時見直すべきものである。

新型コロナウイルス感染症(以下「COVID-19」という。)の影響は、経済環境の悪化を招く一方で、皮肉にもリモートワークや時差出勤などの折からの働き方改革の促進に寄与することで、徐々にニューノーマルが定着しつつある。このような状況下で、全国的、全世界的にごみの排出量等に大きな影響を及ぼすことが想定され、さいたま市においても当然にその影響を受けることとなる。今回の監査の過程で、市の清掃事務所や処理施設等において実地監査を行ったが各現場においても、ペットボトルなどの資源ごみの増加や粗大ごみの増加などを肌身で感じているとの話を聞くことができた。緩やかに日常が戻りつつあったが、令和3年1月には2度目の緊急事態宣言が発出されることとなり、市民の一層の行動変容が求められている状況にある。

COVID-19の状況は予測不可能であり、現時点で計画を見直すことが困難であることは十分承知しているものの、第4次計画を策定した時点から、その前提が変化していることは明らかであることに留意し、今後の清掃事業環境の変化を注視し適時に計画に反映するよう努めることが望まれる。

市では、見直すべき施策の洗い出しに着手しており、令和4年度の計画の中間見直しに反映

する方向で検討しているとのことであるが、中間見直しのタイミングを待たずとも見直すべき項目の有無についても検討することが望まれる。

各施策のKPIの設定不足

P79に記載の3つの数値目標を達成するための各種施策を遂行している。当該施策は、第3次計画から見直されたものもあるが、大部分は第3次計画の施策の実施状況と今後の課題を踏まえ、維持・継続または発展・拡大しているものである。第4次計画の施策の概要は下表のとおりである。

なお、個々の施策について、第3次計画の実施状況及び課題と第4次計画の施策との関係について、第4次計画の取組内容の閲覧と市の担当者にヒアリングを行なった結果、個別に検出された事項についてはP85～P89に記載している。検出事項のあった施策については下表の備考欄に、該当箇所のページ番号を記載している。

基本施策	個別施策	具体的な事業等	主たるKPI	補足	備考
1 環境教育と啓発活動による意識改革の推進	1-1環境教育・環境学習の推進	1 ごみスクール事業	ごみスクールの実施回数	-	-
		2 親子リサイクル施設見学事業	施設見学会の実施回数	-	-
		3 出前講座	出前講座の実施回数	-	-
		4 リサイクル基金を活用した環境教育の普及	-	小学校への生ごみ処理機の設置、「さいちゃんの環境通信」の作成・全戸配布	-
	1-2 使い捨て型ライフスタイルの見直しに向けた啓発活動の推進	1 環境関連イベント等への出展	イベントへの出展回数	-	-
		2 大都市共同の減量化・資源化キャンペーン	-	ポスターの掲載、グッズの配布	-
3 九都県市共同の3R普及促進キャンペーン		-	「食べきりげんまんプロジェクト」等、啓発のためのキャンペーン実施	-	
2 ごみの発生を抑制する活動の推進	2-1 家庭での発生・排出抑制	1 食品ロス削減に向けた取り組みの促進	-	- (第4次計画にて実施予定事項) フードドライブ(家庭内で余っている食べ物をフードバンク等を通じて、地域の福祉団体や施設に寄付する活動)や家庭内食べ切り運動(エコレシピ等)	-

基本施策	個別施策	具体的な事業等	主たるKPI	補足	備考
		2 生ごみ処理容器等 購入費補助事業	生ごみ処理容器及び 電気式生ごみ処理機 補助基数、補助金額	-	-
		3 生ごみの水切りの 促進	-	イベントや出前講座等で、 生ごみの水切りを推奨	-
	2-2 事業所 での発生・ 排出抑制	1 食品ロス削減に向 けた取り組みの促進	-	(第4次計画にて実施予定事 項) 飲食店における食べ切り協 力店の増加、ドギーバッグ (持ち帰りバッグ)の配布 等	-
		2 事業用大規模建築 物の所有者等への減 量等計画書の提出義 務付け	事業用に供する床面 積の合計が3,000 m ² 以上の事業用建築物 の所有者等への立入 調査回数	-	-
		3 事業ごみ適正処理 啓発事業	事業ごみ収集運搬契 約を締結していない 事業者へのダイレク トメール発送件数	-	-
		4 さいちゃんの3R パートナーシップ宣 言事業	ごみ減量に向けた取 り組みを実践する事 業者や市民団体の団 体数	-	-
	2-3 市施設 での発生・ 排出抑制	1 ペーパーレス化の 推進	-	ペーパーレス会議システム (ECO Meeting)の導入	-
		2 市イベント等にお けるリユース食器の 普及促進	-	祭りにおけるリユース食器 の提供、返却の推進	-
		3 マイボトル等の普 及促進	-	「マイボトル」の製作、配 布	-
3. 再使 用及び再 生品利用 の推進	3-1 再使用 の促進	1 リサイクル品展示 販売会などリユース 品の有効利用に向け た事業拡充	「リサイクル品展示 販売会」開催回数お よび売上	-	-
		2 フリーマーケット の後援	フリーマーケット開 催に係る後援件数	-	-

基本施策	個別施策	具体的な事業等	主たるKPI	補足	備考
	3-2 再生品利用の推進	1 グリーン購入の推進	全庁におけるグリーン購入推進に関して、適合品調達率	-	-
4. 市民が進めるリサイクル	4-1 分別の徹底	1 資源物1類・2類の分別啓発	-	分別収集、リサイクル	-
		2 小型家電リサイクル事業の普及促進	小型家電回収量	-	-
		3 ごみ分別アプリなど電子媒体による分別啓発	ごみ分別アプリダウンロード数	-	-
		4 家庭ごみの出し方マニュアルなど紙媒体による分別啓発	関連する紙媒体の、作成、配布回数、部数	-	-
		5 クリーンさいたま推進員など地域のリーダーによる分別啓発	「クリーンさいたま推進員」の人数	-	-
	4-2 地域や家庭におけるリサイクル活動の推進	1 団体資源回収運動補助事業	一定数、一定量以上の資源物回収実施団体への補助実施に係る、補助団体数、補助金額、回収量	-	P86
5. 事業者が進めるリサイクル	5-1 排出者責任等に基づく資源回収等の推進	1 大手製造小売事業者との包括連携協定に基づくリサイクルの推進	包括連携協定締結実績（締結先、締結日）	-	-
		2 （事業系）剪定枝・大型木製品等の木くず及び刈草類のリサイクルの推進	木くず・刈草類の（資源化）処分量	-	-
		3 （事業系）食品廃棄物のリサイクル促進のための他市町村との事前協議	食品廃棄物の市外搬出実績（量）	-	-
	5-2 事業系資源物のリサイクルシステム	1 事業系資源物リサイクル事業	事業系資源物の資源化量	-	-

基本施策	個別施策	具体的な事業等	主たるKPI	補足	備考	
	の推進					
6. 行政が進めるリサイクル	6-1 市による資源収集の推進	1 資源物1類・2類、小型家電の回収・資源化	-	分別回収、資源化	-	
	6-2 市施設での資源回収等の推進	1 公共施設における剪定枝や生ごみ、紙ごみ等の資源化の推進	-	一般廃棄物処分業許可業者への資源化委託推奨	-	
	6-3 新たな資源品目への対応検討	1 (家庭系)剪定枝・大型木製品等の木くず及び刈草類のリサイクルの導入	-	- (第4次計画にて実施予定事項) 資源化ルートを検討等	-	
7. 効率的なごみ回収	7-1 家庭系ごみの収集	1 高齢者等を対象とする「ふれあい収集」の実施	高齢者等を対象に週1回職員が自宅までごみを回収に伺う 「ふれあい収集」実施世帯数	-	-	
	7-2 事業系ごみの収集	1 搬入物検査の実施	-	- (第4次計画にて実施予定事項) 搬入物検査等の定期的な実施	-	
	7-3 ごみ散乱防止対策の推進	1 衛生協力助成金の交付 (ごみ収集所の衛生保持)	(ごみ収集所の管理、清潔保持等を行う自治会に対して交付する)衛生協力助成金の交付自治会数、交付金額	-	-	P88
		2 不法投棄防止昼間・夜間パトロールの実施	不法投棄に係る、清掃事務所での収集件数、収集量	-	-	-
		3 環境美化推進事業	市民清掃活動参加者数	-	-	-
	7-4 ごみ排出ルールの確立	1 水銀大気排出抑制策の検討	-	- (第4次計画にて実施予定) 「有害危険ごみ」が適正に分別・排出されるよう啓発・指導等の実施	-	

基本施策	個別施策	具体的な事業等	主たるKPI	補足	備考
	7-5 効率的で環境負荷の少ない収集運搬体制の構築	1 収集車両への低公害車の導入	収集運搬車両への低公害車導入率	-	-
	7-6: 効率的な資源回収の推進	1 効率的な小型家電回収の推進	-	小型家電回収ボックスによる拠点回収と民間事業者による宅配回収推進	-
8. 安全・適正なごみ処理	8-1 安全・適正なごみ処理の確保	1 災害廃棄物処理計画の策定	-	「さいたま市災害廃棄物処理計画」を策定 (以下、第4次計画にて実施予定) 市内の廃棄物処理施設の災害への備えの充実 災害時における廃棄物対策の推進 平時からの情報発信等による市全体での災害に備えた意識の醸成	-
		2 熱回収機能を有する焼却施設による適正処理	-	- (第4次計画にて実施予定) 焼却熱をエネルギーとして有効利用するサーマルリサイクルの実施	-
		3 熔融施設による焼却灰の減容・安定化	-	- (第4次計画にて実施予定) 中間処理(焼却・破碎・熔融)後に発生した焼却灰等の有効利用を図る	-
	8-2 循環型ごみ処理の推進	1 熔融スラグの有効利用	熔融スラグ、熔融メタルの有効利用量	-	-
		2 焼却灰の有効利用	焼却灰、飛灰の有効利用量	-	-
9. 施設整備の検討	9-1 新規焼却施設の整備及び既存施設の更新計画	1 サーマルエネルギーセンターの整備計画	-	- (第4次計画にて実施予定) 残渣類の資源化や余熱の有効利用を図った高効率ごみ発電施設の整備	-

基本施策	個別施策	具体的な事業等	主たるKPI	補足	備考
		2 クリーンセンター 大崎の更新計画		- (第4次計画にて実施予定) ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量の削減に考慮した施設の整備・更新・運用	-
	9-2 資源化施設の整備計画	1 サーマルエネルギーセンターの整備計画	-	- (第4次計画にて実施予定) 効率的な資源化の実現を図る	-
	9-3 民間を活用したバイオマス系廃棄物処理システムの普及促進	1 草木類のリサイクルの推進	-	- (第4次計画にて実施予定) 民間事業者による資源化ルート の普及、促進	-
	9-4 最終処分場の整備計画	1 最終処分場の整備計画	-	- (第4次計画にて実施予定) 代替手段の選択を含め、多角的に検討	-
	9-5 効率的な施設整備・運営体制の検討	1 効率的な施設整備の検討	-	- (第4次計画にて実施予定) 行政と民間の特徴・役割分担を考慮し、PPP手法の活用を検討	P91 ~ P100
		2 効率的な運営体制の検討	-	- (第4次計画にて実施予定) 職員の施設管理等に係る技術承継等の実施	P91 ~ P100

出典：「第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画」をもとに監査人が作成

【現状の問題点（意見19）】

総論としては、全体的にKPIの設定が不足しているものと感じられた。

市は、「ともに取り組み、参加する めぐるまち（循環型都市）“さいたま”の創造」の基本目標を掲げ、「資源循環型【社会経済システム】の確立」と、「資源循環型【廃棄物処理システム】の確立」の2つを基本的方向性として、以下の3つの数値目標を掲げている。

目標 1	【入口】市民1 人1 日あたりの総排出量 令和4(2022)年度までに 856 g/人・日以下 令和9(2027)年度までに 827 g/人・日以下
目標 2	【入口】市民1 人1 日あたりの家庭系ごみ排出量（資源物除く） 令和4(2022)年度までに 484 g/人・日以下 令和9(2027)年度までに 456 g/人・日以下
目標 3	【出口】最終処分比率 令和4(2022)年度までに 3.5 %以下 令和9(2027)年度までに 3.1 %以下

この3つの目標を達成するために各種施策を遂行するのであるが、各施策の何をどのように達成すれば、上記の3つの数値目標を達成できるかが、第4次計画において明らかとなっていない。

この点、市の担当者の説明によれば、3つの目標値は第4次計画を作成した平成29年度における審議会での議論を基に設定し、第4次計画においてはパブリックコメントも踏まえて策定されており、毎年度施策の事業評価を行い、審議会への進捗状況の報告を行うとともに、市民・事業者へ公表することとしているが、確かに、各事業や各施策がどのくらい貢献しているのか、見える化することが難しく、どう目標値と施策をリンクさせて削減していくのが課題であるとの回答を得た。

個々の施策は相互関連または相互補完の関係にあり、複数の施策の相乗効果により、第3次計画の中間目標を達成できた経緯があるが、個々の施策の効果が3つの目標にどのように影響を及ぼしているかの個別分析を具体的にを行うことが困難であり、全ての施策について数値目標を設定することが必ずしも効果的であるとは考えていないため、第4次計画においても、具体的な数値目標の設定を行っていない施策もあるとの見解に一定の理解を示すことはできるものの、個々の施策を遂行することで次の数値目標を達成できるかの合理的根拠に乏しい印象を受けた。

それぞれの施策が目標値の達成に貢献していないと積極的に認められる懸念はないものの、限りある資源（ヒト、モノ、カネ）を有効に活用するには、貢献度の高い施策に重点的に資源配分するなど、メリハリのある施策の遂行とそれによる目標値の達成を実現するために、極力個々の施策のKPIを設定することやその有効性を今一度検討することが望ましいと考える。

個々の施策について

） 4-2-1 団体資源回収運動補助事業について

子ども会、自治会、小・中学校のPTA等、営利を目的としない団体に呼びかけて「古紙類、繊維類、びん・かん、金属類」を定期的に回収し、資源物回収業者に引き渡す「団体資源回収運動」を実施しており、資源物の回収を年4回以上実施し、総回収量が2,000kgを上回った団体に対して、1kg 当たり5円の補助金を予算の範囲内で交付している。

補助金の交付実績は下表のとおりである。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
交付団体数	455	462	467	464	468
補助金額 (千円)	70,643	67,016	64,456	62,101	57,889
回収量 (kg)	14,586,097	13,726,114	13,163,294	12,650,036	11,752,205

出所：市の作成資料

参加団体数は増加傾向にあるが、容器包装の「軽量化・薄肉化」が進んでいること、新聞の購読者が減少していることから、回収量が減少傾向にあると考えられている。参加団体については、市立小学校の参加率が7割を超えるのに対して、自治会の参加率は2割に満たないことから、今後は特に自治会への参加促進に向けた取り組みを検討することとしている。

なお、補助金の対象団体を「資源物の回収を年4回以上実施し、総回収量が2,000kgを上回った団体」としていることについて、過去の改訂の経緯を質問したところ、合併以前から2市(浦和市、大宮市)が本補助金制度を実施しており、各市の要綱を確認したところ、200kgと5,000kgであったため、合併の際調整し、2,000kgと設定以降見直しを行っていないとのことである。

【現状の問題点（意見 20）】

資源ごみの回収は、市により毎週回収がなされており、すでに市が行政サービスとして実施している業務を、改めて市民団体に実施を促し、補助金まで交付することの意義については、改めて検討する余地があると考えられる。この点、当事業の目的は、当事業が地域コミュニティを通じたリサイクル活動により団体内におけるごみ減量への連帯感の醸成や環境学習の効果を期待するものであるとされている。

しかしながら、団体によっては指定場所に資源物を出す指示に留まっていると見受けられ、結果的に団体の活動資金集めとなっている点は否めず、ごみの減量や環境学習にどの程度貢献しているか疑問が残る。

PTAの在り方についても議論がなされているなど、子ども会やPTA、自治会活動に対する市民の参加意識が制度開始当初に比べ大きく変化しているとも考えられる。

当該事業は、昔から多くの自治体で実施されている事業であり、地域コミュニティを通じたリサイクル活動の推進に一定の役割を果たしてきたものと考えられるが、当該事業継続にあたっては社会環境の変化や行政サービス重複の不効率も鑑み、補助金支出に対して求める期待の効果について十分検討することが望まれる。

【現状の問題点（意見 21）】

補助金交付の対象となる資源物は、さいたま市団体資源回収運動補助金交付要綱第2条第2項において限定列挙されており、古紙類、繊維、空き缶、空きびん、金属類など資源物(専ら物)に限定されている。

このため、市が資源ごみとして回収しているペットボトル・食品包装プラスチックは、リサ

イクル可能な資源であるにもかかわらず、その対象に含まれていない。これは、ペットボトル・食品包装プラスチックを回収する場合には、回収業者に収集運搬業の許可が必要となるため、資源物の対象外としたものとされている。

しかし、資源の有効活用を図るといふ事業目的を鑑みると、ペットボトルや食品包装プラスチックを含む資源ごみにこそ補助金を交付することで、そのリサイクルを促進することが重要とも考えられる。

また、市民意識調査によると食品包装プラスチックの資源物として処理される割合は56.5%と、びん・かんの91.3%、新聞・雑誌類等の68.1%を比べ低い割合になっている。当事業が地域コミュニティを通じたりサイクル活動により団体内におけるごみ減量への連帯感の醸成や環境学習の効果を期待するものであることから、食品包装プラスチックも含めたより多くの資源ごみのリサイクルを促進するための施策の検討が望まれる。

） 7-3-1 衛生協力助成金の交付（ごみ収集所の衛生保持）について

住み良い快適なまちにするためには、ごみを正しい方法で排出するとともに、ごみが散乱しないよう、地域においてはごみ収集所の清掃を心がける必要があるため、市では自治会加入の有無にかかわらず、ごみ排出ルールの遵守や清掃活動参加者の拡大に向けた周知・啓発等の取り組みを推進するとともに、ごみ収集所の管理、清潔保持等を行う自治会に対し、自治会加入世帯数に180円を乗じて得た額（100世帯に満たない場合は18,000円）を上限として衛生協力助成金を交付している。

助成金の交付実績は下表のとおりである。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
交付自治会数	823	828	822	822	812
交付金額 (千円)	64,732	65,429	65,069	65,361	65,116

出所：市の作成資料

【現状の問題点（意見22）】

ごみ排出ルールの遵守は自治会加入者にかかわらず求められることである一方で、助成金交付額の対象を自治会加入世帯に限定しており、理念と助成制度に矛盾が生じている。市においても、同様の問題意識を持っているものの、以下の点が阻害要因となり改善を図れていない状況にある。

- ・自治会が把握した利用者数の把握方法の妥当性と市側の確認方法をどう確立するか。
- ・利用者増加分の予算の確保

一方予算確保の観点では、世帯当たりの交付金額180円は、「 4-2-1 団体資源回収運動補助事業について」の記載と同様に、合併前の制度を調整のうえ、時代ニーズを踏まえた用途を考慮して決定されているが、当該制度が制定された平成14年以降見直しが行われていな

い。ごみの排出方法や環境美化に関する意識が高まりつつある昨今の状況に照らしても、引き続き現状の金額とすることの合理性を改めて検討し、支給対象世帯の拡大との関連で、見直しの可否を検討することが望まれる。

【現状の問題点（意見23）】

上述のとおり、ごみ収集所（ステーション）方式の円滑な運営にあたっては、自治会に負うところが大きい。共働き世帯の増加や生活様式の変化、地域コミュニティへの参加等権利意識の多様化に伴い、自治会未加入やごみ当番を担当しないまたはできない世帯のごみ収集所を利用しない個別持ち込みが増えている事実が認められる。また、高齢者世帯等のためのふれあい収集の利用も増加してきている。

今後も少子高齢化をはじめとした加速する社会の変化に対応した持続可能なごみ収集のあり方についても検討していく必要があると考える。

(6) 組織体制の合理化・規模の適正化

ごみ処理事業

市内に4か所ある廃棄物処理施設の中には、稼働から30年以上経過している施設もあり、老朽化が進んでいることから、安定した処理を継続するため、廃棄物処理施設全体の計画的な更新・再編及び長寿命化を図る必要がある。

そこで、市は、「第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、西部環境センター及び東部環境センターの2施設を統廃合し、現在の東部環境センターの敷地を拡張してサマルエネルギーセンターを整備することとし、令和7年の運転開始を目指し準備に着手している。

加えて、令和3年度には、東清掃事務所と大崎清掃事務所を統廃合し、新たな清掃事務所を現クリーンセンター大崎の敷地内に設置する計画である。

サマルエネルギーセンター整備のタイムラインと中間処理施設の位置関係は以下のとおりである（「第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画」又は市の作成資料を出所とする。）。

9-2-1 サマルエネルギーセンターの整備計画

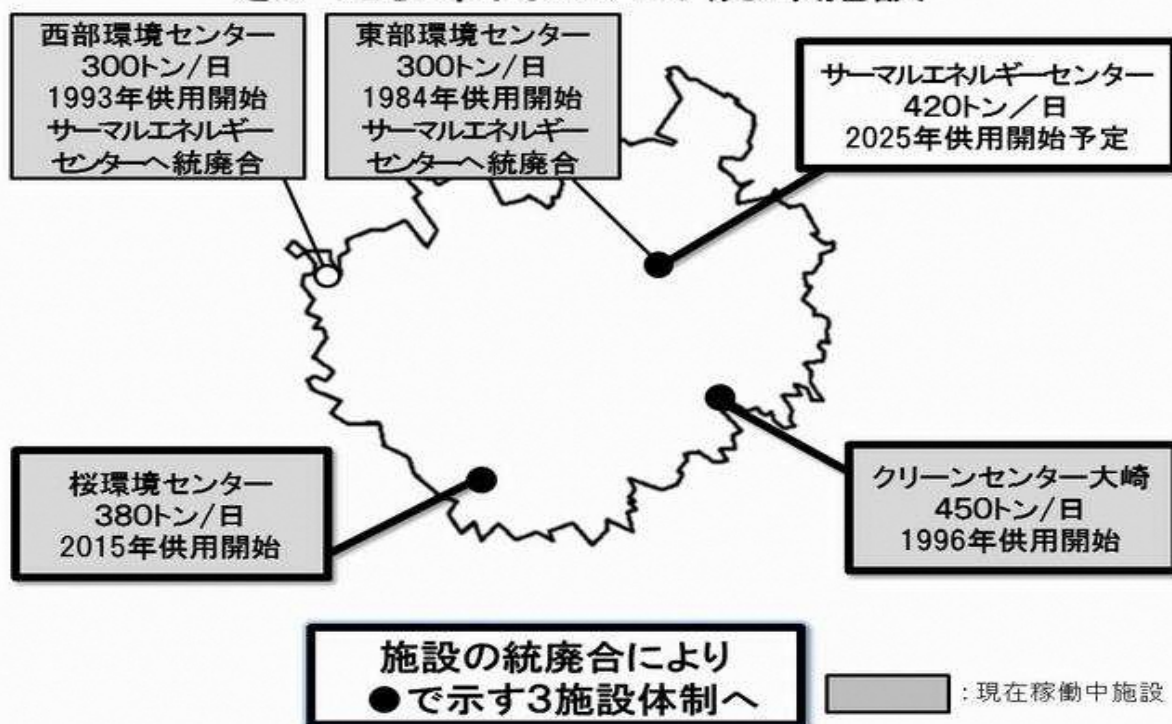
【第4次計画での取組】

- 今後の資源化施設の整備にあたっては、効率的な資源化の実現を図ります。

事業工程



さいたま市内のごみ焼却施設



このように、現在のさいたま市のごみ処理行政は、施設の老朽化により一層のごみ処理量の削減による環境配慮を抜本的に解消するための過渡期に遭遇している。このような環境下で、より一層効率的かつ効果的なごみ処理行政を実現するために、監査対象である令和元年度のさいたま市のごみ処理行政に係るコストに着眼し、サーマルエネルギーセンター設置に向けて段階的に検討することが望まれる事項を以下に記述する。もちろん、組織体制の合理化と規模の適正化を図るうえでは、コスト以外にも考慮すべき事項が様々あることは承知しているが、検討に際しての一つのファクターになりうることは異論がないと考え、今後の検討の一助として申し添えるものである。

）業務の直営・委託について

現在、ごみ処理施設及びごみ収集事務所の運営を市の職員が実施している（以下「直営」という。）か、外部に委託しているかの状況は下表のとおりである。

ごみ等 収集業務	事務所名	西	東	大崎	し尿
	業務名	清掃事務所	清掃事務所	清掃事務所	
	可燃物	直営・委託	直営・委託	直営・委託	-
	不燃物	委託	委託	委託	-
	資源物	委託	委託	委託	-
	粗大ごみ	委託	委託	委託	-
	ふれあい	直営	直営	直営	-
	その他	-	-	直営（粗大 ごみコール センター）	委託（し 尿等の収 集業務）

施設 運営業務	施設名	西部環境 センター	東部環境 センター	クリーン センター 大崎	桜環境セ ンター	大宮南部 浄化セン ター	クリーン センター 西堀
	業務名						
	焼却炉	直営	直営	委託	委託	-	-
	灰溶融炉	委託	-	-	委託		
	破碎	委託	委託 （廃止）	直営	委託	-	-
	プラット ホーム	委託	委託	委託	委託	-	-
	計量	直営	直営（土 祝は委 託）	直営（土 祝は委 託）	委託	-	-
	分析	直営	直営	委託	-	-	-
	その他	-	委託（リ サイクル センター 運転管理 業務）	-	-	直営（運 転管理業 務）	直営（運 転管理業 務）

出所：市の作成資料

(1) 焼却炉の運転管理業務 (西部環境センター、東部環境センター)

ごみ中間処理施設の焼却炉の運転管理業務は、現在、P92 の表のとおり、西部環境センターと東部環境センターが直営で実施しており、クリーンセンター大崎と桜環境センターは委託で実施している (桜環境センターは DB0 (Design Build and Operate) 方式により民間企業へ委託している。)。クリーンセンター大崎は平成 8 年度に直営から委託に切り替わっている。おそらく、行政改革の一環としての定数削減の波の中で人員削減の対象となったことから、委託化に踏み切ったのではないかと推測される。桜環境センターは平成 27 年に運転開始しており、上述のとおり DB0 方式により施設の運転管理業務等を含む施設のすべての運営を民間に委託している。

一般的に直営のコストは委託のコストを上回ると言われている。これは、公務員の平均給与が民間の平均給与を上回っていることがその根拠とされている。クリーンセンター大崎の令和元年度における焼却炉の運転管理業務の委託料は 189,790 千円であるが、市では直営での焼却炉の運転管理業務に特化したごみ処理経費を把握しておらず、監査人も推計することが困難であると判断したため、コストの比較検討を行うことはできなかったが、市では西部環境センターと東部環境センターを統廃合し令和 7 年度より運転開始を予定しているサマルエネルギーセンターも桜環境センター同様 DB0 方式による民間委託をすることを決定しており、統廃合と民間委託化によるコスト削減効果を以下のとおり試算している。

令和元年度の決算額 (西部環境センター及び東部環境センターについては、人件費を含んでいない。)	
西部環境センター	14 億 9,602 万 7,389 円 / 年
東部環境センター	13 億 3,924 万 7,225 円 / 年
合計	28 億 3,527 万 4,614 円 / 年
サマルエネルギーセンター委託契約額	
	約 15 億 4,576 万 1,754 円 / 年
削減率	45.5% (= ÷)

上記市の試算結果には人件費が考慮されていないため、人件費を考慮した年間のコスト比較を行った結果は以下のとおりである。

単位：千円

	令和元年度決算額	人件費 (市が試算した施設別ごみ処理経費より)	合計
西部環境センター	1,496,027	354,375	1,850,402
東部環境センター	1,339,247	386,250	1,725,497
サマルエネルギーセンター	-	-	1,545,761

一概に人件費の違いとは言い切れないが、直営の西部環境センターと東部環境センターに比べて、サーマルエネルギーセンターのコストは低くなっている。

【現状の問題点（意見 24）】

上述した点を踏まえ、現状及び過去において西部環境センターと東部環境センターの焼却炉の運転管理業務を直営で実施することを継続してきたことについて質問したところ、以下の回答を得た。

廃棄物処理施設の特徴は、プラントメーカー独自の技術やノウハウが集中した高度に機械化された施設で、性状が多様で変化しやすい廃棄物を取り扱うため、経験の積重ねが重要といわれている。また、操作や維持管理について、高度な知識及び技能を要し、施設の性能維持のためプラントメーカーが主体で定期整備等が行われている。このような特徴がある施設を適切に維持管理するには、専門的知識及び技能を有する人材、プラントメーカーと対等に技術や価格等について交渉する人材の確保が重要と考えており、桜環境センター等の委託をしている施設においても、モニタリング業務を通じて人材の育成を図っていきたいと考えている。加えて、サーマルエネルギーセンター運転開始後は、焼却炉の直営業務がなくなるため、サーマルエネルギーセンター運転開始に合わせ、現在委託しているクリーンセンター大崎の焼却炉の運転管理業務を直営に戻すことにより、専門知識や技術の伝承を図る方針である。

市の回答のとおり、発注者側である市として一定の知識や技術を持ち合わせ、受託者側と折衝できるような体制を維持すべき点は重要であるが、現状の西部環境センターと東部環境センターの2施設とも直営で実施することの必要性について十分に理解することはできなかった。また、将来に向けてクリーンセンター大崎を委託から直営に戻すことについて、サーマルエネルギーセンター（DBOによる全面委託事業）の運転に際しては、西部環境センターと東部環境センターの人員の再配置問題が生じ、一定の人員をクリーンセンター大崎に再配置し、直営化した焼却炉の運転管理業務の任に当たる人員も見込まれるが、どの程度の直営の人材を確保すれば知識や技術の伝承が図れるのかについては、現時点では検討中とのことであった。

ヒトの問題であるためコストの面だけで判断することはできないが、組織体制の変更はヒト、モノ、カネの三位一体で検討する必要があるが、カネ（＝コスト）面での検討が不十分であると考えられる。

サーマルエネルギーセンター運転開始までの期間においても、必要な知識や技術が伝承できる体制に配慮しつつも、計画的に直営規模を見直しコスト削減にも努めるとともに、余剰となる人員の適材適所の配置についても再検討することが望まれる。

（2）破碎処理施設運転管理業務（クリーンセンター大崎）

ごみ中間処理施設の破碎機の運転管理業務は、現在、P92の表のとおり、クリーンセンター大崎が直営で実施しているほかは、全ての施設で委託で実施している（桜環境センターはDBO（Design Build and Operate）方式により民間企業へ委託している。また、東部環境セン

ターの破砕処理は平成 30 年度をもって廃止している。)。この点は、「焼却炉の運転管理業務」に記載したこととは逆に、旧大宮市に位置する西部環境センターと東部環境センターでは合併以前に委託化しており、旧浦和市に位置するクリーンセンター大崎は直営業務として残っている構図である。西部環境センターの令和元年度における破砕機の運転管理業務の委託料は 65,400 千円であるが、焼却炉の運転管理業務」に記載したことと同様に、市では破砕機の運転管理業務に特化したごみ処理経費を把握しておらず、監査人も推計することが困難であると判断したため、コストの比較検討を行うことはできなかった。

【現状の問題点（意見 25）】

「焼却炉の運転管理業務」に記載したとおり、知識や技術の伝承の必要性とその範囲を十分に考慮の上で、計画的に直営規模を見直しコスト削減に努めるとともに、余剰となる人員の適材適所の配置についても再検討することが望まれる。

（3）一般可燃ごみ収集運搬業務（西清掃事務所、東清掃事務所、大崎清掃事務所）

一般可燃物収集運搬業務は、現在、P92 の表のとおり、直営又は委託で実施している。3 清掃事務所とも直営エリアを有し、残るエリアは全て委託で実施している。平成 23 年度にさいたま市行財政改革推進プランを策定する際に、災害時の対応等直営職員の意義などについても議論を行い、当時 4 割程度あった直営業務を全体の 2 割程度と目標を定め、現在の概ね直営 2 割・委託 8 割まで推進してきた。

直営と委託が担当するエリアについては、現在の直営 2 割委託 8 割が定着した平成 30 年以降大きな変更はない。直営及び委託の担当エリアは次頁図のとおりである。



直営と委託、それぞれの収集業務に係る世帯当たりコストを算定すると以下のとおりとなる。

	直営			委託
	西清掃事務所	東清掃事務所	大崎清掃事務所	
A ごみ収集に係るコスト (千円) 1	447,815	550,273	453,483	2,200,293
B 世帯数 2	47,629	49,385	23,449	482,370
A/B 世帯数当たり単価 (円)	9,402	11,142	19,339	4,561

- 1 直営のコストは一般廃棄物会計基準に準じて市が算定した金額である。委託のコストは令和元年度の一般廃棄物(可燃物)収集運搬業務の契約額を市が集計した金額である。
- 2 令和2年4月1日現在の世帯数を市より聴取した世帯数である。

【現状の問題点（意見 26）】

世帯当たりのコストを比較した結果、直営のコストは委託のコストの倍近くになる結果となった。この点、市の見解によると、清掃事務所は超高齢社会の進行や多様な行政ニーズへの対応が求められており、収集運搬業務に加え、ふれあい収集や災害時の初動対応、子供たちへの環境学習である「ごみスクール」の実施等の業務を担う必要があることから、130名から140名程度の直営職員を確保・維持していく必要があり、この割合が最低限度必要なラインである。直営と委託でのコスト比較についても、直営は、ふれあい収集や収集所管理、災害対応の初動対応など公共性の高い業務を多く担っており当該公共業務に係るコストも含まれることから、単純に委託に係るコストと比較することは難しい、との見解であった。

市の見解には一定の理解を示すことができ、監査人自身も清掃事務所で実地監査を行った際には、市民からの苦情・要望は直営エリアか委託エリアかを問わず、清掃事務所に持ち込まれるケースも多々あり、委託先が行うごみ収集業務以外の様々な業務を行っていることは十分理解できるところであった。

しかしながら、現在、3つの清掃事務所が存在し、それぞれ直営のエリアを担当しているが、災害等の有事対応のためであったり、ふれあい収集やごみスクールの業務を実施するうえで、3つの清掃事務所が塵芥収集車を数十台保有し直営収集エリアを維持することの必要性について十分な根拠を持って理解することができなかった。

今後、令和3年度に東清掃事務所と大崎清掃事務所が統廃合し、2清掃事務所となった場合、直営収集エリア、委託収集エリアの再編が行われると思われるが、直営コストが委託コストの約2倍であること的事实を踏まえ、再編後においても直営2割委託8割を維持すべきか否かについて検討することが望まれる。また、直營業務を継続する場合でも、直營業務として実施している純然たる収集業務とそれ以外の業務のコスト構造を明らかにし、収集業務について直営と委託のコスト比較を行い、必要に応じて直營業務の生産性向上に努めることが望まれる。

上記検討は、現時点から段階的に行うことが望まれる。

(4) 粗大ごみ受付センター業務（大崎清掃事務所、資源循環政策課）

現在、P92に記載のとおり、大崎清掃事務所内において、さいたま市全域の粗大ごみ収集の受付を行っており直營業務として実施している。当該業務に従事する職員9名の人件費と、コールセンターの受付システムの賃借料を加えると年間約1億円のコストがかかっている。

コールセンターの令和元年度を含む過去3年間の粗大ごみ収集受付等件数は以下のとおりである。

単位：件

年度	内訳	西清掃事務所	東清掃事務所	大崎清掃事務所	計
平成29年度	粗大ごみ	17,124	13,995	29,409	60,528
	処理困難	3,215	2,749	5,084	11,048
	計	20,339	16,744	34,493	71,576
	問合せ				24,401

年度	内訳	西清掃事務所	東清掃事務所	大崎清掃事務所	計
	合計				95,977
平成 30 年度	粗大ごみ	18,444	14,803	31,619	64,866
	処理困難	3,372	2,847	5,353	11,572
	計	21,816	17,650	36,972	76,438
	問合せ				26,665
	合計				103,103
令和元年度	粗大ごみ	19,822	16,149	33,947	69,918
	処理困難	3,549	3,039	5,922	12,510
	計	23,371	19,188	39,869	82,428
	問合せ				27,616
	合計				110,044

出所：市の作成資料

粗大ごみだけではなく処理困難物の収集受付に加え、各種問い合わせにも応じている。

単純計算では、1人1日当たり40件程度（年間約10万件÷9人÷258日（土日・年始3日は受付対象外））の対応をしていることが分かる。

【現状の問題点（意見 27）】

粗大ごみの収集受付は、多くの自治体でインターネットによる受付やコールセンター業務を委託するなどしている。この点、市に質問したところ以下の回答を得た。

<p>・現在粗大ごみ受付センター業務の約25%は、ごみの出し方等の問い合わせや苦情対応となっており、粗大ごみ受付センターで説明後、必要に応じて区役所くらし応援室や管轄の清掃事務所に確認し対応するなど、直営ならではの丁寧かつ迅速な対応を図っている。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>・直営職員の経験を踏まえた受付センターのあり方について、課題の整理・検討を行っていききたい。</p> <p>・令和7年度には、環境センターの統廃合が計画されており、環境局内の組織・人員体制の再編が予定されている。その中で、粗大ごみ受付センター業務のあり方、時代ニーズにあった業務のあり方についても検討していきたい。</p> <p>・令和3年3月からインターネット申し込みを新たに開始。その状況を踏まえて、課題・問題点を洗い出し、研究していく。</p>
--

また、過去において、「(3) 一般可燃ごみ収集業務（西清掃事務所、東清掃事務所、大崎清掃事務所）」に記載のとおり、ごみ収集業務を直営2割委託8割を目安に委託化を推進してきたところであるが、粗大ごみ受付センターは、平成18年4月に与野清掃事務所内に設置され、その後、与野清掃事務所の廃止にともない、平成22年4月から大崎清掃事務所内に移転した経緯があるとの説明も受けた。

市の回答のなかで、今後の方向性として、問い合わせ等非定型的な内容に関しては従来どおり丁寧かつきめ細かい対応ができるよう直営体制を維持しつつも、市民の利便性の向上を図るため、令和3年3月よりインターネット受付を開始する方向で検討中とのことであり、当該方向性に関しては監査人も同意しうる内容である。今後の直営職員の適材適所の配置も検討することが望まれる。

(5) 計量業務の人員数について

家庭用ごみを直接搬入した場合には、重量に応じた料金を徴収している。当該重量は、ごみの搬入前後で車両重量を計量し、搬入前後の重量の差から持ち込んだごみの量を算定している。

料金は計量時に自動で計算され、職員がこれを徴収しているが、当該計量・料金徴収業務には、西部環境センター及び東部環境センターでは常時2名の職員が常駐し対応を行っていた。また、クリーンセンター大崎では、計量所の構造上、窓口を介して搬入車両と直接料金の授受やレシートの受け渡しが困難であることから、計量所内の2名のほかに数名が所外に配置されていた。

【現状の問題点（意見28）】

計量器は1台のため搬入車両への対応は1台ずつであり、料金の算定も自動で行われることから、1名で十分対応できる業務内容となっているものと認められた。この点、現金を取扱う業務であることや、トイレ休憩への対応から2名を配置しているとのことであるが、現金管理については、日々徴収額と釣銭の確認がなされており、計量所での横領のリスクは乏しく、トイレ休憩についても、2時間ごとのローテーションにすることなどにより対応は可能であり、2名を常駐させる必要性は乏しいと考えられることから、現状の人員配置が適正配置であるかを改めて検討することが望まれる。

また、クリーンセンター大崎の計量所の構造上の問題は如何ともしがたいことを確認できたが、搬入車両が頻繁に往来するとはいえ、常時計量所外に人員を配置することの必要性については疑問が残るところである。運用でカバーできる余地がないかの検討を含めた人員の適正配置について同様に検討することが望まれる。

(6) 計量業務の運営方法について

P92に記載のとおり、計量業務については、各センターでその運営方式が異なっている。西部環境センターでは、直営で運営がなされているのに対し、桜環境センターでは、全て委託により運営がなされている。また、東部環境センター、クリーンセンター大崎では、人員確保の問題から、平日は直営の運営であるが、土曜・祝日・年末年始のみ業務委託がなされている。

【現状の問題点（意見29）】

計量業務は比較的単純な業務であり、マニュアルに即した定型的な業務実施が可能であることから、委託に適した業務であると考えられる。一方で、市民との直接の接点となるため、

市民からのクレームの対応などが求められることから、桜環境センター以外のセンターでは直営での運営を基本としている。この点について市の見解に一定の理解を示すことはできるものの、搬入物の種類が多いとの理由で西部環境センターのみ全面的に直営で実施していることには疑問が残る。桜環境センター及び、東部、大崎の土日・祝日は委託でも問題なく運用ができていることから、少なくとも土日・祝日を委託化することができないかは検討すべきと考える。

加えて、全面的な業務委託への移行の可能性についても検討の余地があると考えられる。検討に際しては、上述した、適正な人員配置についても併せて検討し、より効率的な業務運営に努めることが望まれる。

(7) クリーンセンター大崎の分析室の利用状況について

各ごみの中間処理施設では、一般廃棄物処理法により、ごみ質やごみ処理に伴う汚水の水質の分析等を行うことが義務付けられている。さいたま市の各中間処理施設には、当該分析を行うための分析専用の部屋が設けられている。P92に記載のとおり、当該分析業務を、西部環境センター及び東部環境センターは直営で実施しているがクリーンセンター大崎では委託で実施している。

監査人がクリーンセンター大崎の分析室の視察を行ったところ、分析に利用する物品類は存在するものの使用された形跡はなくほぼ新品の状態での保管されているものが散見された。この点担当者に質問したところ、クリーンセンター大崎では分析そのものを外部委託していることから利用実績がないとの回答であった。

【現状の問題点（意見 30）】

クリーンセンター大崎以外の各センターでは分析業務を直営で実施している状況であるが、クリーンセンター大崎では問題なく委託業務として運用されている状況である。他のセンターにおいても委託化の検討を行うことが望まれる。

また、直営で行う必要がある場合でも、直営として実施すべき業務の範囲について見直しの余地がないかは、適正な人員配置とより効率的な業務運営に努める観点で検討することが望まれる。

【現状の問題点（意見 31）】

未利用の分析機器等の物品については有効活用の余地がないかを検討すべきである。上記「現状の問題点（意見 30）」の記載内容と相反するが、他のセンターでの活用の余地がないかの検討に加えて、下水道処理施設等広く市の部局での活用の可能性を模索し、その結果活用できない場合は不用品として売却するなどの処分を行う必要がある。

) リサイクル家具展示販売事業の必要性

市では、重要な取組である 3R（リユース、リデュース、リサイクル）の推進の内「リユース」事業の一環として、リサイクル家具の展示販売会を行っている。リサイクル家具は、市民からの連絡に基づき事前に現物確認を行い無料で引き取ったものを、桜環境セン

ターにおいて、清掃・補修等を行い展示し、定期的に展示品の販売会を開催している。桜環境センターの運營業務は、DBO（Design Build and Operate）方式により民間企業へ委託している。リサイクル品の清掃・補修、展示品の陳列、展示販売会の運営に係る一切の業務を委託先が行っており、当該事業に係るコストを市は委託料として負担している。また、展示品の販売による収入は、市の歳入となる。

展示品の販売による売上等の過去5年間（実績データの確認できる平成27年度～令和元年度）の推移は以下のとおりである。

売上等の過去5年間の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
開催実績	6回	7回	7回	7回	4回
売上	2,261千円	2,096千円	1,440千円	1,731千円	963千円

出所：市の作成資料

一方、リサイクル家具展示販売事業に係るコストについては、上述したとおり、市は委託料として当該事業に係るコストを負担しているが、委託料は桜環境センター運營業務全体の人件費や経費等の積算に基づき算定されており、展示販売事業に係る固有のコストとしては積算されていないため正確なコストを把握することは困難である。しかしながら、監査人が現場視察を行ったところによれば、作業場と展示スペースが間仕切りで仕切られており、コロナ禍のため展示販売会を中止している状況で以下の写真のような展示品はなかったものの、120㎡ほどが確保されており、清掃・補修業務を担う常駐者2名が作業に当たっていた。また、作業室には塗装剤等の薬品や補強材料、補修のための工具類が壁一面に備えられていた。これらの状況から推察するに、常駐者の人件費や、補修のための物件費、建物の減価償却費を考慮すれば、少なく見積もっても5百万円以上の年間コストが発生しているのではないかと思われる。



さいたま市HPより

【現状の問題点（意見 32）】

上述したとおり、展示品の販売による売上高が2百万円を切る水準で推移する一方で、それを上回るコストが発生している状況が推察される。

この点、市の見解によれば、リサイクル家具展示販売会は、家具をそのままの状態の販売するのではなく、清掃・補修により家具としての寿命を延ばした上で必要な市民に長く利用してもらうことで、市の重要な取組である3Rの推進の内「リユース」の象徴的事業と位置付けている。家庭で不要になった家具類について、リサイクル品で活用できるものは無料で回収し、必要な補修を行いリサイクル展示販売会で販売し、市民のリサイクル意識の向上やごみ減量につながる取組として実施してきたものである。令和2年度からは、本事業をより多くの市民に周知され活用できる環境として、リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定を締結している株式会社ジモティーのサイトに掲載し、「リユース」を効果的にPRし廃棄物の減量を一層推進するために継続して実施する施策であるとの回答であった。

「リユース」に関する市民の意識醸成の一環として市が主体的に実施する事業であるとの位置づけであるが、一方で、現在はリサイクル品の販売を主業とした民間事業者も数多く存在し一般消費者のニーズも高まっているところであり、民間事業者も「リユース」の意識醸成に大きな役割を担っている。このような環境下で、上述した売上とコストの観点を考慮しても、引き続き市の事業として取り組むべき事業であるかについて再検討することが望まれる。

）清掃車両購入計画の策定の必要性

市は一般可燃ごみの収集を直営で実施している。直営で実施するために令和元年度末時点で市が保有する塵芥車（パッカー車）の台数は以下のとおりである。

単位：台

平成31年4月1日現在

所属	用途	車種	積載量						このうち		
			1t未満	1t以上	2t以上	3t以上	4t以上	合計	CNG	LPG	
西清掃 事務所	塵芥収集車	パッカー車			25				25	4	
	粗大ごみ・不法投棄	深ダンプ車	1		6				6	1	
	車両事故対策等	トラック	1						1		
	事務連絡・塵芥指導	ライトバン						3	3		
	計			2		31			3	36	5
東清掃 事務所	塵芥収集車	パッカー車			25				25	8	
	臨時収集・不法投棄等	深ダンプ車	3		5				8	2	
	整備用	トラック	1						1		
	事務連絡・塵芥指導	ライトバン	1					1	1	1	
	計			5		30			1	36	11
大崎清 掃事務所	塵芥収集車	パッカー車			21				21	8	
	臨時収集・不法投棄等	ダンプトラック	5		4				9	1	
	事務連絡・塵芥指導	軽トラック・ 軽バン・ワゴン	3					1	4	1	
	計			8		25			1	34	10

出所：市の公表する「清掃事業概要（令和元年度版）」より監査人が作成

また、市の公表する平成30年度の固定資産台帳を基に、取得年度別の保有台数（塵芥収集車のみ）を集計した結果は以下のとおりである。

単位：台

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	計
西清掃 事務所	3	2	4	7	2	2	-	-		1	2	2	-	25
東清掃 事務所	3	-	8	7	3	2	-	-	-	-	2	2	-	27
大崎清 掃事務所	1	4		7	4	5	-		-	-	-	-	-	21

平成30年度の市の公表する固定資産台帳より監査人が作成

【現状の問題点（意見33）】

市では、公用車導入基本方針「登録から10年以上経過」または「総走行距離10万km以上」を基本として、各清掃事務所で毎年2台ずつ、低公害車（ハイブリッド車）への買い替えを行う方針としている。しかしながら、西清掃事務所は平成28年度以降毎年1~2台コンスタントに新車を購入しているものの、東清掃事務所では平成29年度に5年ぶりに2台購入

し、大崎清掃事務所では平成 25 年度以降購入実績がないなど、車両の購入時期に偏りがある状況が見て取れる。

この点、市の説明によれば、予算の制約もあり、使える車両は修繕を施しながら長寿命化を図っているとのことである。

塵芥収集車の法定耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和四十年大蔵省令第十五号）によれば、積載量が 2 トン以下の小型塵芥車の場合耐用年数は 3 年、小型以外の塵芥車の耐用年数については 4 年となっている。塵芥収集車は、通常の車両にごみを圧縮するプレスプレートや回転板及びこれら进行操作する操作盤などの機械設備が搭載された特殊車両であり、通常の公用車よりも法定耐用年数は短くなっている。加えて、車両としての故障のみならず、これらの機械設備の故障によっても、塵芥収集車としては機能することができないため、長寿命化のための保守修繕も通常の公用車よりも発生の頻度、修繕に要する費用も高くなっている。

ごみ収集業務は、欠かすことのできない住民サービスであり、安定的に遂行しなければならない事業の一つであり、計画的な車両の入れ替えが阻害されることにより一時に車両故障が生じ、ごみ収集が滞るリスクにさらされている。修繕をしながら長寿命化を図ることも一考ではあるが、修繕コストと定期的に購入することのコスト比較分析を行うとともに、安定的な住民サービスを提供できなくなるリスクなどを総合的に判断し、中長期的な車両の購入計画を設ける必要がある。

【現状の問題点（意見 34）】

一方、各清掃事務所では、25 台前後の塵芥収集車を保有しているが、実際に収集に出動する車両は 15 台前後である。10 台を応援車両として保有することの必要性について質問を行ったところ、塵芥収集車の稼働台数は、15 コースの最低車両台数の他、ごみの多い時期（夏、年末年始、年度の入れ替わり時期）や、週の始めの月曜日と火曜日は通常よりごみ量が多いため、日常的に応援車両を回している。また、法定点検や修繕の際には代車が必要となり、結果として稼働率は 7~8 割であり、応援車の台数としては適当と考えている。この応援車が無ければ日々の定曜収集に支障が生じるとのことであった。

また、2t 車を主に使用している事務所と 3t 車を主に使用している事務所と、車両のサイズが各事務所異なる点を質問したところ、旧大宮地区は狭い生活道路が多いため、塵芥車の通行が難しく、各事務所の収集地域の実情を踏まえた車両を使用しているとのことであった。

車両の適正台数については、車両の修繕が多ければ多いほど応援車両が必要となる可能性もあり、P103 現状の問題点（意見 33）に記載したとおり、計画的な車両の購入を行うことで、適正な応援車両の台数も把握可能になるのではないかと思料する。また、各清掃事務所がそれぞれ 10 台前後の応援車両を保有する必要があるのか、各事務所間で融通し合うことにより、より少ない台数でも支障がないのかを検討する余地はあるものとする。これらを検討する際には、過去の修繕記録（修繕箇所、修繕期間）、各車両の法定点検記録（法定点検の期間）等を考慮するとともに、委託業者の保有台数と稼働率も参考にする（この点に

については、P53「(1) 契約事務 委託業者間の比較検討の必要性」を参照。)ことが考えられる。

) 不適物廃棄の検査体制について

各センターでは、移動式コンベア検査機(通称:ごみ検くん)を用いて、月に10回程度、不定期に不適物廃棄の抜き打ち検査を実施し、ごみの適正廃棄についての取組を行っている。当該検査では、直接搬入されたごみをランダムに開封し、不適切なごみ(可燃ごみの中の不燃ごみや事業系ごみ等)の有無を目視により検査している。

【現状の問題点(意見35)】

ごみ検くんを用いた検査は、検査人員の確保、検査スペースの問題から、通常のごみ収集日の実施が困難であり、検査の実施日が推定可能となっている。また、検査を実施した場合にも、なりすまし事業者などのネットワークを通じ、検査の実施状況が漏れ伝わってしまうため、検査の実効性に課題がある。この点、市では来年度より関連部署の所管業務において検査等の防止策を講じ、組織全体としての体制を再構築することとしている。不適正ごみの排出・搬入を防止し、ごみ処理施設を安定運営する観点からも有効で実効性のある検査体制の構築が望まれる。

また、ごみ検くんはリース契約により使用しているものだが、本年度に入り、COVID-19の影響もあり、月に1日程度と有効活用されているとは言えない状況にある。適正な人員配置や、運営上の創意工夫により、機器の有効活用を図るとともに、経済的かつ実効性のある検査実施体制の構築を検討することが望まれる。

し尿処理事業

生活排水のうち、し尿及び浄化槽汚泥については、現在、し尿処理施設（大宮南部浄化センター、クリーンセンター西堀）により処理している。下表のとおり、処理量は年々減少傾向にある。これは、下水道の普及率、接続率の向上により、汲み取り便所の世帯数が減少しているためである。市は「さいたま市生活排水処理基本計画」に基づき、公共下水道による整備が効率的な区域の整備を進めており、当該整備が進むことと表裏一体の状況となっている。

し尿処理対象世帯・人口の推移

（各年4月1日現在）

年度	総世帯	総人口	汲み取り		
			世帯	人口	対総人口（％）
平成16年度	431,099	1,061,580	6,693	14,277	1.34
平成17年度	479,583	1,180,068	7,803	16,876	1.43
平成18年度	488,402	1,188,883	7,117	14,963	1.26
平成19年度	496,144	1,195,005	6,423	13,350	1.12
平成20年度	505,157	1,204,461	5,866	12,032	1.00
平成21年度	514,736	1,215,846	5,277	10,723	0.88
平成22年度	523,156	1,226,487	4,785	9,671	0.79
平成23年度	530,099	1,234,274	4,231	8,346	0.68
平成24年度	536,222	1,241,010	3,816	7,506	0.60
平成25年度	537,263	1,246,180	3,445	6,763	0.54
平成26年度	545,900	1,255,743	3,142	6,102	0.49
平成27年度	553,920	1,263,455	2,913	5,628	0.44
平成28年度	563,239	1,273,497	2,645	5,075	0.40
平成29年度	573,789	1,284,937	2,434	4,635	0.36
平成30年度	583,469	1,294,343	2,249	4,253	0.33
令和元年度	594,875	1,306,079	2,070	3,908	0.30

年度	浄化槽			下水道		
	世帯	人口	対総人口（％）	世帯	人口	対総人口（％）
平成16年度	98,971	245,920	23.17	325,435	801,383	75.49
平成17年度	114,762	284,928	24.15	357,018	878,264	74.42
平成18年度	118,660	292,456	24.60	362,625	881,464	74.14
平成19年度	115,461	280,541	23.48	374,260	901,114	75.41
平成20年度	107,103	256,768	21.32	392,188	935,661	77.68
平成21年度	97,828	241,466	19.86	411,631	963,657	79.26
平成22年度	91,071	222,797	18.17	427,300	994,019	81.05

年度	浄化槽			下水道		
	世帯	人口	対総人口(%)	世帯	人口	対総人口(%)
平成23年度	84,399	205,124	16.62	441,469	1,020,804	82.70
平成24年度	79,352	190,339	15.34	453,054	1,043,165	84.06
平成25年度	72,956	175,811	14.11	460,862	1,063,606	85.35
平成26年度	68,725	163,871	13.05	474,033	1,085,770	86.46
平成27年度	64,727	152,726	12.09	486,280	1,105,101	87.47
平成28年度	60,750	141,847	11.14	499,844	1,126,575	88.46
平成29年度	56,809	131,349	10.22	514,546	1,148,953	89.42
平成30年度	55,207	126,149	9.75	526,013	1,163,941	89.93
令和元年度	52,625	119,671	9.16	540,180	1,182,500	90.54

浄化槽には、コミュニティプラント人口を含む。

出典：市の公表する「清掃事業概要（令和元年度版）」

し尿・浄化槽汚泥等収集量の推移

単位：KL

年度	合計	し尿			
		計	大宮南部浄化センター	クリーンセンター西堀	～H17.9埼玉葛清掃組合 H17.10～春日部市
平成15年度	113,279.73	29,005.41	12,145.24	8,172.22	8,687.95
平成16年度	107,879.36	26,784.43	12,044.86	6,881.90	7,857.67
平成17年度	105,279.18	23,692.52	11,276.98	6,628.20	5,787.34
平成18年度	101,923.62	21,273.04	9,871.65	6,486.66	4,914.73
平成19年度	97,788.12	18,711.65	8,883.81	5,859.84	3,968.00
平成20年度	94,926.24	16,763.39	7,405.08	5,916.88	3,441.43
平成21年度	88,720.37	15,533.90	7,325.28	8,208.62	
平成22年度	83,493.05	13,813.75	6,668.65	7,145.10	
平成23年度	77,306.39	12,928.98	6,657.36	6,271.62	
平成24年度	72,372.03	11,806.87	6,459.57	5,347.30	
平成25年度	69,687.68	11,539.48	6,538.86	5,000.62	
平成26年度	66,743.56	11,158.54	6,320.31	4,838.23	
平成27年度	64,456.68	10,295.42	5,775.50	4,519.92	
平成28年度	61,781.23	9,549.12	5,440.60	4,108.52	
平成29年度	59,729.46	8,869.60	5,117.22	3,752.38	
平成30年度	57,738.90	8,091.79	4,840.61	3,251.18	

年度	浄化槽汚泥			
	計	大宮南部浄化センター	クリーンセンター西堀	～ H17.9埼玉葛清掃組合 H17.10～春日部市
平成15年度	73,925.83	45,532.18	16,062.04	12,331.61
平成16年度	70,525.41	43,545.13	15,173.16	11,807.12
平成17年度	70,824.61	42,679.11	14,922.48	13,223.02
平成18年度	69,875.83	41,228.26	14,487.26	14,160.31
平成19年度	69,070.04	40,931.40	13,566.08	14,572.56
平成20年度	67,280.00	38,627.09	14,258.82	14,394.09
平成21年度	63,027.87	39,256.33	23,771.54	
平成22年度	59,727.79	36,856.05	22,871.74	
平成23年度	55,071.04	34,753.48	20,317.56	
平成24年度	51,402.48	32,840.11	18,562.37	
平成25年度	49,396.94	31,766.95	17,629.99	
平成26年度	47,241.43	30,215.13	17,026.30	
平成27年度	46,331.41	29,763.86	16,567.55	
平成28年度	44,794.42	28,954.13	15,840.29	
平成29年度	43,629.99	28,669.59	14,960.40	
平成30年度	42,916.21	27,930.52	14,985.69	

年度	家庭吸込下水			
	計	大宮南部浄化センター	クリーンセンター西堀	～ H17.9埼玉葛清掃組合 H17.10～春日部市
平成15年度	10,348.49	3,389.86	6,958.63	0.00
平成16年度	10,569.52	3,369.75	7,199.77	0.00
平成17年度	10,762.05	3,510.02	7,252.03	0.00
平成18年度	10,774.75	3,482.64	7,292.11	0.00
平成19年度	10,006.43	3,160.66	6,845.77	0.00
平成20年度	10,882.85	3,495.75	7,387.10	0.00
平成21年度	10,158.60	3,285.06	6,873.54	
平成22年度	9,951.51	3,062.16	6,889.35	
平成23年度	9,306.37	2,812.99	6,493.38	
平成24年度	9,162.68	2,803.06	6,359.62	
平成25年度	8,751.26	2,633.93	6,117.33	
平成26年度	8,343.59	2,379.19	5,964.40	
平成27年度	7,829.85	2,238.33	5,591.52	
平成28年度	7,437.69	2,094.68	5,343.01	
平成29年度	7,229.87	2,040.30	5,189.57	

年度	家庭吸込下水			
	計	大宮南部浄化センター	クリーンセンター西堀	～H17.9埼玉葛清掃組合 H17.10～春日部市
平成30年度	6,730.90	1,991.34	4,739.56	

平成20年度をもって春日部市への処理委託は廃止

出典：市の公表する「清掃事業概要（令和元年度版）」

）直営で実施しているし尿処理施設の運転管理業務

現在、大宮南部浄化センター、クリーンセンター西堀の運転管理業務は直営で実施されている。一方で、し尿処理量の減少に伴い、令和6年度末でクリーンセンター西堀を廃止し、令和7年度から大宮南部浄化センター1施設とする方針が決定され、今後、大宮南部浄化センターの基幹的設備改良工事を実施する計画が策定されている。

大宮南部浄化センター、クリーンセンター西堀の施設ごとのし尿処理経費を環境省が定める一般廃棄物会計基準に基づき市が試算した結果は下表のとおりである。

単位：千円

	人件費			物件費＋その他			合計
	正規職員	再任用職員	計	維持管理業務	安全衛生推進業務	計	
大宮南部浄化センター	105,000	11,250	116,250	255,917	58	255,975	372,225
クリーンセンター西堀	97,500	3,750	101,250	99,250	88	99,339	200,589

出典：市の作成資料

収集量あたりのし尿等処理経費

	処理経費 (千円)	収集量 (KL)	収集量当り 処理経費 (円)
大宮南部浄化センター	372,225	34,220.29	10,877
クリーンセンター西堀	200,589	22,370.49	8,988

出典：市の作成資料

【現状の問題点（意見36）】

大宮南部浄化センターは平成13年度に、クリーンセンター西堀は平成12年度に稼働を開始しており、約20年の歳月が経過している。下水道の普及により、し尿処理施設での年々の収集量・処理量が減少していく中で、2つの施設を稼働することにより、上表のコストを毎

期負担し続けていることの合理性等を市が検討した結果、上述したとおり、令和6年度末でクリーンセンター西堀を廃止し、令和7年度から大宮南部浄化センター1施設とすることとしている。この判断は合理的であり市民感覚にもマッチする決定であると思料する。

一方で、し尿処理施設の運転管理業務を現在まで直営で実施し続けており、過去に委託化を具体的に検討した経緯はないとのことであった。一般論になるが、市が直営で実施するよりも、「公権力の行使」などに関わる事務事業を除く事務事業に関しては、民間の知見を活かした委託化のほうが経済性や効率性の観点でより良い結果を得られる可能性があり、基本的に委託化が可能な領域については、直営から委託化が推進されている。

市が施設の運転管理業務に関する知見を有し、後世に伝承していくことの必要性については、ごみ処理に関連する業務同様、災害等の有事に機動的に対応できる体制を市として維持する必要がある点にあり、一定の理解を示すことができるものの、令和元年度の現況において、2つの施設とも直営方式であることの必要性については明確な回答が得られなかった。

令和7年度以降は1施設体制となるが、市の現在の見解では直営体制が取られる可能性が高いとのことである。直営を維持することの必要性、直営を維持する場合でも規模の適正性については再検討が望まれる。

）し尿等の下水処理施設への投入

下水道の普及率が頭打ちになっており、今後、し尿や浄化槽汚泥の収集量が大きく減少しないことが想定されている。一方で、繰り返しになるが、令和6年度末でクリーンセンター西堀を廃止し、令和7年度から大宮南部浄化センター1施設とする方針が決定されている。

大宮南部浄化センターとクリーンセンター西堀の令和元年度の収集量は以下のとおりである。

施設名	年間稼働日数	処理能力（P33、34より）		年間処理能力	
		し尿	浄化槽汚泥 （家庭吸込下水含む）	し尿	浄化槽汚泥 （家庭吸込下水含む）
大宮南部浄化センター	365日	25KL	154KL	9,125KL	56,210KL
クリーンセンター西堀	365日	34KL	113KL	12,410KL	41,245KL

出典：市の作成資料

上記年間処理能力に対し、令和元年度の収集量は大宮南部浄化センターでし尿4,610KL、浄化槽汚泥（家庭吸込下水含む）29,610KL、クリーンセンター西堀でし尿3,271KL、浄化槽汚泥（家庭吸込下水含む）19,099KLであり、両施設とも処理能力を大幅に下回る実績であった。

【現状の問題点（意見37）】

し尿は、下水道が普及している世帯では、下水道管を通じて、下水処理施設に流入され処

理が行われる。汲み取り世帯では、バキュームカー等で収集され、し尿処理施設で処理が行われる。下水道は市の建設局下水道部が、汲み取りは環境局の所管事業として行われている。

しかしながら、市民感覚では、同じし尿の処理を行うのに、方や下水処理施設で、方やし尿処理施設でというように施設への収集方法が異なるだけで、異なる施設を所有する必要があるのかという疑問と、市内の93%程度まで普及している下水処理施設での処理に一本化が可能なのではないかとの疑問が生じる。

この点、し尿処理施設では、し尿のみならず浄化槽汚泥の処理も行っており、汚物の処理過程が異なることから、一本化することは不可能ではないにしろ、多額の設備投資が必要になるため現実的には困難であるとのことであった。一方、過去には、具体的な検討には至らなかったものの、岩槻市合併時に処理可能能力を検討した時点で、下水処理施設の活用も選択肢に入れる話も出ており、まったく現実感のない話ではないとの回答を得た。

令和7年度より大宮南部浄化センターに処理施設が一本化され、現在の処理能力がそのまま維持された場合は、年間のさいたま市全体の収集量を処理するには十分な処理能力を有しているとのことであるが、有事対応のための処理能力を確保する観点で十分と言えるか否か、また、その場合の下水処理施設への直投入ができるか否かについてもあらためて検討を進めることが望まれる。

(7) 持続可能性と市民への説明責任

清掃事業に係る経費は、さいたま市においては、粗大ごみや事業系一般廃棄物処理など一定の受益者負担を求めるものを除き公費で賄われている。一方、清掃事業を持続可能なものとするための社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たし、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくことが必要である。

さいたま市の廃棄物処理事業においては、平成27年に桜環境センターの運転を開始しており、地域に根差した環境対策施設として、ごみ処理はもちろんのこと、住民の健康増進や住民福祉に資する活動を行っている。また、令和7年度には、老朽化した西部環境センターと東部環境センターを統廃合し、現在の東部環境センターの所在地に、新たにサーマルエネルギーセンターを建設することが決まっている。この結果、ごみ処理施設としては現行の4拠点体制（西部環境センター、東部環境センター、クリーンセンター大崎、桜環境センター）から3拠点体制（クリーンセンター大崎、桜環境センター、サーマルエネルギーセンター）に移行することとなる。なお、クリーンセンター大崎は平成8年に運転を開始しており、24年経過している老朽化施設であり、今後長寿命化のための修繕等コストの定期的な負担が必要となる。

また、ごみ収集の拠点となる清掃事務所は、令和3年度に東清掃事務所大崎清掃事務所を統廃合し現在のクリーンセンター大崎の敷地内に新清掃事務所を設置する計画であり、現行の3拠点体制（西清掃事務所、東清掃事務所、大崎清掃事務所）から2拠点体制（西清掃事務所、（仮称）新清掃事務所）に移行することとなる。

し尿収集処理においては、大宮南部浄化センターとクリーンセンター西堀の2拠点体制となっている。いずれの施設も運転開始から20年近くが経過していることと、下水道の普及に伴うし尿収集処理量の減少により、令和6年度にクリーンセンター西堀を廃止し、令和7年度より大宮南部浄化センターに処理施設を一本化する計画となっている。

現状

過去5年間の「一般廃棄物会計基準」に基づくごみ処理経費の推移は下表のとおりである。

単位：千円

部門名	人件費	物件費	公債利子	その他	合計
平成27年度	3,334,156	12,485,481	68,560	719,440	16,607,639
平成28年度	3,253,537	13,381,925	73,287	663,423	17,372,173
平成29年度	3,203,564	13,635,962	69,728	480,171	17,389,425
平成30年度	3,035,711	13,511,611	64,084	478,206	17,089,614
令和元年度	3,015,516	13,319,816	58,169	540,895	16,934,397

出典：各年度の清掃事業概要（市HP情報）

単位：千円

部門名	収集部門	中間処理部門	資源化部門	最終処分部門	管理部門・その他	合計
平成27年度	6,378,735	7,699,126	954,457	530,008	1,045,312	16,607,639
平成28年度	6,411,715	8,684,779	970,308	343,612	961,757	17,372,173
平成29年度	6,678,278	8,418,933	1,030,416	354,193	907,603	17,389,425
平成30年度	6,395,142	8,351,217	1,060,130	362,041	921,082	17,089,614
令和元年度	6,443,061	8,053,420	1,096,034	457,694	884,185	16,934,397

出典：各年度の清掃事業概要（市HP情報）

平成29年度までは増加傾向であったごみ処理経費は平成30年度から減少に転じている。令和元年度は、2月以降のCOVID-19の影響もあり事業系ごみが減少していることが多少影響している可能性もある。

これらのごみ処理経費の各指標当りの推移は以下のとおりである。

部門名	ごみ処理経費 (千円)	1トン当たり		人口1人当たり		1世帯当たり	
		排出量 (トン)	ごみ処理経費(円)	人口 (人)	ごみ処理経費(円)	世帯数 (世帯)	ごみ処理経費(円)
平成27年度	16,607,639	423,694	39,197	1,268,467	13,093	558,641	29,729
平成28年度	17,372,173	415,997	41,760	1,279,788	13,574	568,682	30,548
平成29年度	17,389,425	415,385	41,863	1,290,505	13,475	579,105	30,028
平成30年度	17,089,614	414,376	41,242	1,299,958	13,146	588,907	29,019
令和元年度	16,934,397	422,930	40,041	1,312,265	12,905	600,803	28,186

出典：各年度の清掃事業概要（市HP情報）

各指標当りのごみ処理経費も同様に減少傾向に転じている。これは、市のごみ削減のための様々な取り組みと、市民のごみ排出量削減の意識向上によるものと推察される。

一方、清掃サービスの提供に必要な施設等の統廃合や新設に係るコスト、更新投資や維持修繕のためのコストの増大に対し、中長期的にはさいたま市においても人口減少に伴う税収の減少や社会福祉費等の義務的経費の増大と過去のインフラ整備に係る起債の償還に伴う公債費の増加は免れることはできず、清掃事業を含む市の財政をとりまく環境は厳しさを増しつつある。これらの課題はさいたま市に限らず多くの地方公共団体においても同様と考えられ、環境の変化に適切に対応しそのあり方について絶えず検討を行うことが求められる。

この点、例えば、水道事業や下水道事業は、多くの場合公営企業として事業を行っており、自らの経営等についての確かな現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を行うことが必要である。そのために、各公営企業において、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいる。

一方、清掃事業は、基本的に料金収入等による独立採算が求められる公営企業とは異なり、一般会計を財源として実施される事業であるから、事業を遂行するための組織も財政的な制度設計も異なるものである。しかしながら、住民サービスとして欠かすことができず止めることのできない事業であり、効率的かつ効果的に事業を行うことで、持続可能性を確保する必要のある事業である点では、水道事業や下水道事業と異なるものではない。

監査意見

将来的に清掃サービスを効率的かつ安定的に提供するためには、ヒト、モノ、カネのバランスがとれていることが不可欠である。すなわち、適正人員を適材適所に配置し、必要な施設や物品が過不足なく配置され、計画的に修繕や更新投資が行われ、それらを担保するための財政的余力が備わっている必要がある。そのためには、市民の協力のもとごみの排出量を減らすことに加え、内部努力としてヒト、モノを効率的・効果的に配置することによりコストダウンを図るとともに、カネの面ではこれらに加えて税収等以外の収入面を極力確保する必要がある。

P90「組織体制の合理化・規模の適正化」にも記述した事項が今後の検討課題と考えているが、収入の観点では、受益者負担領域の見直しの必要性について以下に監査人の見解を記述する。

）ごみ処理料の見直し

「さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例」で一般廃棄物処理手数料に関して以下が定められている。

(一般廃棄物処理の手数料)

- 第29条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により、市が徴収する一般廃棄物処理手数料は、**別表第1**に掲げる区分に応じ算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。
- 2 前項の規定は、第20条第1項の規定により市長が指定した適正処理困難物のうち規則で定める品目で市が収集、運搬及び処分するもの及びその他の一般廃棄物で普通世帯から市が戸別収集するものの一般廃棄物処理手数料については、1品ごとに適用する。
- 3 第1項の手数料の算定の基礎となる廃棄物の数量は、市長の認定するところによる。
- 4 前3項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1(第29条関係)

種別	区分	基準	金額		備考
			市が収集、 運搬及び処 分するもの	市が処分の みするもの	
その他の 一般廃棄 物	普通世帯から排出す るもの(搬入量1回に 100kg以上から)	最初の10kgから10 kgにつき	-	20円	臨時処理に限る。
	事業活動に伴って生 ずるもの	10kgにつき	-	170円	
	普通世帯から市が戸 別収集するもの	1品につき	500円	-	規則で定めるものに限る。

現状、一般廃棄物の処理手数料は、一定量以上の搬入家庭ごみ、事業系ごみ、粗大ごみの処理に限定されており家庭ごみの収集は無料となっている。ごみ処理料の有料化(受益者負担)は、財政的負担を軽減するための一手段であり、ごみ排出の抑止力の効果も兼ね備え、結果としてごみ処理経費の削減にも寄与する可能性もあることに加え、将来に向かってよりよいごみ処理行政を実現するために必要な投資の財源としても必要なことではないかと考える。

家庭ごみ収集の有料化は、市民の理解を得難い領域であることは承知しているものの、将来の厳しい財政が想定される中で、必要な施設等の修繕や更新投資等を含むごみ処理経費を賄うための財源として、現世代の負担である一般会計財源と将来世代の負担である公債の発行、ごみ処理手数料収入等のバランスを勘案し必要なコストを賄えるよう十分に検討することが必要である。

ごみ排出削減による環境配慮と自治体の財政的負担の軽減のためのごみ処理の有料化に取り組んでいる自治体は数多く存在している。各政令市の有料化の水準の概要は下表のとおりである(いずれの情報も各政令市のホームページに記載の情報を抜粋したものである。)。

都市名	家庭ごみ処分	事業ごみ処分	粗大ごみ収集
さいたま市	搬入量 100kg 未満 無料 搬入量 100kg 以上 最初の10kg から 10kg につき 20円	10kg につき 170円	1品につき 500円
大阪市	収集によるもの...最大の辺・径が30センチ 以内のものは中身の見えるごみ袋(透明または半透明)にて回収(料金の記載なし) 持込によるもの...10キログラムごとに90円	10キログラムごとに90円(持込による)	品目別に200円、400円、700円、1,000円の4区分
名古屋市	30センチ角を超えないもの...10L 20L 45Lの 指定袋にて収集(料金記載なし) 自己搬入...10キログラムまで毎に200円	収集・運搬・処分...1キログラムまでごとに50円 処分...1キログラムまでごとに20円	品目別に250円、500円、1,000円、1,500円 自己搬入による場合10キログラムまで毎に200円

都市名	家庭ごみ処分	事業ごみ処分	粗大ごみ収集
京都市	収集によるもの...有料指定袋 (燃やすごみ 5L 5円 10L 10円 20L 20円 30L 30円 45L 45円) (資源ごみ 45L 22円 30L 15円 20L 10円 10L 5円) 持込手数料...100キロまで(1,000円)、100 キロ超~600キロまで(1,500円/100kg)、600 キロ超(2,000円/100kg)	100キロまで毎に1,000円(処分手数料)	品目別に400円、800 円、1,200円、1,600 円、2,000円、2,400 円
横浜市	無料 一番長い辺が、金属製品で30センチメートル 以上のもの、それ以外(プラスチック商 品、木製品など)で50センチメートル以上 のものは粗大ごみ	収集しない(自己処理もしくは委託処理を実施 し、許可業者に依頼し有料で処理する) (許可業者の契約料金中には横浜市の工場・処 分地へ搬入する際の処理費用(13円/kg)を含 む) 小規模の住居併置事務所・店舗から出るごみ を市が収集する場合、届出が必要 対象となる事務所・店舗 次の3つの要件すべてに該当する事務所。ごみ の処理手数料はかからない 1.住居と併置する事務所であること 2.従業員が同居の親族等で構成されているこ と。 3.ごみの量が常時一日平均「家庭ごみ・事業ご み」合わせて5キログラム又は、「事業系ご み」が3キログラムであること	品目別に200円、500 円、1,000円、1,500 円
神戸市	有料指定袋にて回収...単品で重量5キロ以下 (45L、30L、15Lの区分あり、料金記載なし) 持込による場合...有料(料金記載なし)	・指定袋に入れて出すごみ(収集運搬許可業者 に収集を委託、もしくは自己搬入) 事業系ごみ指定袋の販売価格 10枚/組 可燃ごみ、資源ごみ、粗大(不燃)ご み、カセットボンベ・スプレー缶の別に 30袋 570円、190円、930円、930円 45袋 840円、270円、1,380円、1,380円 70袋 1,310円、420円、2,150円、 - 90袋 1,690円、 -、 -、 - ・指定袋に入れないごみ(直接搬入する場合) 処分手数料一覧表 区分 処分手数料 可燃ごみ 80円/10kg 資源ごみ 40円/10kg 粗大(不燃)ごみ 140円/10kg 市の処理施設までの運搬を許可業者に委託す る際の費用の上限が別途定められている(下記 参照) 指定袋に入れて出すごみ 30L 101円/袋 45L 151円/袋 70L 235円/袋 90L 302円/袋 指定袋に入れずに出すごみ 168円/10kg	品目別に300円、600 円、900円、1,200円
北九州 市	収集によるもの...指定袋にて回収(10枚入 り) ・大(45リットル) 500円(税込) ・中(30リットル) 330円(税込) ・小(20リットル) 220円(税込) ・特小(10リットル) 110円(税込) (資源化物 45L 20円/枚 25L 12円/枚) 自己搬入による場合...10キロごとに100円	自己処理(自らの処理施設等に直接持ち込む か、市の許可を受けた収集運搬業者に依頼して 処理) 例外 次の条件を全て満たす事業所(住居併 置事業所)に限って市の指定袋による収集を行 っている。 (1)住居と事業所建物が構造上一体である。 (2)家庭ごみとの区別が困難である。 (3)ごみ量が家庭並みに少ない。(1回の収 集日に2袋程度)	品目別に300円、500 円、700円、1,000円

都市名	家庭ごみ処分	事業ごみ処分	粗大ごみ収集																																																
札幌市	<p>収集によるもの...指定袋にて回収</p> <table border="0"> <tr> <td>5リットル</td> <td>10リットル</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20リットル</td> <td>40リットル</td> <td></td> </tr> <tr> <td>100円(10枚1組)</td> <td>200円(10枚1組)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>400円(10枚1組)</td> <td>400円(5枚1組)</td> <td></td> </tr> </table> <p>自己搬入によるもの</p> <table border="0"> <tr> <td>手数料の種類</td> <td>取扱区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>焼却手数料</td> <td>清掃工場・破砕工場</td> <td>200円/10kg</td> </tr> <tr> <td>焼却手数料</td> <td>ごみ資源化工場</td> <td>130円/10kg</td> </tr> <tr> <td>埋立手数料</td> <td>埋立処理場</td> <td>200円/10kg</td> </tr> </table>	5リットル	10リットル		20リットル	40リットル		100円(10枚1組)	200円(10枚1組)		400円(10枚1組)	400円(5枚1組)		手数料の種類	取扱区分		焼却手数料	清掃工場・破砕工場	200円/10kg	焼却手数料	ごみ資源化工場	130円/10kg	埋立手数料	埋立処理場	200円/10kg	<p><事業系一般廃棄物処理手数料></p> <p>手数料の種類 取扱区分</p> <table border="0"> <tr> <td>焼却手数料</td> <td>清掃工場・破砕工場</td> <td>200円/10kg</td> </tr> <tr> <td>焼却手数料</td> <td>ごみ資源化工場</td> <td>130円/10kg</td> </tr> <tr> <td>埋立手数料</td> <td>埋立処理場</td> <td>200円/10kg</td> </tr> </table> <p><産業廃棄物処分費用></p> <table border="0"> <tr> <td>取扱区分</td> <td>分類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>清掃工場・破砕工場</td> <td></td> <td>201.3円/10kg</td> </tr> <tr> <td>ごみ資源化工場</td> <td></td> <td>130.2円/10kg</td> </tr> <tr> <td>埋立処理場</td> <td>廃石綿等以外</td> <td>200円/10kg</td> </tr> <tr> <td>埋立処理場</td> <td>廃石綿等</td> <td>360円/10kg</td> </tr> </table> <p>埋立処分場では、上記処分費用と併せて10円/10kgの循環税を徴収している</p>	焼却手数料	清掃工場・破砕工場	200円/10kg	焼却手数料	ごみ資源化工場	130円/10kg	埋立手数料	埋立処理場	200円/10kg	取扱区分	分類		清掃工場・破砕工場		201.3円/10kg	ごみ資源化工場		130.2円/10kg	埋立処理場	廃石綿等以外	200円/10kg	埋立処理場	廃石綿等	360円/10kg	品目別に200円、500円、900円、1,300円、1,800円
5リットル	10リットル																																																		
20リットル	40リットル																																																		
100円(10枚1組)	200円(10枚1組)																																																		
400円(10枚1組)	400円(5枚1組)																																																		
手数料の種類	取扱区分																																																		
焼却手数料	清掃工場・破砕工場	200円/10kg																																																	
焼却手数料	ごみ資源化工場	130円/10kg																																																	
埋立手数料	埋立処理場	200円/10kg																																																	
焼却手数料	清掃工場・破砕工場	200円/10kg																																																	
焼却手数料	ごみ資源化工場	130円/10kg																																																	
埋立手数料	埋立処理場	200円/10kg																																																	
取扱区分	分類																																																		
清掃工場・破砕工場		201.3円/10kg																																																	
ごみ資源化工場		130.2円/10kg																																																	
埋立処理場	廃石綿等以外	200円/10kg																																																	
埋立処理場	廃石綿等	360円/10kg																																																	
川崎市	無料(指定袋なし)	<p>一般廃棄物...市では収集せず、一般廃棄物処理業者に処理委託もしくは自己搬入施設(自己)搬入による場合</p> <p>1kgあたり15円の施設搬入手数料が必要</p> <p>産業廃棄物...市では収集・運搬・処分を実施しない 産業廃棄物処理業者に処理を委託</p>	品目別に200円、500円、1,000円																																																
福岡市	<p>収集によるもの...指定袋にて回収</p> <table border="0"> <tr> <td>種類</td> <td>燃えるごみ</td> <td>燃えないごみ</td> </tr> <tr> <td>空きびん・ペットボトル</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大(45リットル)</td> <td>45円</td> <td>45円</td> </tr> <tr> <td>中(30リットル)</td> <td>30円</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td>小(15リットル)</td> <td>15円</td> <td>15円</td> </tr> </table> <p>自己搬入による場合...10kgまでごとに140円</p>	種類	燃えるごみ	燃えないごみ	空きびん・ペットボトル			大(45リットル)	45円	45円	中(30リットル)	30円	30円	小(15リットル)	15円	15円	<p><一般廃棄物></p> <ul style="list-style-type: none"> 自己搬入による場合...10kgまでごとに140円 一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託 <p>【定期収集】収集運搬経費(50リットルまでごとに150円)+処分経費(1kgまでごとに14円)</p> <p>【臨時収集】収集運搬経費(1立方メートルまでごとに4,070円)+処分経費(1kgまでごとに14円)</p> <p><産業廃棄物>...自ら処理もしくは委託</p> <p>中小企業基本法に規定する中小企業者のうち、福岡市内に事務所又は事業所を有する者が、福岡市内で排出した以下のものに限り自己搬入可能(10kgまでごとに140円)</p> <p>燃え殻、汚泥(含水率70%以下のものに限る)、廃プラスチック、紙くず、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず</p>	品目別に300円、500円、1000円																																	
種類	燃えるごみ	燃えないごみ																																																	
空きびん・ペットボトル																																																			
大(45リットル)	45円	45円																																																	
中(30リットル)	30円	30円																																																	
小(15リットル)	15円	15円																																																	

都市名	家庭ごみ処分	事業ごみ処分	粗大ごみ収集
広島市	<p>無料</p>	<p>一般廃棄物...市が指定した収集運搬業者による搬入もしくは自己搬入、指定袋使用 指定袋の種類と金額 種類 金額（消費税込） 可燃ごみ用 10リットル 460円（20枚入） 30リットル 710円（10枚入） 45リットル 1,070円（10枚入） 70リットル 1,680円（10枚入） 90リットル 2,160円（10枚入） プラスチックごみ用 45リットル 650円（10枚入） 70リットル 1,010円（10枚入） 90リットル 1,310円（10枚入） 不燃ごみ用 10リットル 280円（20枚入） 30リットル 430円（10枚入） 45リットル 650円（10枚入） 産業廃棄物...許可業者へ委託</p>	<p>収集による場合、品目別に250円、500円、750円、1,000円、1,250円 自己搬入による場合、手数料無料（一般廃棄物の木製家具、ふとん・毛布・じゅうたん等の天然繊維製品に限り有料）</p>
仙台市	<p>・指定袋にて回収 10枚1組で販売 大45リットル 400円 中30リットル 270円 小20リットル 180円 特小10リットル 90円 ・自己搬入による場合 今泉工場 家庭ごみ・粗大ごみ 100kgまで1,500円、100kgを超える分... 10kgまでごとに150円（スプリングマットレスは、1枚2,000円） 葛岡工場 家庭ごみ・粗大ごみ 100kgまで1,500円、100kgを超える分... 10kgまでごとに150円（スプリングマットレスは、1枚2,000円） 松森工場 家庭ごみ（粗大ごみ不可） 100kgまで1,500円、100kgを超える分... 10kgまでごとに150円 葛岡資源化センター 缶・びん・ペットボトル（廃乾電池類・蛍光管は不可）100kgごとに300円 松森資源化センター 缶・びん・ペットボトル（廃乾電池類・蛍光管は不可）100kgごとに300円 石積埋立処分場 ブロック・れんが・ガラス製品・せともの（家庭ごみ・粗大ごみ・缶・びん・ペットボトルは不可） 100kgまで1,500円、100kgを超える分... 10kgまでごとに150円</p>	<p>一般廃棄物...許可業者等に収集運搬・処分を委託するもしくは自ら持込む 紙類 無料 缶・ビン・ペットボトル 100kgごとに300円 可燃ごみ 100kgまで1,500円 100kgを超える分10kgまでごとに150円</p>	<p>収集による場合、品目別に400円・800円・1,200円・1,600円、スプリングマットレスは3,000円 自己搬入による場合、家庭ごみ処分の欄参照</p>

都市名	家庭ごみ処分	事業ごみ処分	粗大ごみ収集
千葉市	収集による場合...有料指定袋による(1Lあたり0.8円 45L 30L 20L 10L 5Lあり) 自己搬入による場合...10KGまで毎に270円(消費税別)	事業系一般廃棄物 許可業者への処理委託...10kgまでごとに470円 又は1立方メートルまでごとに9,400円(消費税別) 自己搬入...可燃ごみ 10kgまでごとに270円(消費税別)	品目別に390円、780円、1,170円、1,560円の4段階
静岡市	静岡市家庭用指定袋又は認定袋(市の認定を受けたスーパーマーケット等のレジ袋)による(料金記載なし)	(1)事業者がごみを自分で直接、市清掃工場へ搬入する場合 100kgまでのとき、1,100円 100kgを超えるときは1,100円に10kgまでを増すごとに110円を加算した額(10円未満切捨て) (2)収集運搬許可業者へ収集運搬を依頼し、市清掃工場に搬入する場合 収集運搬料は、業者により異なる (3)事業所用指定容器を購入し、ごみの集積所へ排出する場合(葵・駿河区のみ) 大型208円/枚(2,080円/袋) 小型93円/枚(930円/袋) (4)乾電池を事業者が処理施設まで運搬し、本市が処分する場合 10kgまでのとき、1,100円 10kgを超えるときは1,100円に10kgまでを増すごとに、1,100円を加算した額 (5)犬、猫等の死体を火葬する場合 1匹につき1,100円	
堺市	・収集による場合...手数料等記載なし ・継続処理による場合(毎日収集)36L容器1日1個(1袋)当たりの料金 月当たり3,100円 ・臨時処理(臨時に出るごみ)破砕機を使用する場合12,200円、その他8,800円 ・自己搬入による場合 (1)破砕施設を使用する廃棄物(粗大ごみ等) 100キログラムまで一律1700円 100キログラムを超えると10キログラムごと170円 (2)その他の廃棄物 100キログラムまで一律1100円 100キログラムを超えると10キログラムごと110円	(1)自己搬入による場合 ・破砕施設を使用する廃棄物(粗大ごみ等) 100キログラムまで一律1700円、100キログラムを超えると10キログラムごと170円 ・その他の廃棄物 100キログラムまで一律1100円、100キログラムを超えると10キログラムごと110円 (2)堺市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に処理を委託 (3)堺市が行う「継続(毎日)処理」または「臨時的(一時多量)ごみ収集」への申し込み 継続処理...毎日収集、月当たり5,400円(36L容器1日1個(1袋)当たりの料金) 臨時処理(臨時に出るごみ)破砕機を使用する場合24,400円、その他17,600円	品目別に、400円、800円、1,200円、1,600円
新潟市	指定袋による収集(10枚入り) 大45L 450円 中30L 300円 小20L 200円 極小10L 100円 超極小5L 50円 自己搬入による場合10キログラムまでごとに60円	自己搬入による場合...10キログラムまで毎に130円	品目別に、100円、200円、300円、500円
浜松市	収集による場合...指定袋による(料金記載なし) 自己搬入による場合...連絡ごみ(粗大ごみ)を除き無料	一般廃棄物(ごみ)...10kgまで毎に125円 ビン・ペットボトル...10kgまで毎に31円	品目別に310円、620円、930円、1,240円
岡山市	収集による場合、自己搬入による場合...有料指定袋による 45L 50円、30L 30円、20L 20円、10L 10円、5L 5円	・現在:130円/10kg ・令和3年4月~:150円/10kg ・令和5年4月~:180円/10kg	戸別収集...有料(品目別に200円、500円、1000円、1500円、2500円) 持込...無料

都市名	家庭ごみ処分	事業ごみ処分	粗大ごみ収集
相模原市	収集による場合...中身の確認できる透明または半透明袋(レジ袋可)にて収集 直接搬入による場合... 10kgにつき 190円	事業系一般廃棄物 10kgにつき 260円	粗大ごみ(戸別収集) 品目別 400円、800円、1,600円、2,400円、2,800円(スプリング付きベッドマットレス) 粗大ごみ(直接搬入) 10kgにつき 190円 (スプリング付きベッドマットレスは1個につき2,300円を加算) 特定家庭用機器廃棄物(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機等) (戸別収集) 1個につき 2,500円 特定家庭用機器廃棄物(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機等) (直接搬入) 1個につき 1,600円
熊本市	収集による場合...有料指定袋による 燃やすごみ 埋立ごみ 大袋(45リットル相当) 35円 35円 中袋(30リットル相当) 23円 23円 小袋(15リットル相当) 12円 12円 特小袋(5リットル相当) 4円 なし 持込による場合...10キログラムごとに150円	10キログラムごとに150円(一般廃棄物の場合)	品目別にて500円、900円

他の政令市においては、仙台市、新潟市、千葉市、岡山市、熊本市、札幌市、福岡市、北九州市、京都市等が有料指定ごみ袋により家庭ごみの収集を有料化している、大阪市、名古屋市、神戸市は、さいたま市同様、収集ごみは無料で自己搬入ごみは有料としている。一方、広島市、川崎市、横浜市は無料となっている。

【現状の問題点(意見38)】

令和2年7月よりプラスチック製買物袋の有料化が始まり、導入の効果の測定は今後の動向に委ねられているものの、国民のごみ削減に対する意識が高まっている現状において、さいたま市では、一部ごみの有料化を行っているが、現行の有料化の水準が財政的な面で十分であるか、あるいは住民に対して公平な料金設定となっているかを再検討する余地があるものと思料する。さいたま市においても有料化の水準の見直しの要否を検討することが望まれる。

なお、見直しの方向性としては、環境省の公表する「一般廃棄物処理有料化の手引き」(以下「手引き」という。)を参考にすべきであるが、さいたま市の現況に照らし、以下の方向性が考えられる。

- さいたま市指定ごみ袋又はごみ袋添付シールの有料化
- 搬入家庭ごみの有料化(現在は100kg以上が有料となっている)

- 現行料金の改訂（値上げ、あるいは可燃ごみ・不燃ごみと資源ごみで手数料に格差を設ける等）

また、手引きによれば、手数料の徴収方法には、家庭系一般廃棄物の場合、手数料を上乗せした市町村の指定ごみ袋又はごみ袋に添付するシールの販売などが標準的である。一方、事業系一般廃棄物の場合は、持ち込み時に重量を計測し、それに応じて徴収する方法が標準的である、とされている。また、一般廃棄物会計基準により算定したごみ処理経費に基づいて手数料の料金水準を決定している事例もあるため参考にされたい。

【現状の問題点（意見39）】

現在、市では中長期的なごみ処理事業に係る財政状況を把握している状況にはないが、上記有料化水準の見直しの要否を検討するに際しては、また、見直しが必要な場合の市民への説明責任を果たすためには、将来の財政状況を把握することが不可欠である。

財政状況の把握に際しては、「第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画」に基づくごみの削減計画と整合する形でごみ処理経費の将来推計を行う必要があると考える。

(8) まとめ

環境局に関連しての結果及び意見は上述してきたとおりであるが、今回の監査の過程で、随所に感じられた事項として、以下まとめとして意見を述べる。

【現状の問題点（意見40）】

今回の監査の過程で、契約事務、物品等管理事務、また、組織の在り方等について、合併前の旧市時代からの管理方法や組織体制を踏襲しており、それぞれが異なる管理手法や組織体制等を踏襲している事案が散見された。

市町村合併は、少子高齢化社会を見据えて、税収が減少傾向をたどることが想定される中で、組織の統廃合や人員の適正再配置を通じて効率化を図ることで自治体の財政基盤を強化し、より良い行政サービスを提供できるようにすることを目的に行われるものであると考えられるが、平成13年に合併して既に19年が経過している状況でも、依然としてさいたま市の清掃事業に関して統一した考え方に基づく行政運営が十分に行われていない点が見受けられた。

特に、P90～に記載の組織体制（直営業務と委託業務）の在り方については、顕著に感じられるところであった。

【現状の問題点（意見41）】

さいたま市では令和7年にごみの中間処理施設である西部環境センターと東部環境センターを統合しサーマルエネルギーセンターを新設すること、令和3年度に東清掃事務所と大崎清掃事務所を統合すること、令和6年度にし尿処理施設であるクリーンセンター西堀を廃止し、令和7年度より大宮南部浄化センターに一本化することとしている。

今回の監査の過程で、監査人として上述してきたとおりの様々な意見を申し述べたが、市の回答の多くは上記組織再編に合わせて検討するというものであった。確かに、これらの組織再編時期を目標に直営や委託の在り方や人員配置の在り方を見直すかを検討することについて異論があるものではないが、一朝一夕にまた、特定の年度にまとめて変更することは現実的とは言えない。

現時点から、計画的にかつ可能な限り段階的に見直しを行うことで、新施設等の稼働開始がスムーズに行われるよう十分配慮することが不可欠である。

2 全庁に関連する事項

今回の監査対象は清掃事業（環境局）が中心であるが、監査の過程で発見した事項の中には、環境局のみならず複数部局、あるいは全庁的に取り組むべきと考えられる点が検出されたため、以下に記述することとする。

（１）勤怠管理簿のシステム化・ペーパーレス化

各センター・事務所に往査し「特殊勤務実績簿」を閲覧したところ、紙の管理簿により、各種業務に対応した執務時間が記録されるとともに、月次で執務時間又は執務回数が手作業で集計されている状況にあった。

【現状の問題点（意見42）】

「特殊勤務実績簿」を手作業で集計している理由を聴取したところ、職員全員にパソコンを支給しているわけではないため紙による管理をせざるを得ない一方、手作業による集計作業結果は、部署内で再確認のうえ承認の手続きをとっているが、集計作業自体に時間を要しているとの回答を得た。また、総務局人事部人事課からは、執務時間を超えて業務を行う場合は「時間外・休日・夜間勤務命令書」により、上長から業務命令を受けるが、上長による日次の書面押印を前提としているため、全庁的に紙による日次の管理と月次の手作業による集計作業を行っているとの回答も得た。

現状の紙による記録管理は承認状況が都度判別しやすい面もあるが、手作業による集計・確認を行った上で、再度別システムに入力するといった業務は効率的とは言い難い状況にある。また、月次で行う複数の手当てに対応する多数データの手作業による集計・確認自体に多数の時間を要する点も不効率な状況にある。

さらに手作業による集計結果は 1 カ月ごとにシステムに合計値が入力され所管する人事課に報告される体制となっているが、人事課は月次のモニタリングにとどまり、タイムリーなモニタリングができているとは言い難い状況といえる。加えて、全庁職員数の紙面が毎月利用されることになるが、市全体としてごみ削減を課題とする中、市自身としても削減に積極的に取り組むべきであり、システムによる労務管理・記録によるペーパーレス化の推進は大きく期待されるところである。

この点、人事課にシステム導入計画の有無を質問したところ、時間集計の労力、集計誤りのリスクについては、理解をしているため、令和 5 年 10 月の稼働を目指し労務管理も行える庶務システムの導入を検討中との回答を得た。

市全体では多数の業務を担い且つ出先機関も多数ある中では、全庁的な勤怠労務管理システムの構築には困難な面も伴うであろうが、システム導入を、よりスピード感を持ち積極的に推進することが望まれる。

（２）特殊勤務手当について

市では、「さいたま市職員の給与に関する条例（平成 13 年 05 月 01 日条例第 42 号）」において、給料のほか、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、

単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を設けている。

このうち特殊勤務手当は同条例第 17 条に基づき、26 種類の特殊勤務に対し 61 個（支給基準ベース）の項目を設けている。

第 17 条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

これらの特殊勤務手当の中で、清掃事業においては、ごみの収集を始め、塵芥車の運転、焼却炉を時間稼働させる等の特殊性もあり、以下の特殊勤務手当が発生している。

種類	業務内容	対象者	基準	支給額
特殊車両等運転業務手当	特殊車両等の運転等の業務	一般	特殊車両等（日額）	300 円
自動車整備業務手当	自動車整備業務	整備管理者	（日額）	300 円
清掃業務手当	ごみ、汚泥又はし尿の収集及び指定する清掃業務	一般	ごみ、汚泥の収集（日額）	600 円
			し尿の収集及び指定する清掃（日額）	760 円
	廃棄物処理施設の業務	クリーンセンター大崎、東部環境センター、西部環境センター及び環境施設管理課の職員	管理業務以外の業務（日額）	550 円
			焼却炉の清掃（日額）	3,000 円
			破砕機の清掃（日額）	1,000 円
	下水及びし尿処理施設の業務	クリーンセンター西堀及び大宮南部浄化センターの職員	管理業務以外の業務（日額）	550 円
浄化設備等の清掃（日額）			1,000 円	
作業指導業務手当	清掃作業又は土木作業の指導業務	班編成をもって行う作業で指導業務に従事する職員	（日額）	300 円
試験、検査等業務手当	ガス、粉じんその他の有毒物、高熱、騒音等が発散する場所において行う環境の調査又は指導の業務	環境対策課、産業廃棄物指導課の職員	（日額）	390 円

種類	業務内容	対象者	基準	支給額
変則勤務手当	正規の勤務時間が深夜に割り振られている職員の深夜における勤務	正規の勤務時間が深夜に割り振られている職員	勤務 1 回	1,000 円

【現状の問題点（意見43）】

上記清掃事業に関連する特殊勤務手当は 6 種類あるが、関東地方の他政令市と以下に比較した。

種類	さいたま市	横浜市	川崎市	千葉市	相模原市
特殊車両等運転業務手当	300 円（日額）	なし	なし	230 円（日額）	なし
自動車整備業務手当	300 円（日額）	なし	なし	なし	なし
清掃業務手当	<ul style="list-style-type: none"> ● ゴミ、汚泥の収集 600 円（日額） ● し尿の収集及び指定する清掃 760 円（日額） ● 廃棄物処理施設の管理業務以外の業務 550 円（日額） ● 焼却炉の清掃 3,000 円（日額） ● 破砕機の清掃 1,000 円（日額） ● 下水及びし尿処理施設の管理業務以外の業務 550 円（日額） ● 浄化設備等の清掃 1,000 円（日額） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般廃棄物の収集、運搬及び処分その他規則で定める環境整備に関する業務・技能職員 100 円/事務職員又は技術職員 260 円以内で規則に定める額（日額） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物等の収集、運搬等の業務、一般廃棄物処理施設等における設備の維持管理の業務その他の廃棄物等に接触して行う業務 800 円（日額） 	<ul style="list-style-type: none"> ● し尿・清掃作業 500 円（日額） 	<ul style="list-style-type: none"> ● ゴみ収集作業又はゴミ処理施設においてゴミ処理作業 400 円（日額） ● し尿収集、浄化槽の汚泥収集若しくは清掃作業又はし尿処理施設においてし尿処理作業 700 円（日額） ● ゴみ処理施設において投入槽その他規則で定める施設の検査、修繕又は掃除作業 700 円（日額） ● 汚水処理施設における汚水揚水ポンプ、原水貯槽その他規則で定める施設の掃除作業 700 円（日額）
作業指導業務手当	<ul style="list-style-type: none"> ● 清掃作業又は土木作業の指導業務 300 円（日額） 	なし	なし	なし	なし
試験、検査等業務手当	<ul style="list-style-type: none"> ● ガス、粉じんその他の有毒物、高熱、騒音等が発散する場所において行う環境の調査又は指導の業務 390 円（日額） 	なし	なし	<ul style="list-style-type: none"> ● 産業廃棄物等に係る現地における調査、検査及び指導 180 円（日額） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境衛生検査 330 円（日額）
変則勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ● 正規の勤務時間が深夜に割り振られている職員の深夜における勤務 1,000 円（勤務 1 回） 	なし	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般廃棄物処理施設等における設備の保守、管理等に係る緊急の対応の業務 650 円（勤務 1 回） 	なし	なし

出典：各市 HP より

各市によって業務内容も異なるため、また、各市の情報の公表の方針が必ずしも統一されているとは限らないため単純比較はできないものの、さいたま市環境局に係る特殊勤務手当は関東他政令市に比べ種類は多く、また金額も比較的多額に設定されている状況にある。

さいたま市では総務省による地方公務員給与実態調査の結果を踏まえ、毎期見直していると聞いているが、上記他市の取組状況も見ながら、現在の特殊勤務手当について妥当性を継続的に確認することが望まれる。

(3) 社会福祉協議会を通じた行政財産の貸付・使用許可

行政財産の貸付又は使用許可により、清掃事業施設内に自販機を設置しているケースが散見された。今回の実地監査で、監査対象としてサンプル抽出した案件は下表のとおりである。

自販機ベンダーに対し公募等により行政財産を貸し付け、貸付料を徴収しているケース(下表 No. ~)と社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会(以下「協議会」という。)に対し行政財産の無償使用許可を与えているケース(下表 No. ~)に取引スキームは大別される。

No.	区分	分類	所属	貸付等の相手先	数量	使用料・貸付料(円)
	土地	行政財産	東清掃事務所	コカ・コーライーストジャパン(株)	1.71 m ²	1,200,672
	土地	行政財産	東清掃事務所	ダイドードリンコ(株)	1.71 m ²	472,056
	土地	行政財産	東部環境センター	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	2.00 m ²	726,090
	土地	行政財産	西部環境センター	東京キリンビバレッジサービス(株)	2.48 m ²	1,321,920
	土地	行政財産	西部環境センター	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	3.14 m ²	1,796,208
	土地	行政財産	クリーンセンター大崎	社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会	自販機 4 台 4 m ²	0
	建物	行政財産	クリーンセンター西堀	社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会	1.00 m ²	0

出所：市の作成資料

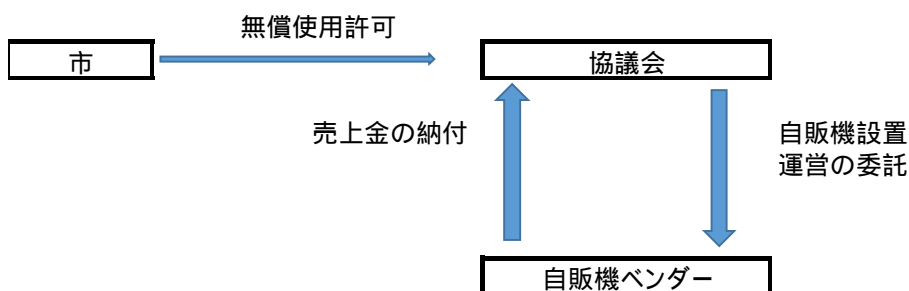
協議会に対する無償使用許可は、「さいたま市行政財産の使用料に関する条例」に以下の記述がありその根拠となっている。

<p>(使用料の減免)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p>
--

- (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
- (2) 前号のほか、市長が特に必要と認めるとき。

【現状の問題点（結果14）】

実地監査の過程で協議会に施設の一角の使用許可を行っているものの、実際には自販機が設置されている状況であることを現場視察により確認した。この点を担当課に質問したところ、取引スキームは以下のとおりとなっており、福祉事業へ収益を充当しているものに限って公募の対象外としているとの回答を得た。



本来であれば市が直接自販機ベンダーに対し貸付を行い使用料を徴収し、協議会に対する財政的援助が必要であるならば、別途その必要性を十分に検討したうえで補助金等を支出すべきである。協議会への財政的援助の側面での経済的実質は異なるものではないが、本来的な事務手続きを排除している点で問題があるといえる。

今回の監査では、環境局所管の案件が対象となっているが、全庁的に同様のスキームで財政的援助団体等に無償使用許可を行っているケースの有無を確認し、必要な改善措置を行うことが望まれる。

(4) 建物と一体管理の備品の管理方法

物品について、地方自治法第 239 条に以下のとおり定めがある。物品は、公有財産に属するもの以外の動産をいうことから、建物附属設備と区分し管理する必要がある。

地方自治法

(物品)

第 239 条 この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く。）をいう。

- 一 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）
- 二 公有財産に属するもの
- 三 基金に属するもの

また、さいたま市では、物品の保管についてさいたま市物品会計規則にて以下のとおり定めがある。

さいたま市物品会計規則

(物品の保管)

第15条 物品出納員等及び物品取扱員等は、その保管に係る物品を良好な状態で保管し、その状況を常に明らかにしておかなければならない。

(物品の受領及び記録管理)

第16条 物品取扱員等は、備品を受領したときは備品台帳に登録し、その写しを所属の会計管理者等に送付しなければならない。

2 前項の備品には備品票を張り付け、これを管理するものとする。ただし、備品票を張り付けることができないものについては、この限りではない。

(備品の調査等)

第31条 物品取扱員等は、毎年3月末日現在において、所管に係る備品についてその現状を調査し、備品現在高報告書を所属の物品出納員等に送付しなければならない。

2 物品出納員等は、前項の備品現在高報告書の送付を受けたときは、集計表を作成し、所属の会計管理者等に送付しなければならない。

3 区会計管理者は、前項の集計表の送付を受けたときは、当該集計表を会計管理者に送付しなければならない。

実地監査の過程で、重要物品を含めた備品台帳と現物の突合を実施したところ、西部環境センターにおいて定温乾燥機等の一部の資産について、備品票の張り付けがなく備品台帳への登録がないものがあった。また、クリーンセンター大崎の分析室に保管されていた物品についても、同様に備品票の添付がなく備品台帳への登録のないものがあった(以下 写真参照)。この点、各施設の担当者に確認をしたところ、いずれも備品台帳への登録がなかった各資産は、施設の建設時に納品された物品であり建物附属設備として管理されているとのことであった。

一方、東部環境センターにおいては、東部リサイクルセンターとの統合の際に移管された下記2つ機械設備については、他の機械設備と同様に建物に据え付けられているにもかかわらず、備品(重要備品)として管理されていた。

(クリーンセンター大崎 分析室全景)



(未登録備品例)



【現状の問題点（意見 44）】

西部環境センター及びクリーンセンター大崎では上記のとおり、建物と一体となって機能を発揮する附属設備だけでなく、一部の移動が容易な物品についても建物附属設備として管理されている。これは、建物建設時に建築物と同予算内で一括購入した物品を含む設備について、まとめて建物附属設備として管理・処理していることにより生じている状況である。

しかし、移動が容易な物品は明らかに建物附属設備には該当せず、動産に合った定期的な現状調査を含む管理が必要である。また、さいたま市物品会計規則においても、原則として備品には備品票を張り付け、これを管理することが求められている。

資産登録により管理方法や会計上の処理も異なるため、資産取得時には、その取得方法にかかわらず対象物の性質に合った財産管理・会計処理となるよう、登録方法を慎重に検討することが必要である。また、資産登録時に疑念が生じた際は本庁と協議し、全庁的に資産登録方法を統一することが望まれる。

また、上記のような備品登録漏れや、設置・保管場所の不備等の検出にもつながるため、年に一度の備品現状確認においては、備品台帳に掲載されている備品の現状確認のみではなく、各保管場所に現存の備品が網羅的に備品登録されているかの確認を併せて実施することも必要である。

【現状の問題点（意見 45）】

東部環境センターにおいて、東部リサイクルセンターとの統合の際に移管された下記2つの機械設備については、他の機械設備と同様に建物に据え付けられているにもかかわらず、備品（重要備品）として管理している。

管理番号	備品番号	所管取得年月日	品名	規格	設置・保管場所	購入先・寄贈者	取得価格等（円）	備考
0041143	15-0033	H24.4.1	非常用放送設備	パナソニック WK-ER500	プラザ棟 休憩室	東部リサイクルセンター	3,449,250	
0041144	15-0034	H24.4.1	工場監視装置	日立 B01G00806 監視用 CCTV 装置	RC 工場棟 機械操作室	東部リサイクルセンター	2,300,000	

出典：備品台帳（重要備品）

上述のとおり、建物へ据え付けられている機械設備であるにもかかわらず、東部リサイクルセンターから移管を受けた設備についてのみ備品として管理しており、その取り扱いが異なっている。これは東部リサイクルセンターで備品(重要備品)として管理されていたものを、東部環境センターへの移管時に財産管理上もそのまま引き継いだことにより生じたものとのことである。

上記「現状の問題点（意見 44）」に記載のとおり、容易に移動可能な物品については物品として登録し管理を行うべきであるが、建物に据え付けられており容易に移動することができないようなものについてまでも物品として管理する必要があるかについては、改めて検討することが望まれる。

なお、平成 27 年度より制度導入が行われている新地方公会計における固定資産台帳では、過去の工事契約等の建設記録から固定資産の取得価額を算定しているが、経過措置により簡便的に工事契約内容を建物、建物附属設備、工作物、機械設備、物品等に区分することなく建物勘定で一括して登録することが容認されている。一方、物品については、備品台帳に登録されている物品のうち、1 品の取得価格が 100 万円以上のものを固定資産台帳に登録している。したがって、上記 2 件のように建物に組み込まれている機械設備を重要物品として登録することにより、固定資産台帳上は建物として登録されるとともに物品としても登録され二重に固定資産台帳に登録される懸念もある。

その点からも、今回の実地監査において、建物に据え付けられた設備等で物品管理されているものは、東部リサイクルセンターに限定された上記 2 件であったが、全庁的に同様の管理方法を用いているケースの有無を確認し検討の対象とすることが望まれる。

(5) 路上喫煙及び空き缶等のポイ捨て対策について

資源循環政策課では、「さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例」に基づき、環境美化重点区域及び路上喫煙禁止区域に指定した駅周辺区域のポイ捨て、路上喫煙の防止を図っている。令和 2 年度からは、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、さいたま新都心駅等の 5 駅周辺区域を追加指定し、市内 12 駅周辺の区域で環境美化指導員による巡回指導や啓発物の設置、指定喫煙場所の改修を行っている。

【現状の問題点（意見 46）】

12 駅周辺で指定した環境美化重点区域及び路上喫煙禁止区域内には、16 か所の指定喫煙場所を設置している。設置した当初、環境美化の推進の観点から指定喫煙場所は、大型の灰皿を置き、植栽やプランターでその周囲を囲っただけのものであった。他の歩行者との接触による火傷や、吸い殻の不始末による火災の危険、また、路上喫煙はポイ捨てに繋がり、街の美観を損ねるといった環境美化の観点から対策をしたものだった。しかしながら、近年の健康意識の高まりから、たばこの煙対策として、周囲を高さ 2 メートル以上のパーティションで囲ったものに、順次改修している。特に、令和 2 年 4 月 1 日からは改正健康増進法が全面施行され、事務所、飲食店等の多くの人々が利用する施設について原則屋内禁煙が始まり、路上等の敷地外での喫煙者が多くみられるといった意見や、指定喫煙場所で喫煙していても漏れてくる煙や臭いに対して対策をとってほしいといった苦情が多いとの説明を受けた。

実際に件数を精査したところ、別表のとおり、苦情件数は年々増加傾向にあり、その内、たばこの煙に関する苦情は、令和 2 年度（10 月 6 日時点）においては、8 割を超える件数を占めていることが判明した。

法律により屋内禁煙が徹底されれば、喫煙者が路上等の敷地外に流れることは理解できる。一方、市民が求めているものは、たばこのポイ捨て対策以上に、たばこの煙や臭いからくる健康被害、受動喫煙への対策であり、環境美化の視点からの路上喫煙対策で市民の理解を十分に得られるかは疑問である。現状は市民感情と大きな乖離があると考える。

今後は、健康被害や受動喫煙対策を行う部署と局横断的に連携を図ることは勿論、路上喫

煙に限らず、さいたま市全体の喫煙に関する健康被害対策の方針を検討することが望まれる。

なお、本件は、清掃事業とは直接関連がないものの、監査の過程で監査対象部局である環境局に関連する課題として監査人が把握した事項を申し添えるものである。

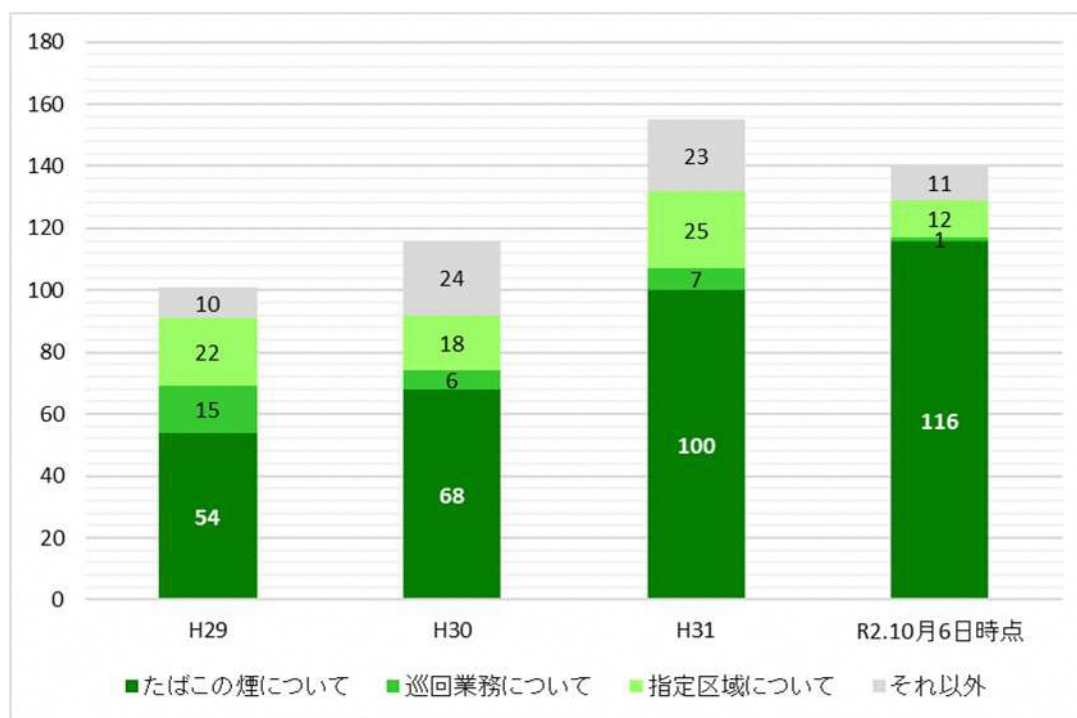
(別表)環境美化重点区域及び路上喫煙禁止区域に関する苦情件数及び内訳

単位：件

	たばこの煙 について	巡回業務 について	指定区域 について	それ以外	計
H29	54	15	22	10	101
H30	68	6	18	24	116
H31	100	7	25	23	155
R2.10月6日時点	116	1	12	11	140

出所：市の作成資料

単位：件



出所：市の作成資料